

平成27年度

広島県環境データ集

広島県

広島県環境データ集 目次

第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧表	1
2	大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）	1
3	大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）	1
4	大気汚染常時監視網配置図	2
5	二酸化硫黄濃度測定結果表	3
6	二酸化窒素濃度測定結果表	4
7	一酸化炭素濃度測定結果表	5
8	微小粒子状物質濃度測定結果表	5
9	浮遊粒子状物質濃度測定結果表	5
10	光化学オキシダント濃度測定結果表	6
11	緊急時等における協力工場・事業場一覧	7
12	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	8
13	オキシダント情報等の月別発令回数	9
14	非メタン炭化水素濃度測定結果表	9
15	有害大気汚染物質モニタリング結果	10
16	簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果	10
17	簡易測定法等による窒素酸化物測定結果	11
18	短期間測定における光化学オキシダント測定結果	11
19	浮遊粒子状物質測定結果	11
20	降下ばいじん量年平均値	12
21	浮遊粉じん測定結果年平均値	12
22	黄砂飛来日数	12
23	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	13
24	自動車排出ガス規制の概要	14
25	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	16
26	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	16
27	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	16
28	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	17
29	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	17
30	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	18
31	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	18
32	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	19
33	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	19

第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	20
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	24
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全燐）	24
4	水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	24
5	水域別環境基準（BOD、COD）の達成状況	25
6	水域別環境基準（全窒素及び全燐）の達成状況	28
7	水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	28

8	健康項目の環境基準値を超える割合	29
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	30
10	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	31
11	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	31
12	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	32
13	海域の水質汚濁状況（COD）	33
14	環境基準類型指定水域別水質（BOD, COD）の推移	34
15	環境基準点についての地点別測定結果（生活環境項目）	37
16	環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全磷）	43
17	水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果	45
18	海域の栄養塩の状況	45
19	ダム貯水池（貯水量1,000万m ³ 以上）の栄養塩の状況	46
20	棕梨ダムのアオコ確認日数	46
21	地下水環境基準達成率の推移	46
22	地下水測定結果	47
23	公共用水域要監視項目等調査結果	50
24	生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	52
25	産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	52
26	産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合	52
27	赤潮発生海域概要	53
28	特定施設の許可・届出受理状況	54
29	特定事業場の状況	54
30	業種別特定事業場の届出状況	55
31	水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	56
32	市町別水道普及率	56
33	公共下水道の普及状況	56
34	太田川流域下水道計画図	57
35	芦田川流域下水道計画図	58
36	沼田川流域下水道計画図	59
37	海水浴場水質測定結果	60

第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	62
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	62
3	環境騒音の環境基準達成状況	63
4	自動車騒音の環境基準達成状況	63
5	自動車騒音測定結果	64
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	72
7	道路交通振動測定結果	73
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	74
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	74
10	航空機騒音短期測定結果	75
11	航空機騒音常時測定結果	75
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	76
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	76
14	騒音規制区域の区分	76

15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	77
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	77
17	騒音規制区域別の特定工場等数	77
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	78
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	78
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	78
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	78
22	振動規制法に基づく地域の指定図	79
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	79
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	79
25	振動規制区域別の特定工場等数	79
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	80
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	80
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	80
29	悪臭防止法に基づく規制地域	80
30	悪臭の規制基準	81
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	81
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	81

第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	82
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	82
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	83
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	83
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	85
6	ポリ塩化ビフェニル（PCB）による汚染状況調査	86
7	水銀による魚介類の汚染調査結果	87
8	トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による汚染調査結果	87
9	かきの重金属検査結果	87

第5 自然環境

1	自然公園等位置図	88
2	自然公園の指定状況	88
3	県自然環境保全地域一覧	89
4	自然海浜保全地区一覧	90
5	緑地環境保全地域一覧	90
6	自然公園内の許可等の処理状況	91
7	海岸線の状況	91
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	91
9	保安林面積	91
10	鳥獣保護区等一覧	92
11	有害鳥獣の捕獲（有害捕獲数）	93

第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移（広島県）	94
2	電灯・電力消費量（広島県）	94
3	用途別都市ガス販売量（広島県）	94
4	種類別燃料油販売量（広島県）	94
5	自動車保有台数の推移（広島県）	94
6	住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）	94

第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	95
2	ごみ処理の概況	95
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	96
4	広島県分別収集促進計画（第7期）の概要	96
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	96
6	産業廃棄物処理業者許可状況	96

第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	97
2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	97
3	公害苦情事案の処理状況	98
4	環境保全協定締結状況	98
5	環境影響評価の実施状況	99
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	100
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表	101
8	せとうち海援隊認定団体	104
9	こどもエコクラブ数，メンバー数	105
10	緑の少年団，団員数	105
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	105
12	都市公園整備現況	106
13	県・市町の環境保全関係規程等	107

第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	110
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	110
3	水質汚濁に係る環境基準	111
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	115
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	116
6	航空機騒音に係る環境基準	117
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	117
8	ダイオキシン類に係る環境基準	117
9	土壌の汚染に係る環境基準	118

第1 大気環境

1 大気汚染測定網一覽表

(平成27年3月31日現在)

項目 市町	硫黄酸化物				窒素酸化物				一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質				微小粒子状物質		風向風速	気温湿度	日射量
	簡易測定法	分子拡散式サンプラー	短期測定法	導電率法又は紫外線蛍光法	簡易測定法	短期測定法	吸光度法又は化学発光法	非分散型赤外線分析法	紫外線吸収法	ローボリウムエアサンプラー法	ハイボリウムエアサンプラー法	β線吸収法	β線吸収法又は任電天びん法	デボジットケーシング法	ハイボリウムエアサンプラー法	ガスクロマトグラフ法					
総数	1	57	1	26	93	1	40	5	1	28	7	14	1	39	20	77	5	10	35	9	9
広島市				4			11	2		7		1		11	8	3		4	7	2	2
呉市				5			6	1		3	4			6	2	10	4	2	5	2	2
竹原市		8		3	5		3			1				1	1	6		1	3	1	1
三原市		12		1	13		2	1		1				2	1	12		1	2	1	1
尾道市	1				14		1			1				1		10					
福山市				7	21		9	1		6	3			9	4	14		1	8	1	1
府中市		8		1	2		1			1				1		8			1		
三次市				1	2		1			1				1	1				1	1	1
大竹市				1	5		1			1				1	1	4	1		1	1	1
東広島市		13		1	13		2			2		13		2	1	1			2		
廿日市市		12			12		1			1				1		5			1		
安芸郡府中町			1				1			1				1							
海田町		1		1	1		1			1				1		1		1	1		
熊野町					2																
坂町		3			3											3					
山県郡北広島町										1				1	1				1		
豊田郡大崎上島町				1			1			1				1					1		

資料：県環境保全課
(注) 県、市町の測定網である。

2 大気汚染常時監視測定局別測定項目(一般環境大気測定局)

(平成27年3月31日現在)

設置主体	番	測定局		測定項目												
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射				
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桜尾本町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4	三穂小学校	〃 西区三穂町一丁目9-25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		5	皆実小学校	〃 南区皆実町一丁目15-32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		6	福木小学校	〃 東区島木九丁目1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		7	伴小学校	〃 安佐南区沼田町大字伴6153	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		8	安佐南区役所	〃 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		9	可部小学校	〃 安佐北区可部四丁目9-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
県	10	海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	11	明立小学校	呉市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	呉市	12	呉西消防署	〃 中央三丁目1-34	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		13	宮原小学校	〃 宮原四丁目8-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		14	納山団地	〃 警固屋一丁目地内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		15	白岳小学校	〃 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
県	16	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	17	河内入野	東広島市河内町入野字群之本5048-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	20	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	21	尾道東高校	尾道市東久保町12-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	22	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
福山市	23	向丘中学校	〃 水香向丘107	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	24	曙小学校	〃 曙町五丁目16-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	25	南小学校	〃 明治町4-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	26	手城小学校	〃 南手城町四丁目5-10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	27	増田中学校	〃 春日町三丁目15-18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	28	駅家東小学校	〃 駅家町法成寺67	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	29	神辺事業所	〃 神辺町川北字内井之堀1356-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
県	30	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	31	北広島町	山県郡北広島町壬生	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	32	三次市十日市町	三次市十日市町168-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
竹原市	33	賀茂川中学校	竹原市東野町2501-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34	福田区民館	〃 福田町1355-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合 計				26	33	28	5	32	14	34	8	7				

(注) 「測定項目」欄中○印は、県中央監視局とオンライン化されていないことを示す。

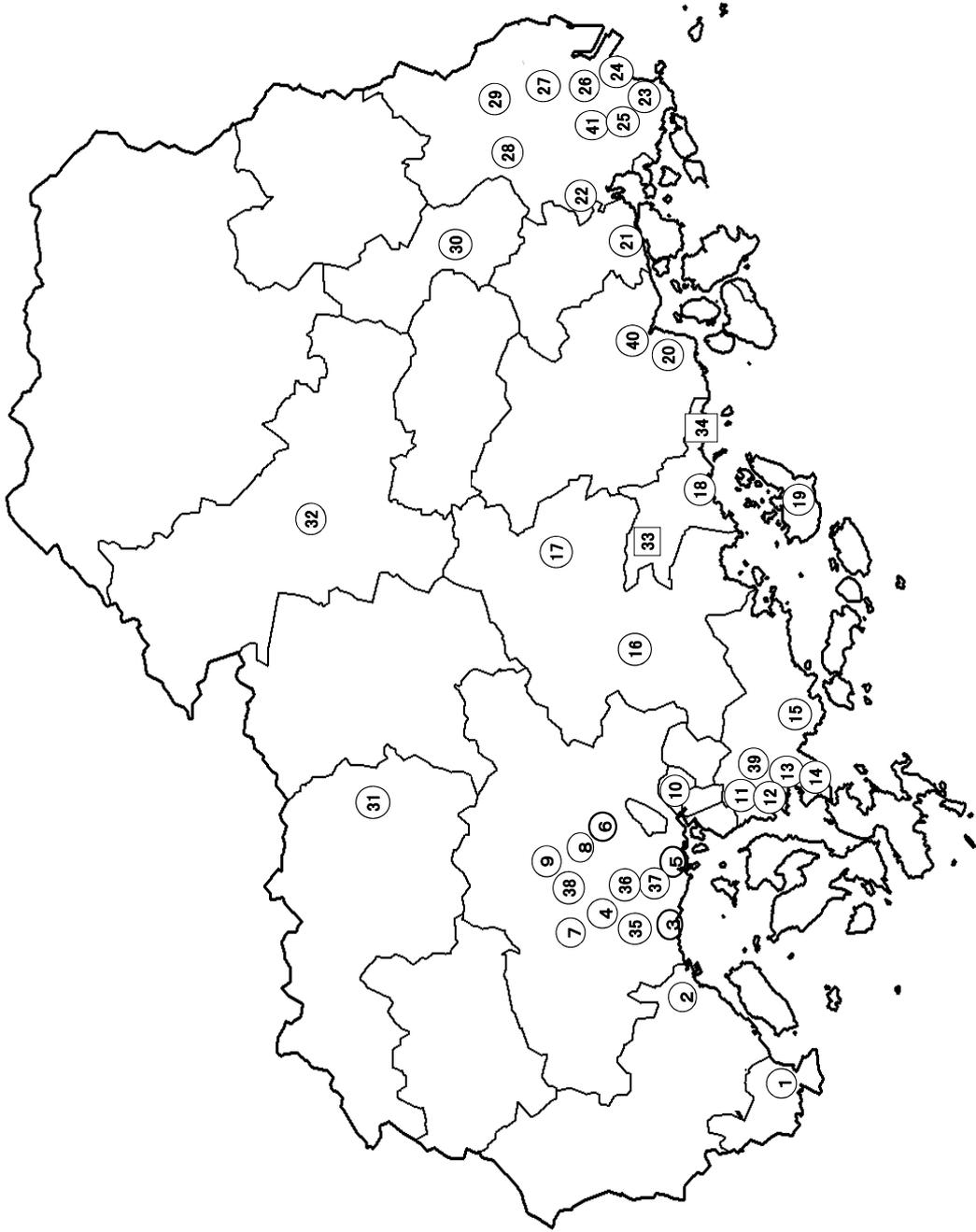
3 大気汚染常時監視測定局別測定項目(自動車排出ガス測定局)

(平成27年3月31日現在)

設置主体	番	測定局		測定項目										
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射		
広島市	35	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	36	紙屋町	〃 中区基町11-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	37	比治山	〃 南区比治山本町12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
呉市	38	古市小学校	〃 安佐南区古市二丁目21-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	39	西畑町	呉市西畑町33地先	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
県	40	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福山市	41	福山市役所	福山市東桜町3-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
合 計				0	7	5	5	7	6	1	1	1		

4 大気汚染常時監視網配置図

【オンライン局(○数字)】			【オフライン局(□数字)】		
No.	局別	測定局名	No.	局別	測定局名
1	一般	大竹	33	一般	賀茂川中学校
2	一般	廿日市桂公園	34	一般	福田区民館
3	一般	井口小学校			
4	一般	三篠小学校			
5	一般	菅美小学校			
6	一般	福木小学校			
7	一般	伴小			
8	一般	安佐南区役所			
9	一般	可部小学校			
10	一般	海田高等学校			
11	一般	明立小学校			
12	一般	呉西消防署			
13	一般	宮原小学校			
14	一般	鍋山団地			
15	一般	白岳小学校			
16	一般	東広島西条小学校			
17	一般	河内入野			
18	一般	竹原高校			
19	一般	大崎小学校			
20	一般	三原宮浦公園			
21	一般	尾道東高校			
22	一般	松永小学校			
23	一般	回丘中学校			
24	一般	曙小学校			
25	一般	南小			
26	一般	宇城小学校			
27	一般	培遠中学校			
28	一般	駅家東小学校			
29	一般	神辺事業所			
30	一般	府中市教育センター			
31	一般	北広島島町			
32	一般	三次市十日市町			
35	自排	紙屋			
36	自排	比治			
37	自排	比治			
38	自排	古市小学校			
39	自排	西三原			
40	自排	三原宮			
41	自排	福山			



(平成27年3月31日現在)

資料: 県環境保全課

5 二酸化硫黄濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途 地域	有効測定 日数	測定 時間	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間 数とその割 合		日平均値 が0.04ppm を超えた日 数とその割 合		1時間 値の最 高値	日平均 値の 2%除 外値	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.04 ppmを超 えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値						
							(日)	(%)	(日)	(%)					(ppm)	(ppm)	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度
							(ppm)														
一般環境 大気測定局	大竹市		大竹油見公園	住	356	8,515	0	0.0	0	0.0	0.041	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
	広島市		井口小学校	住	363	8,604	0	0.0	0	0.0	0.019	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
			皆実小学校	住	363	8,660	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
			伴小学校	住	364	8,647	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	0	適	0.000	0.000	0.001	0.002	0.002		
			安佐南区役所	住	361	8,637	0	0.0	0	0.0	0.040	0.008	0	適	0.002	0.002	0.003	0.004	0.005		
			海田町	海田高校	住	365	8,717	0	0.0	0	0.0	0.035	0.010	0	適	0.006	0.006	0.004	0.005	0.005	
	呉市		明立小学校	住	365	8,674	0	0.0	0	0.0	0.033	0.007	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
			呉西消防署	商	365	8,681	0	0.0	0	0.0	0.063	0.009	0	適	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003		
			宮原小学校	住	365	8,674	0	0.0	0	0.0	0.047	0.010	0	適	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003		
			鍋山団地	住	365	8,675	0	0.0	0	0.0	0.043	0.010	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003		
			白岳小学校	住	365	8,673	0	0.0	0	0.0	0.023	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
	東広島市		東広島西条小学校	住	355	8,549	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004		
	竹原市		竹原高校	住	365	8,659	0	0.0	0	0.0	0.041	0.004	0	適	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002		
			賀茂川中学校	住	357	8,577	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
			福田区民館	住	365	8,694	0	0.0	0	0.0	0.079	0.005	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
	大崎上島町		大崎小学校	未	359	8,638	0	0.0	0	0.0	0.034	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
	三原市		三原宮浦公園	住	346	8,243	0	0.0	0	0.0	0.035	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
	福山市		松永小学校	住	364	8,617	0	0.0	0	0.0	0.019	0.005	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002		
			向丘中学校	住	363	8,600	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
			曙小学校	住	364	8,605	0	0.0	0	0.0	0.039	0.007	0	適	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004		
			南小学校	商	362	8,561	0	0.0	0	0.0	0.027	0.006	0	適	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002		
			手城小学校	住	358	8,494	0	0.0	0	0.0	0.029	0.006	0	適	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002		
			培遠中学校	住	364	8,603	0	0.0	0	0.0	0.045	0.008	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
		駅家東小学校	未	364	8,613	0	0.0	0	0.0	0.040	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			
府中市		府中市教育センター	準工	364	8,676	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			
三次市		三次市十日市町	未	329	7,908	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。

4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

6 二酸化窒素濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途 地域	有効測定 日数 (日)	測定時 間 (時間)	1時間 値の最 高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以 上0.06ppm 以下の日数 とその割合		日平均 値の年 間9 8%の 値 (ppm)	98%値 評価に よる日 平均値 が0.06 ppmを 超えた日 数 (日)	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値					
								(日)	(%)	(日)	(%)				22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
								(ppm)												
一般環境 大気測定局	大竹市		大竹油見公園	住	363	8,657	0.054	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.010	0.009	0.010	0.011	0.011	
	廿日市市		廿日市桂公園	住	365	8,665	0.066	0	0.0	1	0.3	0.029	0	適	0.017	0.017	0.017	0.016	0.016	
	広島市			井口小学校	住	361	8,640	0.057	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.014	0.014	0.014	0.013	0.014
				三篠小学校	住	360	8,601	0.047	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.012	0.012	0.011	0.012
				皆実小学校	住	361	8,605	0.070	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.017	0.016	0.016	0.014	0.014
				福木小学校	住	363	8,647	0.051	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
				伴小学校	住	363	8,643	0.045	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
				安佐南区役所	住	(215)	(5,110)	(0.05)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.023)	0	-	0.013	0.013	0.012	0.010	(0.012)
				可部小学校	住	362	8,601	0.038	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
	海田町			海田高校	住	361	8,647	0.066	0	0.0	2	0.6	0.033	0	適	0.020	0.018	0.018	0.017	0.018
	呉市			明立小学校	住	318	7,636	0.057	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
				呉西消防署	商	363	8,652	0.064	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.012	0.012	0.013	0.013	0.012
				宮原小学校	住	359	8,602	0.070	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.013	0.014	0.015	0.014	0.014
				鍋山団地	住	362	8,646	0.107	0	0.0	0	0.0	0.026	0	適	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
				白岳小学校	住	358	8,532	0.046	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	東広島市			東広島西条小学校	住	362	8,691	0.047	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.012	0.010	0.011	0.010	0.010
				河内入野	未	360	8,620	0.051	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
	竹原市			竹原高校	住	362	8,663	0.037	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010
				賀茂川中学校	住	356	8,565	0.053	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
				福田区民館	住	364	8,704	0.249	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007
	大崎上島町			大崎小学校	未	358	8,624	0.039	0	0.0	0	0.0	0.013	0	適	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004
	三原市			三原宮浦公園	住	364	8,718	0.047	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.011	0.010	0.012	0.011	0.010
	尾道市			尾道東高校	住	349	8,435	0.062	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.014	0.015	0.015	0.015	0.013
	福山市			松永小学校	住	361	8,575	0.051	0	0.0	0	0.0	0.028	0	適	0.017	0.018	0.017	0.015	0.015
				向丘中学校	住	364	8,612	0.045	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
				曙小学校	住	364	8,604	0.058	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
				南小学校	商	362	8,561	0.058	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014
				手城小学校	住	363	8,602	0.068	0	0.0	1	0.3	0.031	0	適	0.019	0.018	0.018	0.017	0.016
				培遠中学校	住	364	8,596	0.060	0	0.0	1	0.3	0.028	0	適	0.018	0.017	0.018	0.016	0.014
				駅家東小学校	未	364	8,604	0.045	0	0.0	0	0.0	0.014	0	適	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
			神辺事業所	未	364	8,605	0.057	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	
府中市			府中市教育センター	準工	365	8,720	0.042	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006	
三次市			三次市十日市町	未	363	8,663	0.026	0	0.0	0	0.0	0.010	0	適	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	
自動車排出 ガス測定局	広島市		庚午	商	301	7,234	0.074	0	0.0	8	2.7	0.042	0	適	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	
			紙屋町	商	356	8,579	0.079	0	0.0	0	0.0	0.035	0	適	0.029	0.026	0.026	0.025	0.026	
			比治山	商	338	8,220	0.087	0	0.0	4	1.2	0.036	0	適	0.023	0.021	0.021	0.021	0.018	
		古市小学校	商	362	8,637	0.060	0	0.0	0	0.0	0.026	0	適	0.015	0.017	0.016	0.016	0.015		
	呉市			西畑町	住	358	8,589	0.063	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
三原市			三原宮沖町	住	350	8,430	0.048	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.022	0.020	0.017	0.016	0.015	
福山市			福山市役所	商	364	8,629	0.064	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適	0.027	0.025	0.023	0.022	0.021	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

- (注) 1 測定は、ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。
 2 「日平均値の98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。
 3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
 4 「環境基準適否」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。
 5 ()内の数値は、有効測定時間数6,000時間に達していない値を示す。

7 一酸化炭素濃度測定結果表

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合 (回)(%)	日平均値が10ppmを超えた回数とその割合 (日)(%)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準適合 否	1時間値の年平均値 (ppm)						
												22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
自動車排出ガス測定局	広島市	紙屋町	商業	359	8,608	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	0	適	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4
				360	8,629	0	0.0	0	0.0	1.7	0.9	0	適	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6
	呉市	西畑町	住宅	365	8,701	0	0.0	0	0.0	3.8	0.8	0	適	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
				363	8,657	0	0.0	0	0.0	1.2	0.6	0	適	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
福山市	福山市役所	商業	363	8,660	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	0	適	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	

資料：環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定は、非分散型赤外線法による。
 2 「日平均値の2%除外値」とは、年間における日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。
 3 「環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続した日数に達しない限り、2%除外対象日に入っている日数分については除外していない。
 4 「環境基準適合」は、「環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。
 5 三原宮沖は、23年度までは検定期間が切れているため参考値を掲載している。

8 微小粒子状物質濃度測定結果表

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (日)(%)		環境基準適合 否	日平均値の年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
						22年度	23年度		24年度	25年度	26年度		
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住宅	359	37.2	12	3.3	否	—	—	—	16.6	16.0
				361	41.1	17	4.7	否	—	19.7	19.1	18.4	19.5
	広島市	井口小学校	住宅	363	40.4	14	3.9	否	—	—	—	16.3	17.3
				271	29.9	1	0.4	適	—	—	—	—	14.5
		伴小学校	住宅	362	39.0	12	3.3	否	—	—	16.3	16.8	16.5
				365	41.0	19	5.2	否	—	—	—	—	18.0
	竹原市	竹原高校	住宅	353	34.6	6	1.7	否	—	—	—	15.6	15.1
				259	29.6	0	0.0	適	—	—	—	—	13.4
	福山市	曙小学校	住宅	365	36.7	10	2.7	否	—	—	17.0	16.8	15.4
				365	36.0	11	3.0	否	—	—	—	—	17.6
三原市	三原市十日市町	未	359	31.4	3	0.8	適	—	—	—	14.2	13.1	
自動車排出ガス測定局	広島市	紙屋町	商業	259	31.5	1	0.4	適	—	—	—	—	14.8
				264	30.9	1	0.4	否	—	—	—	—	15.5
				360	44.3	22	6.1	否	—	—	18.0	18.1	19.0
	三原市	古市小学校	商業	332	39.0	15	4.5	否	—	—	—	19.1	19.0
				354	32.5	6	1.7	否	—	—	—	16.3	15.4
	福山市	福山市役所	商業	362	37.0	10	2.8	否	—	—	—	18.7	17.8

資料：環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。
 2 「環境基準適合」は、「年平均値」が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、「日平均値の年間98%値」が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合を適としている。

9 浮遊粒子状物質濃度測定結果表

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた回数とその割合 (回)(%)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた回数とその割合 (日)(%)	1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	環境基準の長期評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準適合 否	1時間値の年平均値 (mg/m^3)							
												22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住宅	359	8,616	0	0.0	0	0.0	0.101	0.052	0	適	0.020	0.020	0.019	0.022	0.024	
				347	8,342	0	0.0	0	0.0	0.106	0.047	0	適	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021	
	廿日市	廿日市桂公園	住宅	364	8,698	0	0.0	0	0.103	0.053	0	適	0.033	0.030	0.030	0.029	0.031		
				358	8,578	0	0.0	0	0.0	0.088	0.053	0	適	0.022	0.024	0.024	0.026	0.024	
	広島市	皆美小学校	住宅	365	8,690	0	0.0	0	0.100	0.051	0	適	0.022	0.022	0.023	0.023	0.021		
				362	8,654	0	0.0	0	0.0	0.144	0.049	0	適	0.022	0.021	0.021	0.022	0.022	
		伴小学校	住宅	363	8,680	0	0.0	0	0.0	0.112	0.054	0	適	0.031	0.030	0.024	0.022	0.023	
				360	8,600	1	0.0	0	0.0	0.253	0.055	0	適	0.023	0.018	0.025	0.030	0.027	
		可部小学校	住宅	364	8,666	0	0.0	0	0.0	0.143	0.050	0	適	0.033	0.034	0.031	0.022	0.020	
				361	8,645	0	0.0	0	0.0	0.104	0.051	0	適	0.026	0.025	0.024	0.024	0.023	
		海田町	明立小学校	住宅	364	8,720	0	0.0	0	0.0	0.120	0.052	0	適	0.026	0.025	0.022	0.024	0.023
					365	8,740	0	0.0	0	0.0	0.108	0.054	0	適	0.020	0.023	0.024	0.025	0.025
	呉市	宮原小学校	住宅	365	8,722	0	0.0	0	0.0	0.110	0.057	0	適	0.023	0.026	0.026	0.027	0.026	
				363	8,699	0	0.0	0	0.0	0.103	0.055	0	適	0.025	0.027	0.025	0.027	0.026	
	東広島市	東広島西条小学校	住宅	361	8,634	0	0.0	0	0.0	0.100	0.050	0	適	0.022	0.022	0.021	0.022	0.022	
				350	8,449	0	0.0	0	0.0	0.105	0.041	0	適	0.020	0.020	0.018	0.020	0.019	
	竹原市	竹原高校	住宅	322	7,727	0	0.0	0	0.0	0.085	0.045	0	適	0.020	0.020	0.021	0.020	0.020	
				354	8,521	0	0.0	0	0.0	0.103	0.045	0	適	0.024	0.023	0.021	0.022	0.021	
	大崎上島町	三原宮浦公園	住宅	348	8,359	0	0.0	0	0.0	0.103	0.048	0	適	0.021	0.020	0.019	0.020	0.020	
				359	8,616	0	0.0	0	0.0	0.114	0.054	0	適	0.022	0.020	0.022	0.023	0.024	
	三原市	尾道東高校	住宅	364	8,721	0	0.0	0	0.0	0.112	0.051	0	適	0.024	0.024	0.022	0.023	0.023	
				365	8,731	0	0.0	0	0.0	0.089	0.046	0	適	0.019	0.017	0.020	0.021	0.020	
	福山市	向丘中学校	住宅	358	8,608	0	0.0	0	0.0	0.101	0.050	0	適	0.022	0.020	0.021	0.021	0.024	
				363	8,698	0	0.0	0	0.0	0.118	0.055	0	適	0.023	0.026	0.027	0.027	0.028	
	手械小学校	住宅	365	8,731	0	0.0	0	0.0	0.110	0.055	0	適	0.023	0.024	0.025	0.027	0.026		
			365	8,725	0	0.0	0	0.0	0.131	0.048	0	適	0.035	0.036	0.026	0.026	0.021		
	増田小学校	住宅	362	8,692	0	0.0	0	0.0	0.111	0.055	0	適	0.028	0.028	0.025	0.026	0.026		
			357	8,560	0	0.0	0	0.0	0.101	0.051	0	適	0.027	0.025	0.025	0.026	0.024		
	福山市	福山市役所	商業	365	8,738	0	0.0	0	0.0	0.119	0.053	0	適	0.028	0.028	0.025	0.025	0.025	

資料：環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定は、光散乱法、ベータ線吸収法又は圧電式法による。
 2 「環境基準の長期評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数である。ただし、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が2日以上連続した日数に達しない限り、2%除外対象日に入っている日数分については除外していない。
 3 「環境基準適合」は、「環境基準の長期評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」が0の場合を適としている。

10 光化学オキシダント濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		環境基準 適否	昼間の1時間値の年平均値					
					(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
					(ppm)													
一般環境 大気測定局	大竹市		大竹油見公園	住	365	5,434	0.094	81	343	0	0	否	0.033	0.031	0.030	0.033	0.033	
	廿日市市		廿日市桂公園	住	365	5,442	0.095	79	382	0	0	否	0.030	0.027	0.031	0.031	0.030	
	広島市			井口小学校	住	360	5,333	0.091	52	235	0	0	否	0.036	0.031	0.035	0.035	0.027
				三篠小学校	住	365	5,387	0.102	94	522	0	0	否	0.033	0.029	0.033	0.033	0.033
				皆実小学校	住	365	5,420	0.110	89	504	0	0	否	0.031	0.028	0.031	0.032	0.032
				福木小学校	住	365	5,426	0.102	79	458	0	0	否	0.030	0.028	0.032	0.034	0.032
				伴小学校	住	365	5,431	0.112	90	482	0	0	否	0.034	0.030	0.033	0.034	0.032
				安佐南区役所	住	365	5,410	0.102	82	477	0	0	否	0.035	0.028	0.032	0.034	0.032
				可部小学校	住	365	5,370	0.106	77	434	0	0	否	0.030	0.030	0.033	0.033	0.030
	海田町		海田高校	住	365	5,442	0.090	57	261	0	0	否	0.030	0.026	0.028	0.029	0.027	
	呉市			明立小学校	住	365	5,414	0.100	86	450	0	0	否	0.031	0.031	0.034	0.035	0.035
				宮原小学校	住	365	5,415	0.101	69	285	0	0	否	0.026	0.024	0.028	0.029	0.029
				白岳小学校	住	365	5,415	0.106	107	586	0	0	否	0.033	0.030	0.033	0.035	0.038
	東広島市			東広島西条小学校	住	365	5,433	0.098	74	380	0	0	否	0.036	0.033	0.036	0.038	0.034
				河内入野	未	359	5,333	0.104	72	378	0	0	否	0.031	0.029	0.027	0.030	0.029
	竹原市			竹原高校	住	365	5,424	0.101	106	585	0	0	否	0.034	0.031	0.034	0.034	0.033
	大崎上島町			大崎小学校	未	359	5,321	0.101	90	517	0	0	否	0.035	0.031	0.033	0.034	0.036
	三原市			三原宮浦公園	住	365	5,446	0.100	87	471	0	0	否	0.035	0.031	0.034	0.035	0.032
	尾道市			尾道東高校	住	365	5,437	0.099	111	600	0	0	否	0.034	0.031	0.031	0.033	0.034
	福山市			松永小学校	住	365	5,413	0.108	98	548	0	0	否	0.034	0.030	0.031	0.033	0.032
			向丘中学校	住	365	5,409	0.111	111	631	0	0	否	0.037	0.033	0.036	0.035	0.037	
			南小学校	商	360	5,326	0.098	74	425	0	0	否	0.032	0.028	0.031	0.031	0.031	
			培遠中学校	住	365	5,401	0.096	79	339	0	0	否	0.031	0.029	0.031	0.030	0.030	
			駅家東小学校	未	365	5,415	0.102	81	452	0	0	否	0.036	0.030	0.032	0.032	0.033	
		神辺事業所	未	365	5,412	0.104	81	449	0	0	否	0.035	0.030	0.033	0.033	0.032		
府中市			府中市教育センター	準工	365	5,444	0.100	93	513	0	0	否	0.030	0.030	0.032	0.031	0.033	
北広島町			北広島町	未	365	5,444	0.089	48	298	0	0	否	0.029	0.027	0.024	0.030	0.029	
三次市			三次市十日市町	未	365	5,441	0.092	41	276	0	0	否	0.028	0.026	0.025	0.027	0.026	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、紫外線吸収法による。

2 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適否」は、「昼間の1時間値が、0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

11 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(平成27年7月現在)

緊急時の発令地区別	緊急時等協力工場・事業場		協 力 内 容			
	名 称	所 在 地	オキシダント緊急時(ばい煙)	オキシダント緊急時(VOC)	硫酸酸化物緊急時	予報による協力
大竹地区	日本製紙大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○	○
	糊ダイセル大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○	○
	日本製紙大竹工場(北)	大竹市東栄1-16-1	○		○	○
	三菱レイヨン糊大竹事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○	○
廿日市地区	瀬川金属精錬	廿日市市木村港北3-87	○			
	広島ガス糊廿日市工場	廿日市市木村港南12-20	○			
	三共ポリエチレン糊広島事業所	廿日市市大東4-1		○		
	富安金属印刷株式会社広島工場	廿日市市峠245-80		○		
	糊ウッドワン ウッドワン発電所	廿日市市木村港1-1	○			
広島地区	マツダ糊(宇品東地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○	○
	三菱重工業糊広島製作所	広島市西区観音新町4-6-22	○	○	○	○
	広島市環境局中工場	広島市中区南吉島1-4-2	○			○
	広島市環境局南工場	広島市南区東雲3-17-1	○			○
	広島市環境局安佐南工場	広島市安佐南区伴北四丁目3990	○			○
	コベルコ建機株式会社五日市工場	広島市佐伯区五日市港2-2-1		○		○
	MCMエネルギーサービス糊	広島市南区仁保沖町1-1	○			○
可部地区	大和重工糊	広島市安佐北区可部1-21-23	○			
	広島市環境局安佐北工場	広島市安佐北区中島1460-1	○			
海田地区	マツダ糊(本社)	安芸郡府中町新地3-1	○		○	○
	糊日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○	○
	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町31322-8	○			○
	柳井塗装店 第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○		○
呉地区	糊淀川製鋼所呉工場	呉市昭和町9-1	○		○	○
	日新製鋼呉製鉄所	呉市昭和町11-1	○		○	○
	ジャパンマリンユナイテッド糊呉事業所	呉市昭和町2-1		○		○
広島地区	王子マテリア糊呉工場	呉市広末2-1-1			○	○
	クリーンセンターくれ	呉市広多賀谷3-9-3	○			○
	中国木材(株)郷原工場	呉市郷原町字一ノ松光山626-2				○
	中国木材(株)	呉市広多賀谷3丁目8-4	○			○
東広島地区	糊ヒロエー東邦事業所	東広島市志和町冠1045-1	○		○	
	糊エネルギー・ソリューション・アンド・サービス 東広島コーポレーションセンター発電所	東広島市吉川工業団地7-10	○		○	
	賀茂環境衛生センター	東広島市西条町上三永字松崎766-1			○	
	ダイキョーニシカワ糊八本松工場	東広島市八本松町原175-1		○		○
	まつやせロファン糊	東広島市西条吉行東2-5-44		○		○
	新明和工業糊特装車事業部広島工場	東広島市八本松西7-1-13		○		○
	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江字イヌスヶ1845	○			
	光和金属工業(株)第二工業	東広島市黒瀬町カノウギ427-37				○
本郷・河内地区	東洋製糖糊広島工場	三原市本郷町北方234	○	○		
大崎地区	東邦鉛鋳糊製鋼所	豊田郡大崎上島町東野5562-1	○		○	○
	中国電力糊大崎発電所	豊田郡大崎上島町中野6208-1			《運転休止中》	
竹原地区	三井金属鉱業糊竹原製煉所	竹原市塩町1-5-1	○		○	○
	電源開発糊竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○	○
三原地区	ユニオンタイヤコード糊	三原市円一町1-1-1	○			○
	三菱重工交通機器エンジニアリング糊	三原市糸崎南一丁目1番1	○			○
	三菱重工印刷紙工機械糊	三原市糸崎南一丁目1番1	○	○		○
	山陽白色セメント糊	三原市糸崎町5310-6	○		○	○
	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○			○
	三菱重工糊三原製作所和田沖工場	三原市和田沖町1		○		○
	糊DNPファインオプトロニクス三原東工場	三原市沼田西町小原73-47		○		○
尾道地区	日東電工糊尾道事業所	尾道市美ノ郷町本郷455-6		○		
松永地区	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○			○
	プレス工業糊尾道事業所	尾道市高須町大山田1050		○		○
福山地区	日本化薬糊福山工場	福山市箕沖町126		○		○
	JFESチール糊西日本製鉄所	福山市鋼管町1	○	○	○	○
	瀬戸内共同火力糊	福山市鋼管町1	○		○	○
	JFEMネラル糊福山製造所	福山市鋼管町1			○	○
	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○			○
	ツネインカムテックス糊福山工場	福山市箕沖町107-5	○			○
	福山リサイクル発電糊	福山市箕沖町107-8	○			○
	福山クリーンセンター 福山ごみ筒形燃料工場	福山市箕沖町107-7	○			○
	早川ゴム糊箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○		○
府中地区	北川精機糊B棟	府中市鶴飼町800-8		○		
	北川精機糊E棟	府中市鶴飼町800-122		○		
芸北地区	山県郡西部衛生組合ごみ焼却施設	山県郡安芸太田町大字穴字1497-1	○			
	芸北広域環境施設組合芸北広域きれいセンター	山県郡北広島町川井1080-18	○			
	喜楽製業糊	山県郡北広島町新氏神71-1	○			
備北地区	マツダ(株)三次事業所	三次市東酒屋町天狗松551-1	○			
	三次市三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○			
	備北クリーンセンター	庄原市一木町266-1	○			
合計	73工場・事業場		51	25	21	43

資料：県環境保全課

12 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

(単位：回)

発令ランク	年度 地区	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		情 報	大竹	5	3	4	4	1	7	0	0
甘日市	-		-	-	8	10	5	0	0	2	0
広島	13		11	13	15	17	18	4	2	8	5
可部	1		3	4	7	14	4	2	1	3	1
海田	2		1	10	5	5	3	2	0	0	0
呉	1		3	3	0	1	0	1	0	1	1
広島	1		2	3	2	2	1	1	0	1	0
東広島	1		3	5	1	0	2	0	0	1	0
本郷・河内	2		2	4	2	3	2	0	0	1	0
竹原	6		8	6	3	4	3	1	0	2	2
大崎	2		3	6	2	2	2	0	0	1	0
三原	5		0	3	2	7	6	2	0	3	1
尾道	2		5	5	5	6	4	2	0	1	0
松永	0		1	5	3	12	6	2	0	1	2
福山	10		10	10	13	11	11	3	1	4	2
福山北部	0		8	5	9	14	11	1	1	2	3
府中	2		4	4	0	7	5	1	0	1	0
芸北	-		-	-	-	-	0	0	0	1	0
備北	-		-	-	-	-	0	0	0	0	0
計		53	67	90	81	116	90	22	5	36	17
実日数		17	19	20	21	25	22	7	3	13	10
注 意 報	大竹	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	甘日市	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
	広島	3	5	4	3	3	2	0	0	1	0
	可部	0	1	2	0	3	3	0	0	0	0
	海田	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	竹原	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	大崎	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	三原	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	尾道	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	松永	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	福山	5	2	3	4	3	2	1	0	0	0
	福山北部	0	4	1	1	3	2	1	0	0	0
	府中	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0
	芸北	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	備北	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
計		10	18	15	13	17	11	3	0	1	0
実日数		8	9	6	5	6	7	1	0	1	0
警報	実日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：県環境保全課

(注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

13 オキシダント情報等の月別発令回数

(平成26年度)

地区	区分・月	情報(回)								注意報(回)							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大竹	市								0								0
廿日	市								0								0
広島	市	1	2	1	1				5								0
可部	市				1				1								0
海田	市								0								0
呉	市		1						1								0
広島	市								0								0
東広島	市								0								0
本郷・河内	市								0								0
竹原	市		1	1					2								0
大崎	市								0								0
三原	市			1					1								0
尾道	市								0								0
松永	市		2						2								0
福山	市		1		1				2								0
福山北部	市		2		1				3								0
府中	市								0								0
芸北	市								0								0
備北	市								0								0
計		1	9	3	4	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0

資料: 県環境保全課

14 非メタン炭化水素濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間間平均値		6~9時3時間間平均値が0.20ppmcを超えた日数とその割合		6~9時3時間間平均値が0.31ppmcを超えた日数とその割合		1時間値の年平均値				
								最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
								(ppmC)										
一般環境大気測定局	海田町	市	海田高校	住	8,494	0.10	358	1.05	0	10	2.8	3	0.8	0.16	0.15	0.11	0.10	0.09
			明立小学校	住	8,628	0.14	364	0.31	0.02	37	10.2	0	0	0.20	0.14	0.11	0.11	0.11
	呉市	市	白岳小学校	住	8,545	0.13	359	0.27	0.01	27	7.5	0	0	0.12	0.10	0.11	0.12	0.12
			竹原高校	住	5,960	0.11	251	0.43	0	13	5.2	3	1.2	0.07	0.09	0.09	0.08	0.10
	福山市	市	南小学校	商	8,600	0.11	362	0.39	0	6	1.7	1	0.3	0.14	0.13	0.12	0.11	0.11
自動車排出ガス測定局	広島市	市	庚午	商	8,575	0.23	359	0.64	0.04	198	55.2	57	15.9	0.21	0.20	0.21	0.19	0.17
			紙屋町	商	8,376	0.14	364	0.46	0.01	51	14	9	2.5	0.21	0.18	0.17	0.14	0.14
			比治山	商	8,619	0.16	363	0.5	0.07	65	17.9	11	3	0.16	0.16	0.14	0.17	0.16
			古市小学校	商	8,487	0.15	357	0.77	0.04	36	10.1	4	1.1	0.11	0.12	0.10	0.09	0.14
	三原市	市	三原宮沖町	住	6,233	0.16	262	0.55	0.05	47	17.9	12	4.6	0.14	0.14	0.12	0.11	0.13

資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市
 (注) 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

15 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成26年度)

物質名	地点(分類)	単位	測定地点							環境基準	指針値
			東広島 西条小学校 (一般環境)	三原 宮沖町 (沿道)	大竹 油見公園 (発生源周辺)	府中市 教育センター (発生源周辺)	北広島町 千代田運動公園 (発生源周辺)	竹原市 竹原高校 (発生源周辺)			
ベンゼン		μg/m ³	0.74	1.1	0.73	1.1	0.51	—	3		
トリクロロエチレン		μg/m ³	0.061	0.10	0.012	0.056	0.017	—	200		
テトラクロロエチレン		μg/m ³	0.067	0.026	0.012	0.034	0.021	—	200		
ジクロロメタン		μg/m ³	0.67	0.76	0.50	1.5	1.3	—	150		
アクリロニトリル		μg/m ³	0.069	0.050	0.58	0.044	0.030	—	2		
塩化ビニルモノマー		μg/m ³	0.030	0.018	0.019	0.017	0.013	—	10		
クロロホルム		μg/m ³	0.16	0.12	0.20	0.097	0.14	—	18		
1,2-ジクロロエタン		μg/m ³	0.13	0.11	0.20	1.3	0.10	—	1.6		
1,3-ブタジエン		μg/m ³	0.067	0.11	0.061	0.081	0.012	—	2.5		
水銀及びその化合物		ngHg/m ³	2.0	2.3	—	—	—	—	40		
ニッケル化合物		ngNi/m ³	3.6	—	—	—	3.5	—	25		
ヒ素及びその化合物		ngAs/m ³	1.8	—	—	—	1.6	4.4	6		
マンガン及びその化合物		ngMn/m ³	24	—	—	—	9.6	—	140		
アセトアルデヒド		μg/m ³	1.5	1.9	1.6	—	—	—	—		
酸化エチレン		μg/m ³	0.038	—	0.045	—	—	—	—		
ベンゾ(a)ピレン		ng/m ³	0.19	0.30	—	—	—	—	—		
ホルムアルデヒド		μg/m ³	1.4	1.7	1.5	—	—	—	—		
ベリリウム及びその化合物		ng/m ³	0.033	—	—	—	0.012	—	—		
クロム及びその化合物		ng/m ³	4.2	—	—	—	2.4	—	—		
塩化メチル		μg/m ³	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	—	—		
トルエン		μg/m ³	5.3	4.4	2.7	5.2	1.0	—	—		

(注) 各地点の濃度は、平成26年4月から27年3月までの月1回採取したものの平均濃度

(平成26年度)

物質名	地点(分類)	単位	広島市					呉市		福山市			
			井口小学校 (一般環境)	安佐南区役所 (一般環境)	比治山測定局 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	阿戸 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	宮原小学校 (発生源周辺)	南小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン		μg/m ³	0.89	0.92	1.1	0.89	0.77	1.3	1.4	1.1	1.0	1.3	1.3
トリクロロエチレン		μg/m ³	0.030	0.037	0.14	0.087	0.035	0.072	0.071	0.14	0.052	0.36	—
テトラクロロエチレン		μg/m ³	0.053	0.081	0.052	0.049	0.046	0.080	0.16	0.048	0.046	0.15	—
ジクロロメタン		μg/m ³	0.73	0.73	0.70	0.75	0.76	0.99	1.1	0.9	1.4	1.1	—
アクリロニトリル		μg/m ³	0.042	0.027	0.033	0.038	0.028	0.018	0.017	0.026	0.028	—	—
塩化ビニルモノマー		μg/m ³	0.012	0.011	0.012	0.013	0.012	0.025	0.023	0.025	—	—	—
クロロホルム		μg/m ³	0.20	0.17	0.20	0.16	0.19	0.22	0.24	0.17	—	—	—
1,2-ジクロロエタン		μg/m ³	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0.19	0.19	0.14	0.15	0.15	—
1,3-ブタジエン		μg/m ³	0.082	0.10	0.14	0.10	0.042	0.078	0.10	0.087	—	—	0.14
水銀及びその化合物		ngHg/m ³	1.7	1.8	2.1	1.7	—	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	—
ニッケル化合物		ngNi/m ³	3.5	3.0	3.6	3.4	—	3.6	6.4	4.8	—	5.3	—
ヒ素及びその化合物		ngAs/m ³	2.0	2.0	1.9	2.1	—	2.1	2.4	2.4	—	2.5	—
マンガン及びその化合物		ngMn/m ³	42	20	25	27	—	42	140	64	—	72	—
アセトアルデヒド		μg/m ³	1.3	1.4	1.1	1.3	—	1.8	1.5	2.2	—	2.0	2.1
酸化エチレン		μg/m ³	0.057	0.063	0.065	0.053	—	0.069	0.076	0.059	—	—	5.5
ベンゾ(a)ピレン		ng/m ³	0.14	0.15	0.14	0.15	—	0.23	0.18	0.49	—	—	0.33
ホルムアルデヒド		μg/m ³	2.2	2.3	2.1	2.1	—	1.6	1.8	2.1	—	2.0	1.9
ベリリウム及びその化合物		ng/m ³	0.097	0.020	0.019	0.027	—	0.024	0.020	0.024	—	—	—
クロム及びその化合物		ng/m ³	—	—	—	—	—	7.6	11	4.2	—	4.9	—
塩化メチル		μg/m ³	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	3.0	2.2	1.6	—	—	—
トルエン		μg/m ³	4.1	3.6	5.0	12	2.3	6.7	15	5.1	—	—	—

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 各地点の濃度は、平成26年4月から27年3月までの月1回採取したものの平均濃度

16 簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果

市町	測定法 (単位)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度 /22年度	26年度 /25年度
						測定値	地点数		
尾道市	二酸化鉛法 (SO ₃ mg/日/100cm ³)	0.004	0.009	0.01>	0.01>	0.01>	1	—	—
竹原市	分子拡散式 サンブラー法 (ppb)	4.9	4.5	4.6	4.7	4.6	8	0.9	1.0
三原市		4.5	4.2	4.4	4.3	4.1	12	0.9	1.0
府中市		3.7	3.6	1.5	1.4	4.0	8	1.1	2.9
東広島市		3.4	3.4	3.3	3.3	3.6	13	1.1	1.1
廿日市市		4.3	4.3	2.1	1.5	1.5	12	0.3	1.0
海田町		5.6	5.5	5.2	—	4.9	1	0.9	—
坂町	5.4	5.3	—	—	2.2	3	0.4	—	
府中町	紫外線蛍光法(ppb) (H24は溶液導伝率法)	3	3	5	3	2	1	0.7	0.7

各市町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成26年度は、7月16日～22日)における平均値である。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成25年度は、7月24日～31日)における平均値である。

17 簡易測定法等による窒素酸化物測定結果

市 町	測定法 (単位)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度/ 22年度	26年度/ 25年度
						測定値	地点数		
大竹市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO ₂ ppb)	11.5	10.3	10.6	10.4	10.5	5	0.9	1.0
廿日市市		12.4	11.6	16.5	16.9	16.0	12	1.3	0.9
竹原市		13.2	12.8	12.7	11.5	12.0	5	0.9	1.0
三原市		9.6	8.9	8.9	8.6	8.1	13	0.8	0.9
尾道市		11.4	10.4	11.6	11.8	12.9	14	1.1	1.1
福山市		10.7	10.4	10.3	9.9	9.3	21	0.9	0.9
府中市		7.1	6.7	10.6	9.4	6.6	2	0.9	0.7
三次市		5.8	8.6	5.2	5.1	4.3	2	0.7	0.8
東広島市		9.5	9.1	9.5	8.8	8.3	13	0.9	0.9
海田町		20.1	19.4	19.3	—	18.8	1	—	—
熊野町		6.2	5.8	5.8	5.5	5.4	2	0.9	1.0
坂町		11.9	10.1	—	—	15.2	3	—	—
福山市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO _x ppb)	16.3	15.8	15.1	14.4	13.1	21	0.8	0.9
東広島市		18.4	16.9	18.2	18.0	16.8	13	0.9	0.9
府中町	化学発光法(NO ₂ ppb) (H24は吸光度法)	11	8	12	15	12	1	1.1	0.8

各市町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成26年度は、7月16日～22日)における平均値である。

18 短期間測定における光化学オキシダント測定結果

市 町	測定法 (単位)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度/ 22年度	26年度/ 25年度
						測定値	地点数		
府中町	紫外線吸収法(ppb) (H24, H25は化学発光法)	—	15	16	37	23	1	—	0.6

府中町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成26年度は、7月16日～22日)における平均値である。

19 浮遊粒子状物質測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市町 (地点数)	年度	浮遊粒子状物質	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
広島市 (1地点)	24	17	0.10	0.01	0.03	0.001>	0.011	0.001	0.04	0.002
	25	11	0.09	0.01	0.02	0.001>	0.010	0.001	0.03	0.002
	26	15	0.10	0.01	0.04	0.001>	0.010	0.001>	0.04	0.003
呉市 (4地点)	24	15	0.45	0.01	0.01	0.001>	0.018	0.003	0.07	—
	25	17	0.42	0.01	0.01	0.001>	0.016	0.003	0.06	—
	26	15	0.45	0.01	0.01	0.001>	0.017	0.003	0.08	—
福山市 (3地点)	24	21	0.49	0.02	0.01	0.001	0.017	0.003	0.08	0.003
	25	21	0.44	0.02	0.01	0.000	0.016	0.002	0.07	0.003
	26	21	0.51	0.02	0.01	0.001	0.019	0.003	0.08	0.004
東広島市 (13地点)	24	13	—	0.01	—	—	—	—	—	—
	25	11	—	0.01	—	—	—	—	—	—
	26	16	—	0.02	—	—	—	—	—	—
府中町 (1地点)	24	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	25	44	—	—	—	—	—	—	—	—
	26	40	—	—	—	—	—	—	—	—

各市町調べ

(注) 検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

府中町の測定結果は、β線吸収法による短期間(平成26年度は、7月16日～22日)における平均値である。

その他の市の測定法は、ハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラーである。

20 降下ばいじん量年平均値

(単位:t/km²/月)

市町	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度/ 22年度	26年度/ 25年度
					測定値	地点数		
広島市	1.4	2.0	1.7	1.9	1.9	3	1.3	1.0
呉市	2.5	2.5	2.7	2.7	2.6	10	1.0	1.0
竹原市	2.2	2.1	2.3	1.9	1.9	6	0.9	1.0
三原市	1.3	1.2	1.4	1.2	1.2	12	0.9	1.0
尾道市	2.7	2.8	2.6	2.4	2.3	10	0.8	1.0
福山市	2.8	2.7	2.8	2.4	2.2	14	0.8	0.9
府中市	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	8	0.8	1.1
大竹市	1.6	1.8	2.0	1.7	1.8	4	1.1	1.1
東広島市	1.6	1.4	1.2	1.5	1.6	1	1.0	1.1
廿日市市	1.9	1.9	1.9	1.9	2.4	5	1.3	1.3
海田町	2.6	2.1	2.9	—	2.3	1	0.9	—
坂町	2.2	1.8	—	—	2.5	3	1.1	—

各市町調べ

(注)測定法は、ろ過式採取、デポジットゲージ又はダストジャーである。

21 浮遊粉じん測定結果年平均値

(単位:μg/m³)

市町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉市 (4地点)	24	39	2.3	0.02	0.11	0.001>	0.09	0.005	0.23	—
	25	39	2.7	0.02	0.11	0.001>	0.07	0.006	0.15	—
	26	40	3.6	0.03	0.23	0.001	0.08	0.006	0.24	—
大竹市 (1地点)	24	40	0.48	0.02	0.01	0.0003	0.02	0.004	0.06	0.005
	25	29	11.94	4.09	0.20	0.0069	0.00	0.000	0.01	0.004
	26	25	0.18	0.02	0.01	0.0002	0.02	0.002	0.05	0.003

各市町調べ

(注)検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

測定法はハイボリウムエアサンプラーである。

22 黄砂飛来日数

(単位:日)

年	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
黄砂飛来日数	10	12	8	7	3	14	7	6	1	7

23 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:アスベスト繊維の本数/L) (平成26年度)

区分	市町	測定地点	アスベスト濃度	参考 (H25年度 平均値)
幹線道路 沿い	海田町	安芸消防署駐輪場	ND	ND
		安芸消防署駐車場	ND	ND
	三原市	三原宮沖町国道2号線近傍	ND	ND
		三原宮沖町後背地	ND	ND
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	ND	ND
		県営千代田工業団地②	ND	ND
	府中市	府中市鶴飼工業団地中心部	ND	0.072
		府中市鶴飼工業団地汚水処理場	ND	0.056
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定局	0.056	ND
		県東広島合同庁舎	ND	ND
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定局	ND	0.070
		林業技術センター敷地内	ND	ND

資料: 県環境保全課

(単位:アスベスト繊維または総繊維の本数/L) (平成26年度)

地域区分		濃度(平均値)	
広島市	幹線道路沿い	0.062	
	商工業地域	0.056	
	住宅地域	0.060	
呉市	住宅地域	A	0.056
		B	ND
福山市	道路沿線地域	A	ND
		B	ND
	商工業地域	A	ND
		B	ND
	住宅地域	A	ND
		B	ND
	解体現場等	A	ND
		B	ND
		C	ND
		D	ND
E		ND	

資料: 広島市, 呉市, 福山市

注1) 広島市はアスベスト繊維, 呉市及び福山市は総繊維の濃度を記載。

注2) ND(不検出)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を, 100 視野*で1本検出された場合の濃度として, 幾何平均を算出した。

(※直径 300 μm の顕微鏡視野を1視野とした 100 回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準 :
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき 10 本

24 自動車排出ガス規制の概要

種別	現行規制				次期規制				備考
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年 ・ (平成21年)※4	1.92 (1.15)				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)				
		JC08モード (g/km)※3	NOx		0.08 (0.05)				
		PM※4	0.007 (0.005)						
	軽自動車	10・15M+11M (g/km)	CO	平成19年 ・ (平成21年)※4	6.67 (4.02)				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)				
		JC08モード (g/km)※3	NOx		0.08 (0.05)				
		PM※4	0.007 (0.005)						
	軽量車 (gvw≦1.7t)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年 ・ (平成21年)※4	1.92 (1.15)				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)				
		JC08モード (g/km)※3	NOx		0.08 (0.05)				
		PM※4	0.007 (0.005)						
中量車 (1.7t<gvw≦3.5t)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年 ・ (平成21年)※4	4.08 (2.55)				次期規制については未定	
		NMHC		0.08 (0.05)					
	JC08モード (g/km)※3	NOx		0.10 (0.07)					
	PM※4	0.009 (0.005)							
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年 ・ (平成21年)※4	21.3 (16.0)				次期規制については未定	
		NMHC		0.31 (0.23)					
	NOx	0.9 (0.7)							
	PM※4	0.013 (0.010)							
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84 (0.63)				次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)				
			NOx		0.11 (0.08)				
			PM		0.007 (0.005)				
	軽量車 (gvw≦1.7t)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成22年	0.84 (0.63)				次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)				
		JC08モード (g/km)※3	NOx		0.11 (0.08)				
		PM	0.007 (0.005)						
	中量車 (1.7t<gvw≦3.5t)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成22年	0.84 (0.63)				次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)				
		JC08モード (g/km)※3	NOx		0.20 (0.15)				
		PM	0.009 (0.007)						
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 平成22年 ※5	2.95 (2.22)	WHTC (g/kWh) ※6	平成28年 平成29年 平成30年	(2.22)	・平成28年規制はGVW7.5t超 ・平成29年規制はトラクター ・平成30年規制はGVW7.5t以下	
		NMHC		0.23 (0.17)			(0.17)		
	NOx	0.9 (0.7)		(0.4)					
	PM	0.013 (0.010)		(0.010)					

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
 ※2 規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。
 ※3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
 ※4 ガソリン・LPG車のPM規制は、吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。(平成21年規制～)
 ※5 平成21年規制はGVW12t超の車両に対し、平成22年規制はGVW12t以下の車両に対し適用。
 ※6 WHTCモードを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

種 別	現 行 規 制				次 期 規 制				備 考		
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値			
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO			次期規制については検討中	
			HC		(0.50)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)		CO				次期規制については検討中
			HC		(0.50)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO				次期規制については検討中
			HC		(0.30)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)		CO			次期規制については検討中	
			HC		0.40 (0.30)		NMHC				
			NOx		0.20 (0.15)		NOx				
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.04 (0.03)		PM				
	定格出力 37kW以上56kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.033 (0.025)		PM				
	定格出力 56kW以上75kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
	定格出力 75kW以上130kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
	定格出力 130kW以上560kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6 (3.5)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成26年	(3.5)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		2.7 (2.0)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未満のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		CO			次期規制については未定		
		NMHC		0.80 (0.6)		NMHC					
		NOx		0.80 (0.6)		NOx					

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※3 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

25 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数				施設数			
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例
総計	3,339	100	2,559	780	12,155	100	7,168	4,987
広島	1,086	32.5	911	175	2,600	21.4	1,880	720
広島西	195	5.8	164	31	661	5.4	349	312
呉	321	9.6	243	78	2,077	17.1	1,073	1,004
芸北	181	5.4	131	50	507	4.2	364	143
広島中央	358	10.7	243	115	1,580	13.0	760	820
尾三	408	12.2	278	130	1,232	10.1	719	513
福山・府中	540	16.2	399	141	2,528	20.8	1,478	1,050
備北	250	7.5	190	60	970	8.0	545	425

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
2 区分は、広域行政圏による。

26 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	施設構成比(%)	ばい煙発生施設																											
				1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	18	19	24	28	29	30	31									
				ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	転炉	金属溶解炉	金属加熱炉	加熱炉	焼成炉	溶融炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	反応炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	溶解炉	コークス炉	ガスタージビン	ディーゼル機関	ガス機関			
構成比(%)	-	100	-	71.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	4.7	5.7	0.4	1.3	0.1	0.1	0.1	4.2	0.6	4.0	0.0		0.0	0.0	0.3	0.3	6.0	0.1				
総計	1,469	3,474	100	2,468	2	2	7	11	10	163	199	14	46	2	3	5	147	20	140	1		1	1	9	10	210	3				
広島	464	1,090	31.4	760		1				65	60		1				30	1	39							7	126				
広島西	98	211	6.1	164						3	1	8	1			2	5		12								12	3			
呉	138	360	10.4	228		1	2	3	3	23	42		21				7		15	1							14				
芸北	87	158	4.5	118						14	1	1	2			1	11		7								3				
広島中央	146	355	10.2	267						11	22	2	5		3		23		15				1				6				
尾三	166	420	12.1	349						6			2				21		16			1					25				
福山・府中	263	677	19.5	424	2		5	8	7	36	65	3	13	2			32	19	26						9	3	23				
備北	107	203	5.8	158						11	2			1		2	18		10								1				

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号である。
2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
3 区分は、広域行政圏による。

27 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	電気事業法関係								ガス事業法関係					鉱山保安法関係												
					1	11	29	30	31	32	1	2	29	1	5	11	14	30												
				ボイラー	乾燥炉	ガスタージビン	ディーゼル機関	ガス機関	ガソリン機関	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ボイラー	ガス発生炉	ガスタージビン	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ボイラー	金属溶解炉	乾燥炉	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	ディーゼル機関	
構成比(%)	-	-	100	-	4.4	0.1	17.6	71.4	6.5	-	-	100	-	86.7	13.3	-	-	100	-	17.4	14.5	7.2	4.3	1.4	8.7	43.5	1.4	1.4		
総計	747	100	1084	100	48	1	191	774	70	4	100	15	100	13	2		6	100	69	100	12	10	5	3	1	6	30	1	1	
広島	371	49.7	454	41.9	4		106	308	36																					
広島西	48	6.4	80	7.4	20		7	49	4	1	25.0	6	40.0	6																
呉	72	9.6	100	9.2	8		15	67	10																					
芸北	26	3.5	43	4.0			4	35	4																					
広島中央	47	6.3	99	9.1	8		17	61	13	1	25.0	4	26.7	4			2	33.3	62	89.9	10	10	1	3	1	6	30	1		
尾三	72	9.6	114	10.5			14	97	3	2	50.0	5	33.3	3	2															
福山・府中	84	11.2	130	12.0	8		19	103																						
備北	27	3.6	64	5.9		1	9	54									4	66.7	7	10.1	2		4							

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号である。
2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
3 区分は、広域行政圏による。

28 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	2	3	6	7	8	9	10		11		12		13		14	15	16	17			
				溶解炉	金属加熱炉	焼成炉	直火炉	乾燥炉	吸収施設	硫酸洗浄施設	廃ガス廃棄施設	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	加工施設	分解施設	紡糸施設	反応施設	熱処理施設	乾燥施設
構成比(%)	-	100	-	0.5	0.6	0.2	0.2	1.8	0.0	0.0	0.1	0.8	6.0	4.5	26.7	28.6	0.3	4.8	0.5	0.1	3.1	0.9	17.7	2.4
総計	214	2,452	100	13	15	4	4	43	1	1	3	20	146	110	655	702	8	118	13	3	77	23	434	59
広島	50	235	9.6	7	7			11					22	13	56	49							69	1
広島西	10	170	6.9					4		1	3		1	1	3	1				1	77	14	56	8
呉	31	741	30.2		5	3						11	38	35	471	173								5
芸北	4	11	0.4	1	1			1							1									7
広島中央	35	565	23.0					3				1	7	10	15	310	7	24	11			2	153	22
尾三	31	184	7.5	2		1		18	1			7	12	18		17		2	1			7	97	1
福山・府中	50	543	22.1	3	2		3	4				1	66	32	110	152	1	92	1	2			52	22
備北	3	3	0.1					1	2															

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

29 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				化学製品製造の用に供する乾燥施設	塗装施設(吹付け塗装に限る)	塗装の用に供する乾燥施設	包装材料等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	接着の用に供する乾燥施設	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	工業製品の洗浄施設	揮発性有機化合物の貯蔵タンク
構成比(%)	-	-	100	-	39.8	6.0	24.1	4.8	6.0	3.6	3.6	12.0
合計	29	100	83	100	33	5	20	4	5	3	3	10
広島	5	17.2	20	24.1	17						3	
広島西	5	17.2	14	16.9		1	2		2			9
呉	3	10.3	5	6.0	3	1	1					
芸北												
広島中央	4	13.8	9	10.8	7		1					1
尾三	6	20.7	26	31.3	4		16		3	3		
福山・府中	6	20.7	9	10.8		2	3	4				
備北												

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

30 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1					4		5
					1	2		3		破	磨	
					コークス炉	鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	バケットコンベア	碎機	碎機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	0.4	4.3	11.5	53.4	0.5	12.3	2.2	15.4
総計	300	100	2,357	100	9	102	271	1,258	12	290	52	363
広島	71	23.7	316	13.4	0	4	42	174	4	50	7	35
広島西	10	3.3	35	1.5	0	1	8	19	0	5	0	2
呉	33	11.0	613	26.0	0	21	33	436	6	44	10	63
芸北	18	6.0	163	6.9	0	0	26	83	0	27	1	26
広島中央	46	15.3	176	7.5	0	3	34	81	0	30	7	21
尾三	32	10.7	159	6.7	0	0	31	74	0	37	0	17
福山・府中	45	15.0	653	27.7	9	73	49	337	2	60	3	120
備北	45	15.0	242	10.3	0	0	48	54	0	37	24	79

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

31 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物, 鉱山保安法関係)

(平成27年3月31日現在)

区分	電気事業法関係								鉱山保安法関係									
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2	3	4	5	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2		3	4		5
					鉱物のたい積場	ベルトコンベア	破砕機	ふるい					鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	12.1	80.3	3.0	4.5	-	-	100	-	9.1	25.5	4.5	33.3	6.4	1.5
総計	4	100	66	100	8	53	2	3	10	100	47	100	6	12	3	22	3	1
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島西	2	50	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島中央	2	50	63	95	5	53	2	3	2	20	7	15	5	0	1	1	0	0
尾三	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山・府中	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	9	19	1	0	1	7	0	0
備北	0	0	0	0	0	0	0	0	7	70	31	66	0	12	1	14	3	1

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

4 区分は、広域行政圏による。

32 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(平成27年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4					5			6		7	
					粉砕施設	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャープラント	砂利選別施設	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型施設	たい積場	製造施設
構成比(%)	-	-	100	-	1.0	3.0	6.1	7.7	0.7	17.6	1.2	8.6	0.0	1.2	0.5	10.1	22.6	2.8	6.6	8.4	1.0	0.9
総計	566	100	2,534	100	26	76	154	195	17	446	31	219	1	31	12	255	572	70	167	214	26	22
広島	125	22.1	485	19.1	0	29	45	59	2	98	7	41	0	2	5	46	58	0	20	62	10	1
広島西	21	3.7	142	5.6	2	34	1	1	0	13	0	7	0	1	0	6	10	0	41	17	3	6
呉	47	8.3	263	10.4	0	0	26	7	1	42	1	23	1	5	0	55	94	1	0	0	1	6
芸北	46	8.1	132	5.2	0	0	1	14	1	40	2	27	0	1	0	12	31	0	0	0	0	3
広島中央	80	14.1	254	10.0	2	10	14	26	2	58	0	33	0	1	0	32	53	1	13	7	0	2
尾三	99	17.5	329	13.0	13	2	27	34	6	65	2	35	0	8	4	31	73	0	13	15	0	1
福山・府中	91	16.1	507	20.0	8	0	32	33	3	61	12	26	0	8	3	41	111	1	46	110	12	0
備北	57	10.1	422	16.7	1	1	8	21	2	69	7	27	0	5	0	32	142	67	34	3	0	3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
 (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査完了条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政区画による。

33 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成26年度)

	立入検査																	
	一般立入		緊急時立入		総量規制立入		環境保全協定立入		煙道等測定							自主煙道等測定立入		
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	測定項目					延工場・事業場数	延施設数	
		硫酸酸化	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿											
総計	726	2,204	1	1	0	0	83	3,319	19	17	6	6	8	5	5	11	2	2
大気汚染防止法	604	1,723	1	1	0	0	65	3,301	19	17	6	6	8	5	5	11	2	2
生活環境保全条例	122	481	0	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(平成26年度)

	立入検査						行政指導	行政処分
	重油中硫黄分測定		事案処理立入		合計			
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数		
総計	49	63	57	76	937	5,543	38	0
大気汚染防止法	49	63	49	65	789	5,044	36	0
生活環境保全条例	0	0	8	11	148	499	2	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
 (注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。

第2 水環境

1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考	
小瀬川	小瀬川(1) (前瀬橋より上流で(弥栄ダム貯水池(弥栄湖)(全域)及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域	
	小瀬川(2) (前瀬橋から中市井堰まで)	A	イ				
	小瀬川(3) (中市井堰より下流)	B	イ				
		玖島川 (渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域	
可愛川	可愛川 (全域)	B	イ				
御手洗川	御手洗川 (全域)	B	イ				
八幡川	八幡川上流 (郡橋より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域	
	八幡川下流 (郡橋より下流)	B	ハ				
太田川	太田川上流 (行森川合流点より祇園水門まで)	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域	
	太田川下流 (祇園水門より下流)	B	イ				
	旧太田川 (全域)	A	イ				
	天満川 (全域)	A	イ				
	元安川 (全域)	A	イ				
	京橋川 (全域)	A	イ				
	猿猴川 (全域)	B	イ	S45. 9. 1指定 S60. 3. 18変更	県		
		太田川上流(一) (明神橋より上流)	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
		太田川上流(二) (明神橋から行森川合流点まで)	A	イ			
		柴木川 (全域)	A A	イ			
		筒賀川 (全域)	A	イ			
		滝山川 (温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ			
		丁川 (全域)	A	イ			
		水内川 (全域)	A	イ			
		西宗川 (全域)	A	イ			
		吉山川 (全域)	A	イ			
		鈴張川 (全域)	A	イ			
		根谷川上流 (代田一合橋より上流)	A	イ			
		根谷川下流 (代田一合橋より下流)	B	ロ			
		三篠川 (全域)	A	イ			
	安川 (全域)	B	ハ				
	古川下流 (安川合流点より下流)	B	ハ				
	府中大川 (全域)	D	ハ	S61. 3. 31	県		
瀬野川	瀬野川 (全域)	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域	
二河川	二河川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域	
黒瀬川	黒瀬川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域	
	三永川 (全域)	A	ハ				
	温井川 (全域)	A	イ				
	古河川 (全域)	A	イ				
	松板川 (全域)	A	イ				
	イラスケ川 (全域)	A	イ				
野呂川	野呂川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域	
高野川	高野川 (全域)	A	イ				
三津大川	三津大川 (全域)	B	イ				
木谷郷川	木谷郷川 (全域)	A	イ				
賀茂川	賀茂川 (全域)	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域	
沼田川	沼田川上流 (潮止め堰より上流)	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域	
	沼田川下流 (潮止め堰より下流)	B	イ				
	入野川 (全域)	A	イ				
	椋梨川 (全域)	A	イ				
	仏通寺川 (全域)	A	イ				

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50. 6. 13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ	S51. 4. 13指定 S60. 3. 18変更	県	
山南川	山南川（全域）	B	ロ			
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48. 2. 27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	ロ			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
	瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ			
江の川	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A	イ	S48. 3. 31	国	江の川水域
	志路原川（全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	江の川関連支川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
	比和川（全域）	A	イ			
	神野瀬川（全域）	A	イ			
生田川（全域）	A	イ				
高梁川	成羽川（全域）	A	イ	S45. 9. 1	国	高梁川水域
	小田川上流（淀平堰より上流）	A	イ	S54. 3. 30	県	高梁川関連支川水域
	帝釈川（帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

(3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	ニ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

(4) 湖沼の全窒素及び全磷に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼Ⅱ	ニ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標（平成26年度） 全窒素0.43mg/L 全磷 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼Ⅱ	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼Ⅱ	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼Ⅲ	ニ	H24. 11. 1	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成22年度） 全磷 0.034mg/L
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼Ⅲ	ハ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼Ⅱ	ニ	H24. 11. 1	県	小瀬川水系の玖島川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成29年度） 全磷 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼Ⅱ	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼Ⅲ	イ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

(5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物 B	イ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物 A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物 A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1)	海域C	□			広島湾西部水域
〃(2)	海域B	□	S45.9.1指定	国	
大竹・岩国地先海域	海域A	□	S49.5.13改定		
広島湾西部	海域A	イ			
海田湾	海域B	イ	S49.10.1		県
広島市地先海域	海域A	□			
五日市・廿日市地先海域	海域A	ハ			
広島湾	海域A	イ			
呉地先海域(一)	海域C	□	S48.2.27	県	呉地先水域
呉地先海域(二)	海域B	□			
呉地先海域(三)	海域A	イ			
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49.4.2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49.5.13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域B	イ	S49.5.13	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸	海域A	イ			

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

(7) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	広島湾西部水域
広島湾西部	海域Ⅱ	イ			
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9.4.10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	□			
呉地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域Ⅳ	イ	H9.4.28指定	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(□)(北西部)	海域Ⅱ	イ			

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

(平成26年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)		
					26年度	21～25年度 (平均)	
河川 (BOD)	AA	イ	3	3	100	87	
		A	49	48	98	98	
	A	ロ	1	1	100	80	
		ハ	4	2	50	60	
		B	イ	11	11	100	96
			ロ	2	2	100	100
	B	ハ	8	7	88	70	
		C	イ	1	1	100	100
	C		ハ	2	2	100	100
		D	イ	1	1	100	100
	D		ハ	1	1	100	100
合計			82	78	95	93	
湖沼 (COD)	A	イ	6	5	83	58	
		ハ	2	1	50	100	
	合計		8	6	75	55	
海域 (COD)	A	イ	6	1	17	60	
		ロ	2	0	0	0	
		ハ	1	0	0	0	
	B	イ	2	1	50	30	
		ロ	2	1	50	70	
	C	ロ	1	1	100	100	
		合計		14	4	29	47

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 河川の環境基準類型指定水域数については、環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。

3 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 環境基準の達成状況(全窒素及び全燐)

(平成26年度)

区分	類型	達成期間	全窒素				全燐			
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	
					26年度	21～25 年度 (平均)			26年度	21～25 年度 (平均)
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	2	100	100
		ハ	1	0	0	0	1	0	0	52
		ニ	2	0	0	0	2	0	0	9
	III	イ	1	0	0	0	1	1	100	100
		ハ	1	0	0	0	1	1	100	72
		ニ	1	0	0	0	1	0	0	24
	合計		8	0	0	0	8	4	50	65
海域	II	イ	6	6	100	97	6	6	100	100
		ロ	1	1	100	100	1	1	100	100
	III	イ	1	1	100	100	1	1	100	100
		イ	1	0	0	20	1	1	100	100
	合計		9	8	89	89	9	9	100	100

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- (4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

4 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(平成26年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)				
					全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
					26年度	23～25 年度 (平均)	26年度	25年度	26年度
河川	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	2	2	100	100	100	100	100
	合計		4	4	100	100	100	100	100
湖沼	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	1	1	100	100	100	100	100
	合計		3	3	100	100	100	100	100

資料：県環境保全課

(注) 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成

5 水域別環境基準(BOD, COD)の達成状況

(1) 河川 (BOD)

(平成26年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				状況
								合計	x/y=100%	100%> x/y ≥50%	50%> x/y ≥25%	
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	2	小瀬川(2)	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	3	小瀬川(3)	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流(1)	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	11	太田川上流(2)	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
30	元安川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○	
31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	1	0	0	0	0	○	
32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1	0	0	0	0	○	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	3	0	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2	2	0	1	1	×
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
								合計	x/y=100%	100%> x/y ≥50%	50%> x/y ≥25%	
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	3	0	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	49	棕梨川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	ロ	昭和60	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	2	0	0	0	0	○
	60	芦田川中流(1)	A	ロ	昭和47	2	2	0	0	0	0	○
	61	芦田川中流(2)	A	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1	×
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1	×
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	0	1	0	1	0	×
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	1	1	0	0	0	○
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	1	1	0	0	0	○
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	3	3	0	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	75	田総川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

(2) 湖沼 (COD)

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	A	イ	平成17	1	0	1	0	0	1	×
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	A	イ	平成22	1	1	0	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	0	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	A	イ	平成17	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	A	ハ	平成17	1	0	1	0	0	1	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	A	イ	平成17	1	1	0	0	0	0	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	A	ハ	平成17	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

- (注) 1 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数
2 達成状況の()内は、暫定基準値の達成状況を示す。

(3) 海域 (COD)

(平成26年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
								合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	□	昭和49	1	0	1	0	1	0	×
	103	大竹・岩国地先海域	A	□	昭和49	3	0	3	0	3	0	×
	104	広島湾西部	A	イ	昭和49	2	0	2	0	1	1	×
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	昭和49	1	0	1	0	1	0	×
	106	広島市地先海域	A	□	昭和49	1	0	1	0	1	0	×
	107	海田湾	B	イ	昭和49	2	1	1	0	0	1	×
	108	広島湾	A	イ	昭和49	6	0	6	0	4	2	×
呉地先	109	呉地先海域(1)	C	□	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	110	呉地先海域(2)	B	□	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	111	呉地先海域(3)	A	イ	昭和47	6	6	0	0	0	0	○
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	昭和49	4	3	1	0	0	1	×
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	昭和49	6	5	1	0	0	1	×
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	昭和49	1	0	1	0	0	1	×
	115	箕島町地先海域	B	イ	昭和49	2	2	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。
2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

6 水域別環境基準(全窒素及び全磷)の達成状況

(1) 湖沼

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全磷	
						年間平均値	達成状況	年間平均値	達成状況
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	Ⅱ	二	平成17年	1	0.39	—	0.022	×(×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	Ⅱ	イ	平成22年	1	0.27	—	0.010	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	Ⅱ	ハ	平成12年	1	0.40	—	0.013	×
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	Ⅱ	イ	平成17年	1	0.28	—	0.007	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	Ⅲ	二	平成17年	1	0.69	—	0.037	×(×)
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	Ⅲ	ハ	平成17年	1	0.68	—	0.023	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	Ⅱ	二	平成22年	1	0.49	×(×)	0.024	×(×)
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	Ⅲ	イ	平成17年	1	0.54	—	0.023	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の()内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池(全窒素 0.43 mg/l, 全磷 0.018 mg/l)

三川ダム貯水池(全磷 0.034 mg/l)

渡之瀬ダム貯水池(全磷 0.014 mg/l)

(2) 海域

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全磷	
						水域内全平均	達成状況	水域内全平均	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	イ	平成9年	3	0.19	○	0.018	○
	広島湾西部	Ⅱ	イ	平成9年	2	0.13	○	0.018	○
広島湾	広島湾北部	Ⅲ	イ	平成9年	3	0.35	○	0.040	○
	広島湾南部	Ⅱ	ロ	平成9年	3	0.20	○	0.026	○
呉地先	呉地先海域	Ⅱ	イ	平成9年	3	0.14	○	0.023	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	Ⅱ	イ	平成9年	3	0.15	○	0.025	○
燧灘北西部	燧灘北西部	Ⅱ	イ	平成9年	6	0.15	○	0.025	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	Ⅱ	イ	平成9年	1	0.22	○	0.025	○
	箕島町地先海域	Ⅳ	イ	平成9年	2	1.1	×	0.055	○

資料：県環境保全課

(注) 県際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

7 水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(1) 河川

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
						基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川上流	生物A	直ちに達成	平成22	2	2	○	2	○	2	○
	小瀬川下流	生物B	直ちに達成	平成22	1	1	○	1	○	1	○
江の川	江の川上流	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	○	1	○	1	○
	江の川下流	生物B	直ちに達成	平成22	2	2	○	2	○	2	○

資料：県環境保全課

(2) 湖沼

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
						基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	○	1	○	1	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	○	1	○	1	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	生物B	直ちに達成	平成22	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

8 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	26年度				25年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数		
カドミウム	227	0	133	0	227	0	133	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	227	0	133	0	227	0	133	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	250	0	138	0	250	0	138	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	227	0	133	0	227	0	133	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	240	0	138	0	240	0	138	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	227	0	133	0	227	0	133	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	42	0	24	0	42	0	24	0	検出されないこと	年間平均値による
PCB	145	0	101	0	145	0	101	0	検出されないこと	年間平均値による
ジクロロメタン	129	0	75	0	128	0	73	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	131	0	76	0	130	0	74	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1,2-ジクロロエタン	129	0	75	0	128	0	73	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1,1-ジクロロエチレン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.1mg/L 以下	年間平均値による
シス-1,2-ジクロロエチレン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1,1,1-トリクロロエタン	132	0	77	0	131	0	75	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,1,2-トリクロロエタン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	133	0	78	0	132	0	76	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	133	0	78	0	132	0	76	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1,3-ジクロロプロペン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チウラム	126	0	75	0	125	0	73	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	126	0	75	0	125	0	73	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	126	0	75	0	125	0	73	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	407	0	102	0	426	0	102	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふっ素	158	0	80	0	158	0	80	0	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	158	0	80	0	158	0	80	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,4-ジオキサン	102	0	75	0	99	0	72	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
合計	4,331	0	2,404	0	4,332	0	2,371	0	—	—

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，東広島市，廿日市市

(注) 1 海域については，ふっ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には，河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(河川)

(平成26年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		
				26年度	21~25年度(平均)	
AA (5)	pH	60	1	2	5	6.5以上8.5以下
	DO	60	5	8	11	7.5mg/L以上
	BOD	60	8	13	16	1mg/L以下
	SS	60	0	0	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	60	43	72	74	50MPN/100mL以下
	小計	300	57	19	21	
A (120)	pH	1588	26	2	4	6.5以上8.5以下
	DO	1588	77	5	6	7.5mg/L以上
	BOD	1588	127	8	10	2mg/L以下
	SS	1588	6	0	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	1582	976	62	62	1000MPN/100mL以下
	小計	7944	1212	15	17	
B (35)	pH	522	16	3	5	6.5以上8.5以下
	DO	522	3	1	1	5mg/L以上
	BOD	522	12	2	6	3mg/L以下
	SS	522	13	2	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	522	252	48	53	5000MPN/100mL以下
	小計	2610	296	11	13	
C (3)	pH	36	2	6	19	6.5以上8.5以下
	DO	36	0	0	1	5mg/L以上
	BOD	36	0	0	1	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	小計	144	2	1	5	
	D (2)	pH	18	0	0	5
DO		18	0	0	0	2mg/L以上
BOD		18	0	0	1	8mg/L以下
SS		18	0	0	0	100mg/L以下
小計		72	0	0	1	
合計 (165)		pH	2224	45	2	5
	DO	2224	85	4	4	
	BOD	2234	147	7	9	
	SS	2224	19	1	1	
	大腸菌群数	2164	1271	59	60	
	合計	11070	1567	14	16	

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，庄原市，東広島市，廿日市市，熊野町，坂町

(注) () 内は，測定地点数。

10 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

(1) COD等

(平成26年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成26年度	平成21～25年度(平均)	
A (8)	pH	288	26	9		6.5以上8.5以下
	DO	288	88	31		7.5mg/L以上
	COD	288	42	15		3mg/L以下
	SS	288	12	4		5mg/L以下
	大腸菌群数	288	93	32		1000MPN/100mL以下
	小計	1440	261	18		
合計 (8)	pH	288	26	9		
	DO	288	88	31		
	COD	288	42	15		
	SS	288	12	4		
	大腸菌群数	288	93	32		
	合計	1440	261	18		

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

(2) 全窒素及び全燐

(平成26年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成26年度	平成21～25年度(平均)	
II (5)	全窒素	12	12 (9)	100 (75)		0.2mg/L以下
	全燐	60	35 (28)	58 (47)		0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	-	-	-		0.4mg/L以下
	全燐	36	10	28		0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	12	12 (9)	100 (75)		
	全燐	96	45 (38)	47 (40)		

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合等を示す。

2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

11 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(海域)

(1) COD等

(平成26年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成26年度	平成21～25年度(平均)	
A (51)	pH	1356	31	2	5	7.8以上8.3以下
	DO	1356	298	22	26	7.5mg/L以上
	COD	1578	504	32	27	2mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	342	0	0	0	0.5mg/L以下
	大腸菌群数	634	7	1	2	1000MPN/100mL以下
	小計	5266	840	16	16	
B (7)	pH	192	8	4	8	7.8以上8.3以下
	DO	192	1	1	1	5mg/L以上
	COD	192	41	21	22	3mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	74	0	0	0	0.5mg/L以下
	小計	650	50	8	9	
C (1)	pH	36	0	0	0	7.0以上8.3以下
	DO	36	0	0	0	2mg/L以上
	COD	36	0	0	0	8mg/L以下
	小計	108	0	0	0	
合計 (59)	pH	1584	39	2	5	
	DO	1584	299	19	22	
	COD	1806	545	30	26	
	油分等 (n-ヘキサン)	416	0	0	0	
	大腸菌群数	634	7	1	2	
	合計	6024	890	15	15	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) ()内は、測定地点数。

(2) 全窒素及び全燐

(平成26年度)

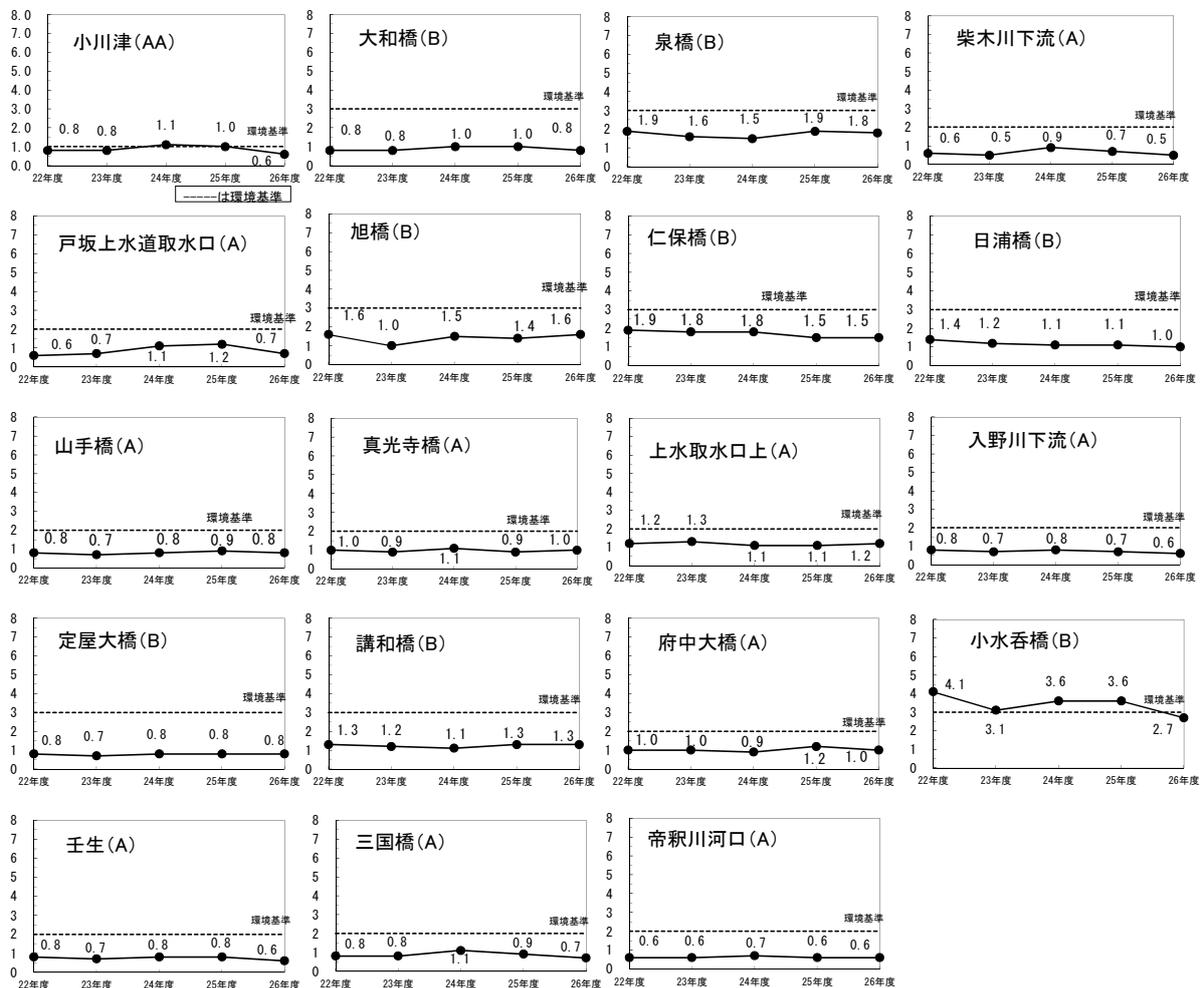
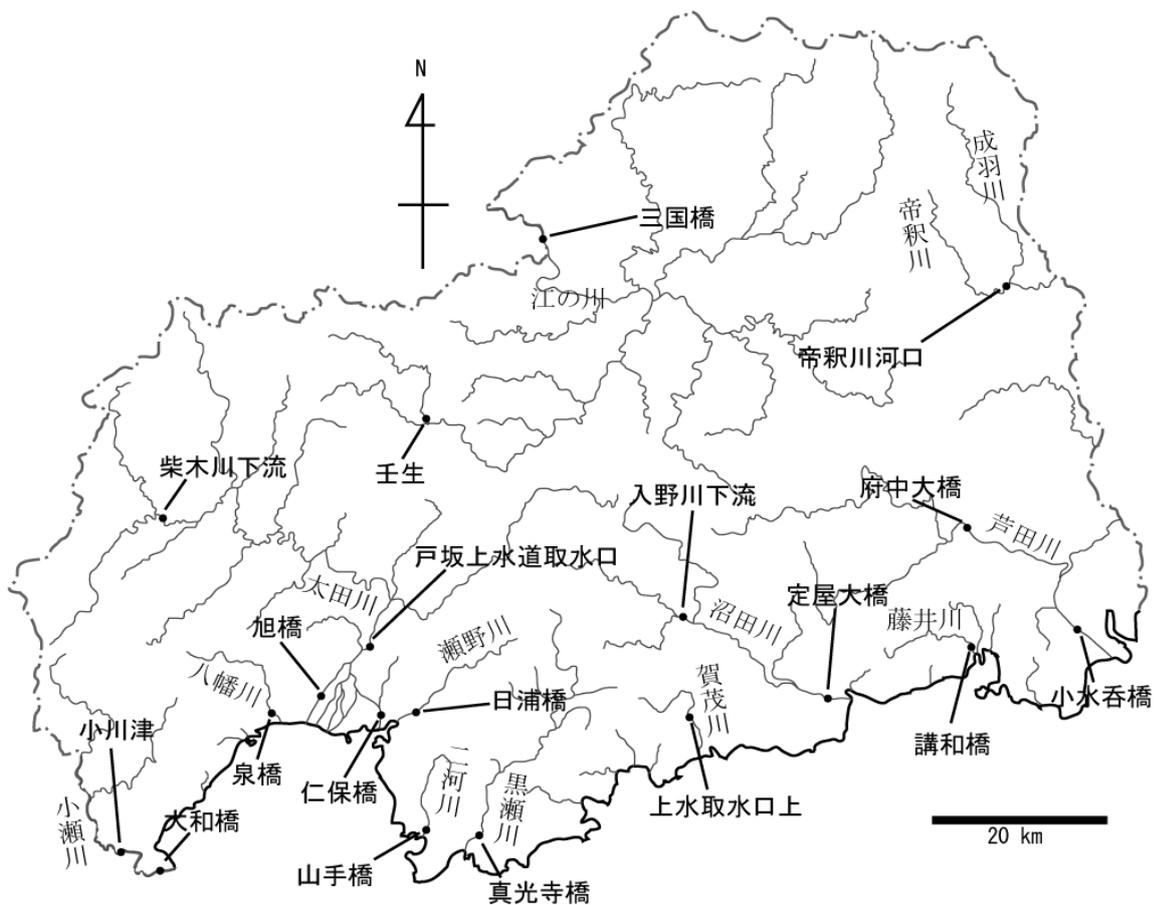
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成26年度	平成21～25年度(平均)	
II (38)	全窒素	456	38	8	9	0.3mg/L以下
	全燐	456	116	25	14	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	9	9	17	0.6mg/L以下
	全燐	96	25	26	24	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	13	54	48	1mg/L以下
	全燐	24	3	13	5	0.09mg/L以下
合計 (48)	全窒素	576	60	10	12	
	全燐	576	144	25	15	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

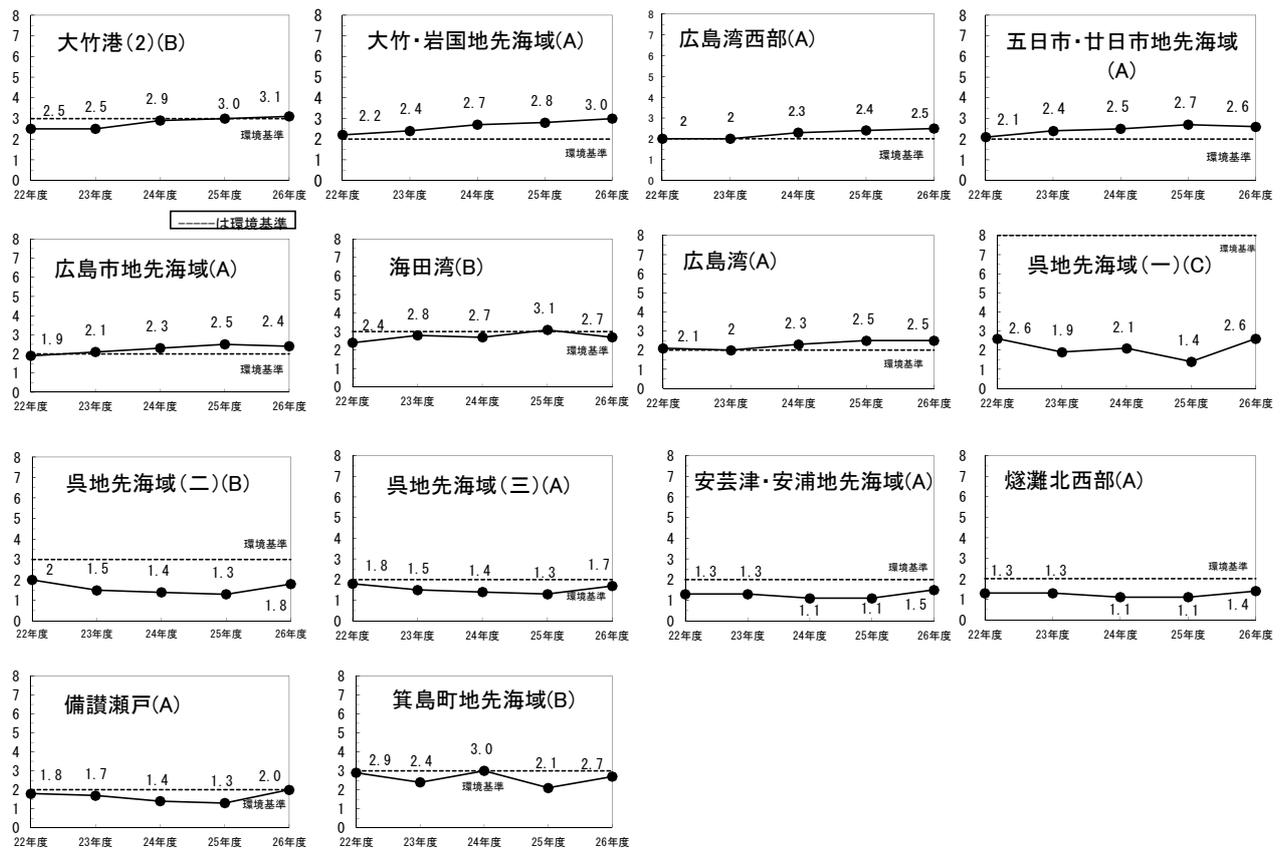
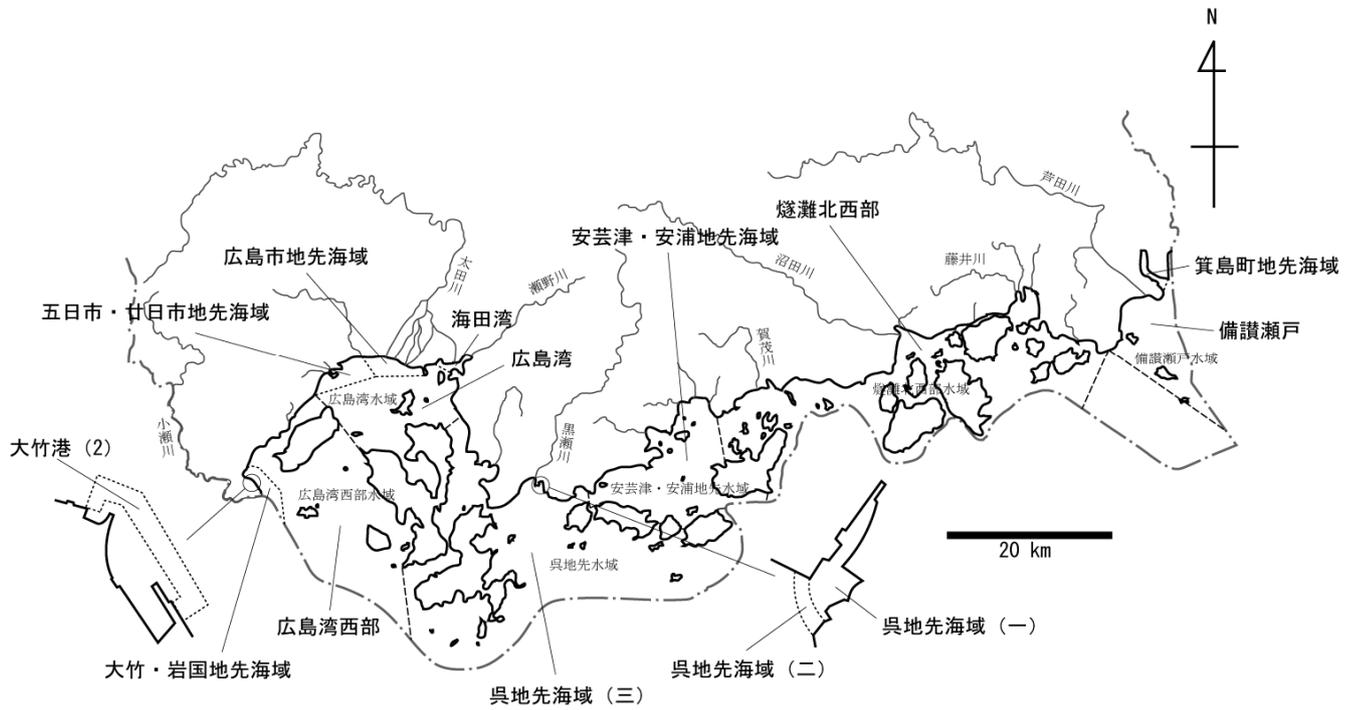
2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数。

12 主要河川の水質汚濁状況(BOD)



資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市
 (注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。
 2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

13 海域の水質汚濁状況(COD)



資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市, 竹原市, 大竹市

(注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。

2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値(mg/l)。

14 環境基準類型指定水域別水質(BOD, COD)の推移

(1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
							平均値 (mg/L)	m/n								
小瀬川	1	小瀬川 (1)	AA	イ	昭和47	1	0.8	2/12	0.8	2/12	1.1	6/12	1.0	3/12	0.6	0/12
	2	小瀬川 (2)	A	イ	昭和47	1	1.0	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12
	3	小瀬川 (3)	B	イ	昭和47	1	0.8	0/24	0.8	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	0.8	0/24
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	0.6	0/24	0.7	0/24	0.7	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	1.0	0/11	1.1	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	3.5	5/12	2.4	2/12	2.1	1/12	1.7	0/12	1.6	0/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	2.2	2/12	2.0	1/12	1.7	0/12	1.7	0/12	1.4	0/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	1.1	3/24	0.9	2/24	1.3	3/24	1.2	0/24	0.9	0/24
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1.9	0/12	1.6	0/12	1.5	0/12	1.9	1/12	1.8	1/12
太田川	10	太田川上流 (1)	AA	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	1/12	0.6	0/12	0.5	0/12
	11	太田川上流 (2)	A	イ	昭和50	4	0.6	0/48	0.6	0/48	1.0	3/48	0.7	0/48	0.6	0/48
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	0.6	0/12	0.7	0/12	1.1	2/12	1.2	1/12	0.7	0/12
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1.6	4/24	1.0	0/24	1.5	1/24	1.4	2/24	1.6	2/24
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	0.7	0/12	0.6	0/12	1.1	1/12	0.9	0/12	0.7	0/12
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.5	0/12
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12	1.3	1/12	0.6	0/12
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.7	0/12	1.0	1/12	1.2	0/12	0.6	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	1.2	1/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	23	根谷川下流	B	ロ	昭和50	1	0.8	0/48	0.9	0/48	1.5	3/48	1.0	0/48	0.8	0/48
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	1.1	2/48	0.9	3/48	1.1	3/48	0.9	0/48	0.8	0/48
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	1.7	0/12	1.2	0/12	1.4	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1.1	2/48	0.8	0/48	1.4	2/48	1.1	2/48	1.1	1/48
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	1.1	3/24	0.8	0/24	1.5	6/24	1.2	2/24	1.1	1/24
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1.5	6/24	1.4	3/24	1.8	8/24	1.2	2/24	1.5	6/24
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1.2	2/24	1.4	3/24	1.7	9/24	1.2	0/24	1.4	5/24
	30	元安川	A	イ	昭和45	1	1.2	3/24	0.8	0/24	1.6	7/24	1.0	2/24	1.2	2/24
	31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	1.9	0/12	2.1	1/12	2.0	0/12	1.4	0/12	1.8	0/12
	32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1.9	3/24	1.8	5/24	1.8	0/24	1.5	0/24	1.5	1/24
	瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1.4	0/12	1.2	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.0
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	1.1	1/36	1.1	3/36	1.0	0/36	1.0	0/36	1.0	0/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2.3	20/48	1.8	17/48	2.5	19/47	1.8	14/48	2.0	15/48
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	1.5	0/12	1.2	1/12	1.3	0/12	1.2	0/12	1.3	1/12
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	1.7	2/12	1.4	0/12	1.4	1/12	1.3	0/12	1.4	0/12
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	1.6	0/12	1.4	1/12	1.4	0/12	1.1	0/12	1.7	3/12
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	1.3	0/12	1.1	1/12	1.1	0/12	1.3	1/12	1.3	1/12
40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	1.5	0/12	1.4	2/12	1.4	0/12	1.6	3/12	1.4	0/12	

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
							平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	1.0	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.3	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	1.6	1/12	1.2	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	1.3	0/24	1.2	2/24	1.2	0/24	1.1	0/24	1.1	0/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	0.9	0/36	0.8	0/36	0.8	0/36	0.9	0/36	0.7	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	0.8	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	0.9	1/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	49	椋梨川	A	イ	昭和47	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	1.1	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	1.2	1/12	0.9	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.5	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	2.6	1/12	2.7	1/12	2.1	0/12	2.4	0/12	2.0	0/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1.0	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	1.7	3/24	1.5	1/24	1.3	1/24	1.4	0/24	1.2	0/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	1.5	1/12	1.4	0/12	1.4	0/12	1.3	0/12	1.4	0/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	1.8	0/12	1.6	0/12	1.6	0/12	1.7	0/12	1.6	0/12
山南川	58	山南川	B	ロ	昭和60	1	2.0	0/12	2.3	2/12	1.9	1/12	1.7	0/12	1.6	0/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	1.0	1/24	1.0	1/24	0.9	1/24	1.2	0/24	0.9	0/24
	60	芦田川中流(1)	A	ロ	昭和47	2	1.1	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	1.4	3/24	1.1	0/24
	61	芦田川中流(2)	A	ハ	昭和47	1	1.8	16/48	1.7	14/48	1.7	8/48	2.5	33/48	2.1	21/48
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	4.1	9/12	3.1	5/12	3.6	8/12	3.6	6/12	2.7	4/12
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1.0	0/12	0.9	0/12	0.9	1/12	1.1	0/12	0.7	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	2.7	9/12	2.3	7/12	2.4	8/12	2.6	9/12	2.4	6/12
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	2.5	4/12	2.3	3/12	2.1	1/12	2.7	4/12	2.3	2/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1.1	0/12	1.3	0/12	1.3	2/12	1.3	0/12	1.1	0/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	3.1	5/12	3.3	5/12	3.1	4/12	3.0	6/12	2.4	1/12
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	2	0.8	0/24	0.7	1/36	0.8	0/36	0.9	0/24	0.6	0/36
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	1.0	1/12	0.6	0/12
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	1.1	1/12	0.9	0/12	0.9	1/12	0.8	0/12	0.6	0/12
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	0.9	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	1.3	1/24	1.0	0/24	1.4	1/24	1.2	2/24	1.1	0/24
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	1.4	0/12	1.2	0/12	1.3	0/12	1.2	0/12	1.2	0/12
	75	田総川	A	イ	昭和51	1	0.8	0/12	0.7	0/12	1.2	1/12	1.3	3/12	0.6	0/12
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.2	0/12	1.1	0/12
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	0.8	0/24	0.7	0/24	1.1	0/24	0.9	0/24	0.8	0/24
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	1.1	0/11	0.7	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	0.8	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.6	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	0.8	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(2) 海域 (COD)

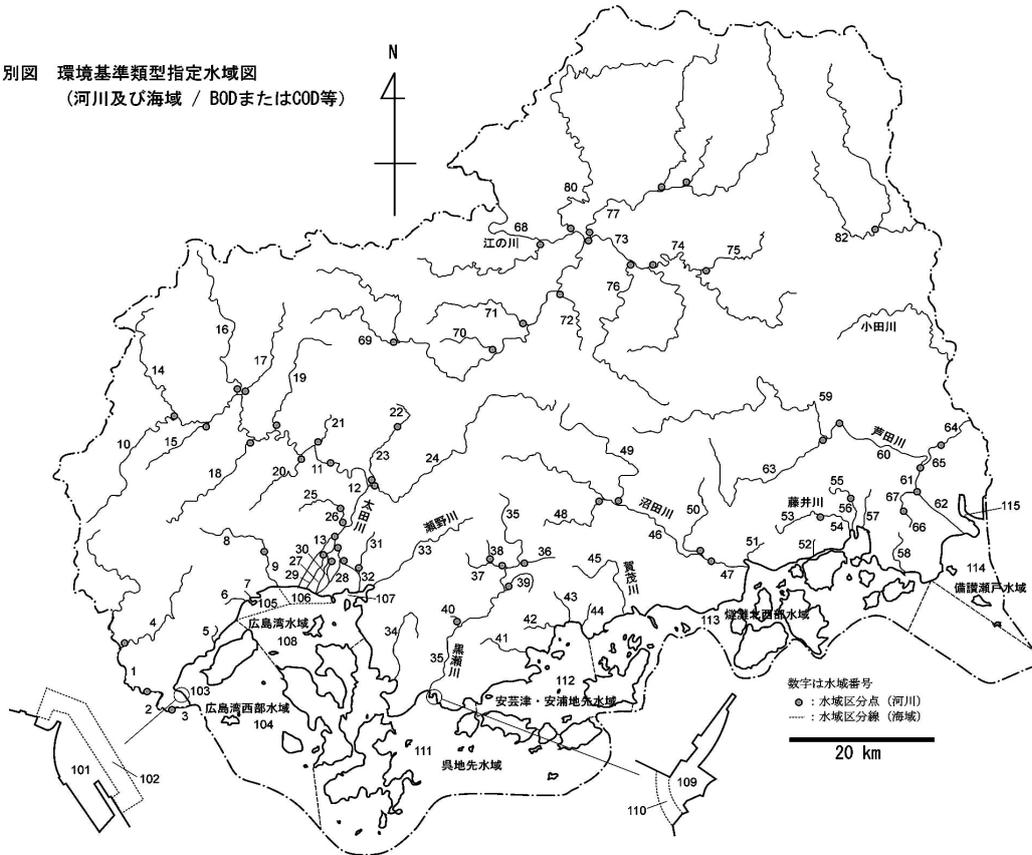
水系名	水域番号	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	達成 期間	環境 基準 点数	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	□	1	2.8	12/36	2.5	7/36	2.5	9/36	2.9	12/36	3.0	14/36	3.1	13/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	□	3	2.5	56/108	2.2	49/108	2.4	69/108	2.7	79/108	2.8	89/108	3.0	87/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	2.2	30/72	2.0	28/72	2.0	28/72	2.3	44/72	2.4	44/72	2.5	46/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	2.6	12/24	2.1	13/24	2.4	15/24	2.5	14/24	2.7	15/24	2.6	16/24
	106	広島市地先海域	A	□	1	2.3	10/24	1.9	10/24	2.1	11/24	2.3	10/24	2.5	15/24	2.4	12/24
	107	海田湾	B	イ	2	2.8	17/48	2.4	5/48	2.8	12/48	2.7	15/48	3.1	21/48	2.7	15/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.3	81/192	2.1	88/192	2.0	82/192	2.3	106/192	2.5	106/192	2.5	104/192
呉地先	109	呉地先海域(1)	C	□	1	3.0	0/33	2.6	0/36	1.9	0/36	2.1	0/36	1.4	0/36	2.6	0/36
	110	呉地先海域(2)	B	□	1	2.3	4/33	2.0	3/36	1.5	0/36	1.4	1/36	1.3	1/36	1.8	2/36
	111	呉地先海域(3)	A	イ	6	2.3	100/198	1.8	60/216	1.5	24/216	1.4	31/216	1.3	12/216	1.7	28/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.5	11/138	1.3	2/144	1.3	6/144	1.1	0/144	1.1	0/144	1.5	21/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.4	9/216	1.3	8/216	1.3	8/216	1.1	2/216	1.1	2/216	1.4	15/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	1.8	8/36	1.8	10/36	1.7	5/36	1.4	3/36	1.3	2/36	2.0	10/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	3.3	10/48	2.9	13/48	2.4	7/48	3.0	10/48	2.1	5/48	2.7	5/48

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

別図 環境基準類型指定水域図
(河川及び海域 / BODまたはCOD等)



15 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)							
					m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大					
					%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
小瀬川	小瀬川(1)	1	小川津	AA	0/12	7.2	7.6	0/12	8.4	11	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.7	0/12	0	<1	7	12/12	100	110	13000
		2	両国橋	B	0/12	6.9	7.6	0/12	8.5	12	0/12	0	<0.5	0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1	3	9/12	75	170	24000
		3	大和橋	B	0/24	7.0	7.7	0/24	8.5	12	0/24	0	<0.5	1.6	0.8	0.9	0/24	0	<1	3	3/24	13	79	13000
		4	瀬ノ瀬貯水池流入前	A	0/12	7.2	7.5	0/12	8.3	11	0/12	0	<0.5	1.2	0.6	0.6	0/12	0	<1	5	11/12	92	790	22000
		5	玖島川河口	A	0/12	7.0	7.5	0/12	8.4	11	0/12	0	<0.5	0.8	0.5	0.5	0/12	0	<1	1	5/12	42	23	7900
永慶寺川	永慶寺川	6	下浜	B	0/12	7.1	7.5	0/12	7.8	11	0/12	0	<0.5	1.4	0.7	0.6	0/12	0	<1	3	6/12	50	700	220000
		7	金剛寺	B	0/12	7.2	7.7	0/12	6.9	9.9	0/12	0	0.6	2.7	1.6	2.0	0/12	0	<1	7	11/12	92	4900	170000
御手洗川	御手洗川	8	可愛	B	0/12	7.5	7.7	0/12	7.9	11	0/12	0	0.6	2.3	1.4	1.7	0/12	0	<1	8	11/12	92	4900	330000
		9	魚切貯水池上流	A	0/12	7.3	7.6	0/12	8.5	12	0/12	0	<0.5	1.0	0.6	0.7	0/12	0	<1	5	10/12	83	790	49000
八幡川	八幡川上流	10	郡橋	A	0/12	7.6	8.5	0/12	8.5	14	0/12	0	0.6	1.8	1.2	1.6	0/12	0	1	3	11/12	92	490	33000
		11	泉橋	B	0/12	7.4	7.8	0/12	8.6	13	1/12	8	0.8	3.4	1.8	2.2	0/12	0	1	4	4/12	33	790	24000
水田川	水田川上流(1)	12	鱒留貯水池流入前	AA	0/12	6.9	7.2	1/12	7.3	11	0/12	0	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0/12	0	<1	<1	8/12	67	23	1300
		13	柴木川下流	A	0/12	7.1	7.6	0/12	8.9	12	0/12	0	<0.5	0.8	0.5	0.5	0/12	0	<1	1	3/12	25	22	33000
		14	加計	A	0/12	7.1	7.5	0/12	8.8	12	0/12	0	<0.5	1.0	0.7	0.8	0/12	0	<1	2	7/12	58	170	7900
		15	高山川下流	A	0/12	7.1	7.7	0/12	9.0	12	0/12	0	<0.5	0.8	0.5	0.5	0/12	0	<1	4	5/12	42	79	17000
		16	王屋橋	A	0/12	7.1	8.3	0/12	9.1	13	0/12	0	<0.5	1.0	0.7	0.8	0/12	0	<1	3	5/12	42	79	7900
		17	戸坂上水道取水口	A	0/12	7.1	7.9	0/12	8.9	12	0/12	0	<0.5	1.1	0.7	0.8	0/12	0	1	4	4/12	33	33	7900
		18	旭橋	B	0/24	7.3	8.4	0/24	5.8	14	2/24	8	<0.5	8.4	1.6	2.0	0/24	0	1	23	4/24	17	4	49000
		19	長淵橋	AA	0/12	6.9	7.2	0/12	8.4	12	0/12	0	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0/12	0	<1	<1	8/12	67	5	3300
		20	天神橋	A	0/12	7.2	7.5	0/12	8.6	11	0/12	0	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0/12	0	<1	1	6/12	50	17	17000
		21	滝山川河口	A	0/12	6.8	7.3	0/12	8.7	12	0/12	0	<0.5	1.2	0.7	0.8	0/12	0	<1	3	5/12	42	33	13000
		22	丁川	A	0/12	7.2	7.5	0/12	8.5	11	0/12	0	<0.5	0.6	0.5	<0.5	0/12	0	<1	1	6/12	50	49	7900
		23	水内川河口	A	0/12	7.2	7.7	0/12	9.1	12	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.5	0/12	0	<1	<1	4/12	33	33	3300
		24	澄合橋	A	0/12	7.5	8.0	0/12	8.4	11	0/12	0	<0.5	0.7	0.5	0.5	0/12	0	<1	2	6/12	50	220	24000
		25	吉山川(川合橋)	A	0/12	7.1	7.7	0/12	8.9	12	0/12	0	<0.5	1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1	3	7/12	58	240	33000
26	宇津橋	A	0/12	7.5	7.9	0/12	8.2	12	0/12	0	<0.5	0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	3	9/12	75	490	24000		
27	根谷川上流	A	0/12	7.1	7.9	0/12	8.8	12	0/12	0	<0.5	1.0	0.7	0.8	0/12	0	<1	3	6/12	50	33	4900		
根谷川下流	根谷川下流	28	根の谷橋	B	1/48	7.0	9.9	0/48	7.8	14	0/48	0	<0.5	1.6	0.8	0.9	4/48	8	<1	91	19/48	40	130	130000
		29	見坂川下流	A	0/12	7.4	8.1	0/12	7.9	11	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1	6	5/12	42	130	24000
三篠川	三篠川	30	関川下流	A	0/12	7.2	8.1	0/12	8.8	12	0/12	0	0.6	1.2	0.9	0.9	0/12	0	<1	3	7/12	58	230	7900
		31	狩留家	A	0/12	7.2	8.2	0/12	9.0	12	0/12	0	0.5	1.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	3	6/12	50	130	4900
安川	安川	32	深川橋	A	0/12	7.3	8.3	0/12	8.4	13	0/12	0	<0.5	1.0	0.7	0.8	1/12	8	1	45	7/12	58	33	49000
		33	五軒屋	B	1/12	7.5	9.0	0/12	8.7	13	0/12	0	0.5	1.7	0.9	1.1	0/12	0	<1	18	10/12	83	2200	79000
古川下流	古川下流	34	東原	B	1/48	7.2	9.4	0/48	7.8	13	1/48	2	<0.5	5.9	1.1	1.1	5/48	10	2	110	39/48	81	2300	490000

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)				
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	7.1 ~ 8.1	3/24	13	6.3 ~ 12	1/24	4	0.5 ~ 2.8	1.1	1.2	1/24	4	1 ~ 80	13/24	54	23 ~ 33000
		36	御幸橋	A	0/24	0	7.3 ~ 8.2	8/24	33	4.8 ~ 12	6/24	25	0.6 ~ 3.3	1.5	2.0	0/24	0	1 ~ 25	9/24	38	7 ~ 3300
		37	昭和大桥	A	0/24	0	7.0 ~ 8.3	5/24	21	5.9 ~ 11	5/24	21	0.5 ~ 2.9	1.4	1.6	0/24	0	2 ~ 24	12/24	50	7 ~ 49000
		38	元安川	A	0/24	0	7.2 ~ 8.3	5/24	21	5.4 ~ 12	2/24	8	0.5 ~ 4.1	1.2	1.2	1/24	4	1 ~ 29	12/24	50	4 ~ 17000
瀬野川	府中大川	39	新大州橋	D	0/12	0	7.6 ~ 8.4	0/12	0	7.1 ~ 11	0/12	0	0.9 ~ 5.2	1.8	1.8	0/12	0	1 ~ 11	0/12	0	1300 ~ 130000
		40	仁保橋	B	0/24	0	7.3 ~ 8.2	2/24	8	4.5 ~ 11	1/24	4	0.7 ~ 4.8	1.5	2.0	0/24	0	1 ~ 19	3/24	13	7 ~ 79000
		41	日浦橋	B	0/12	0	7.3 ~ 8.5	0/12	0	8.9 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.5	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 2	1/12	8	230 ~ 5400
		42	川角大桥	A	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	8.8 ~ 13	0/12	0	0.9 ~ 1.7	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 4	11/12	92	330 ~ 54000
黒瀬川	二河川	43	松ヶ丘団地入口	A	1/12	8	7.4 ~ 8.6	0/12	0	8.7 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 4	11/12	92	790 ~ 79000
		44	山手橋	A	2/12	17	7.8 ~ 8.9	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 4	9/12	75	490 ~ 49000
		45	三永貯水池入口	A	0/12	0	7.2 ~ 8.0	0/12	0	8.2 ~ 13	4/12	33	1.3 ~ 3.6	2.0	2.1	0/12	0	<1 ~ 6	10/12	83	330 ~ 17000
		46	鎌の詰橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.4	0/12	0	7.5 ~ 12	11/12	92	1.5 ~ 6.8	3.8	4.4	0/12	0	1 ~ 5	7/12	58	230 ~ 5400
		47	芋橋	A	0/12	0	7.4 ~ 8.1	0/12	0	8.3 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.8	1.2	1.2	0/12	0	1 ~ 4	11/12	92	790 ~ 130000
		48	真光寺橋	A	0/12	0	7.4 ~ 7.7	2/12	17	5.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	1.0	1.0	0/12	0	<1 ~ 11	10/12	83	330 ~ 79000
		49	高尾	A	0/12	0	7.3 ~ 8.0	0/12	0	8.2 ~ 13	1/12	8	0.5 ~ 2.1	1.3	1.6	0/12	0	<1 ~ 8	5/12	42	130 ~ 3500
		50	古河川2	A	0/12	0	7.4 ~ 8.5	0/12	0	8.2 ~ 13	0/12	0	0.9 ~ 1.8	1.4	1.6	0/12	0	<1 ~ 6	5/12	42	330 ~ 9200
		51	温井川	A	0/12	0	7.3 ~ 8.4	0/12	0	8.0 ~ 13	3/12	25	1.0 ~ 2.9	1.7	1.7	0/12	0	<1 ~ 7	6/12	50	230 ~ 1700
		52	松坂川	A	0/12	0	7.2 ~ 7.6	0/12	0	8.1 ~ 14	1/12	8	0.7 ~ 2.7	1.3	1.2	0/12	0	1 ~ 5	8/12	67	220 ~ 2800
		53	イラスケ川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.8	0/12	0	8.4 ~ 14	0/12	0	1.1 ~ 1.8	1.4	1.6	0/12	0	<1 ~ 7	6/12	50	130 ~ 5400
		54	野呂川	B	0/12	0	7.0 ~ 8.0	0/12	0	9.3 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.5	0.5	0/12	0	<1 ~ 1	5/12	42	220 ~ 130000
55	高野川	A	0/12	0	7.0 ~ 8.0	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.7	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 3	2/12	17	130 ~ 2400		
56	三津大川	B	0/12	0	7.3 ~ 8.4	0/12	0	9.1 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.7	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 2	1/12	8	130 ~ 5400		
木谷郷川	賀茂川	57	下之谷	A	0/12	0	7.4 ~ 8.2	0/12	0	9.1 ~ 14	0/12	0	0.9 ~ 1.9	1.2	1.3	0/12	0	<1 ~ 7	8/12	67	130 ~ 17000
		58	上水取水口上	A	1/12	8	7.4 ~ 9.5	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.8	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 9	5/12	42	130 ~ 16000
沼田川上流	賀茂川	59	朝日橋	A	3/12	25	7.0 ~ 9.6	0/12	0	8.8 ~ 15	0/12	0	0.6 ~ 1.6	1.0	1.4	0/12	0	1 ~ 8	3/12	25	130 ~ 1700
		60	入野川下流	A	0/12	0	7.6 ~ 8.2	0/12	0	8.9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 5	10/12	83	230 ~ 35000
		61	小原橋上	A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.9	0.9	0.9	0/12	0	1 ~ 5	12/12	100	4900 ~ 33000000
		62	潮止め堰上	A	0/12	0	7.4 ~ 8.2	0/12	0	8.5 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.2	0.7	0.8	0/12	0	1 ~ 7	11/12	92	220 ~ 54000
		63	定屋大橋	B	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0.8	0.9	0/12	0	1 ~ 10	10/12	83	490 ~ 170000
		64	入野川	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	0/12	0	8.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 6	12/12	100	1100 ~ 79000
沼田川	和久原川	65	橋裂川(流入前)	A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	8.8 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.8	0/12	0	1 ~ 7	8/12	67	790 ~ 49000
		66	仏通寺川	A	2/12	17	7.5 ~ 9.5	0/12	0	9.6 ~ 18	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	0.9	1.0	0/12	0	1 ~ 7	10/12	83	700 ~ 79000
栗原川	藤井川上流	67	東町	C	0/12	0	7.1 ~ 7.5	0/12	0	8.8 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.7	0.5	0.5	0/12	0	<1 ~ 6	0/12	0	490 ~ 130000
		68	日小橋	C	0/12	0	7.4 ~ 8.2	0/12	0	6.4 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 4.1	2.0	2.7	0/12	0	1 ~ 7	0/12	0	11000 ~ 540000
藤井川	藤井川下流	69	木門田川合流前	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	9.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 2	12/12	100	1700 ~ 140000
		70	三成	B	2/12	17	7.6 ~ 8.9	0/12	0	9.3 ~ 15	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.1	1.3	0/12	0	2 ~ 5	9/12	75	2200 ~ 130000
		71	講和橋	B	1/12	8	7.6 ~ 9.1	0/12	0	9.0 ~ 15	0/12	0	0.6 ~ 1.8	1.3	1.7	0/12	0	1 ~ 11	8/12	67	140 ~ 79000

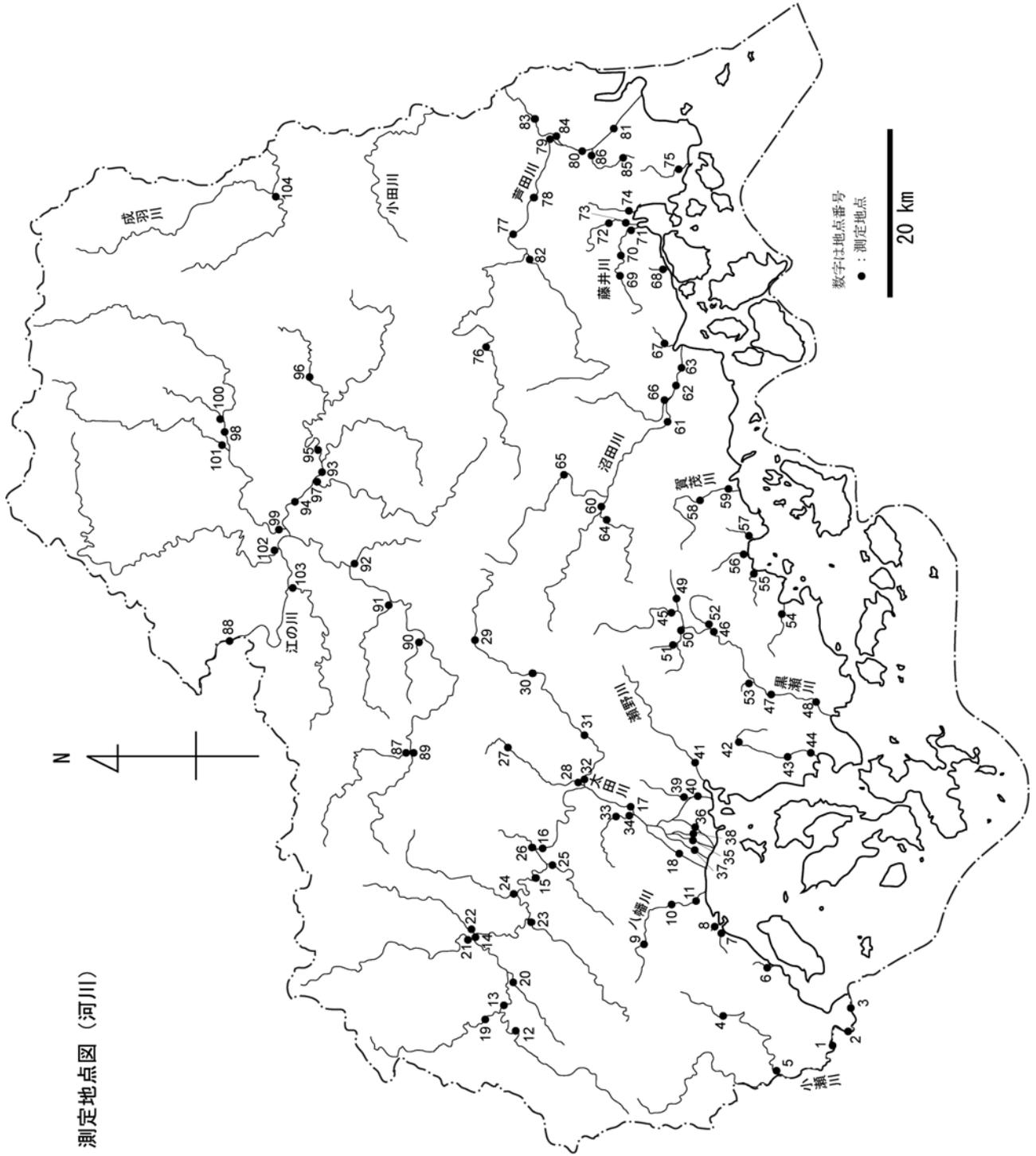
水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)				
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
本郷川	本郷川上流	72	荒神橋	B	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	8.5 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.9	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 3	7/12	58	790 ~ 49000
					0/12	0	7.5 ~ 7.8	0/12	0	7.8 ~ 13	1.4	1.6	0/12	0	0.7 ~ 2.1	1.4	1.6	0/12	0	2 ~ 7	8/12
羽原川	羽原川	74	本庄神社前	C	2/12	17	7.7 ~ 9.0	0/12	0	9.0 ~ 16	0/12	0	0.6 ~ 2.9	1.6	1.9	0/12	0	1 ~ 5	0/12	0	33000 ~ 330000
					0/12	0	7.6 ~ 8.3	0/12	0	7.5 ~ 16	1.6	1.9	0/12	0	0.8 ~ 2.5	1.6	1.9	0/12	0	2 ~ 12	8/12
芦田川	芦田川上流	76	赤屋川下流	A	0/12	0	7.6 ~ 7.7	0/12	0	9.0 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 6	11/12	92	330 ~ 240000
					0/12	0	7.4 ~ 7.7	0/12	0	8.0 ~ 11	1.0	1.2	0/12	0	0.5 ~ 1.6	1.0	1.2	0/12	0	1 ~ 15	11/12
芦田川	芦田川中流 (1)	77	上戸手	A	0/12	0	7.4 ~ 7.6	5/12	42	6.6 ~ 11	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.1	1.4	0/12	0	1 ~ 20	12/12	100	1700 ~ 350000
					0/12	0	7.4 ~ 8.0	4/12	33	5.6 ~ 10	1.1	1.3	0/12	0	0.5 ~ 1.9	1.1	1.3	0/12	0	1 ~ 25	11/12
芦田川	芦田川中流 (2)	80	山手橋	A	2/48	4	7.3 ~ 9.3	13/48	27	5.2 ~ 15	21/48	44	0.9 ~ 4.8	2.1	2.9	1/48	2	1 ~ 33	44/48	92	45 ~ 240000
					5/12	42	7.6 ~ 9.3	0/12	0	7.6 ~ 14	4/12	33	0.7 ~ 5.3	2.7	3.9	0/12	0	2 ~ 15	5/12	42	220 ~ 54000
芦田川	御調川	82	川北	A	1/12	8	7.6 ~ 8.7	0/12	0	9.0 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 5	12/12	100	1700 ~ 130000
					0/12	0	7.5 ~ 7.9	4/12	33	5.6 ~ 10	6/12	50	1.2 ~ 3.9	2.4	3.2	0/12	0	3 ~ 24	12/12	100	2300 ~ 330000
芦田川	高屋川下流	84	榎尾	B	0/12	0	7.5 ~ 7.7	1/12	8	4.4 ~ 10	2/12	17	1.2 ~ 4.4	2.3	2.7	1/12	8	4 ~ 31	10/12	83	1700 ~ 920000
					0/12	0	7.6 ~ 8.0	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.7	1.1	1.3	0/12	0	1 ~ 4	11/12	92	790 ~ 79000
芦田川	瀬戸川下流	86	観音橋	B	0/12	0	7.7 ~ 8.4	0/12	0	9.0 ~ 14	1/12	8	1.3 ~ 3.1	2.4	2.9	0/12	0	4 ~ 15	8/12	67	1700 ~ 49000
					0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	8.3 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 7	5/12	42	240 ~ 17000
芦田川	三國橋	88	志路原川	A	0/12	0	6.7 ~ 7.7	0/12	0	8.0 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 18	9/12	75	330 ~ 33000
					0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	8.3 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 7	5/12	42	<2 ~ 33000
芦田川	多治比川	90	本村川	A	0/12	0	7.4 ~ 7.8	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 3	8/12	67	140 ~ 79000
					0/12	0	7.4 ~ 8.1	0/12	0	7.9 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 4	6/12	50	33 ~ 49000
芦田川	板木川	92	志幸	A	0/12	0	7.1 ~ 8.1	0/12	0	7.9 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 5	6/12	50	79 ~ 79000
					1/12	8	7.5 ~ 8.7	0/12	0	8.5 ~ 14	1.3	1.5	0/12	0	0.9 ~ 1.6	1.3	1.5	0/12	0	<1 ~ 7	1/12
芦田川	商畑敷	94	上下川河口	A	0/12	0	7.2 ~ 8.1	0/12	0	8.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.8	0.8	0/12	0	1 ~ 10	10/12	83	490 ~ 33000
					1/12	8	7.5 ~ 8.6	0/12	0	8.2 ~ 13	1.2	1.4	0/12	0	0.6 ~ 1.7	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 5	3/12
芦田川	美波羅川	96	竹の花	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	8.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 9	7/12	58	33 ~ 33000
					0/12	0	7.4 ~ 8.5	0/12	0	8.6 ~ 14	1.1	1.2	0/12	0	0.8 ~ 1.9	1.1	1.2	0/12	0	<1 ~ 7	2/12
芦田川	西城川	98	三次	A	0/12	0	7.2 ~ 8.4	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	0.6 ~ 1.8	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 5	3/12	25	220 ~ 3500
					0/12	0	7.1 ~ 7.7	0/12	0	9.1 ~ 12	0.6	0.7	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 9	8/12
芦田川	比和川	100	神野瀬川	A	0/12	0	7.0 ~ 7.5	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.5	1.0	1.0	0/12	0	<1 ~ 3	4/12	33	130 ~ 92000
					0/12	0	7.2 ~ 7.7	0/12	0	9.4 ~ 13	0.9	1.1	0/12	0	0.5 ~ 1.4	0.9	1.1	0/12	0	<1 ~ 6	2/12
芦田川	生田川	103	生田川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	8.9 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 10	8/12	67	70 ~ 33000
					0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	7.9 ~ 12	0.6	0.6	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.6	0/12	0	1 ~ 5	7/12
高梁川 (成羽川)	帝釈川河口	104	帝釈川河口	A	1/12	8	7.6 ~ 8.6	0/12	0	9.5 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.6	0.5	0/12	0	<1 ~ 1	6/12	50	22 ~ 17000

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点 (環境基準点) は別図参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

別図 測定地点図（河川）



(2) 湖沼

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)				COD (mg/L)				SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)										
					m/n	%	最小	～	最大	m/n	%	最小	～	最大	m/n	%	75%値	平均	最大	m/n	%	最小	～	最大					
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	A	6/36	17	6.7	～	9.9	11/36	31	0.7	～	11	12/36	33	1.4	～	10	5/36	14	<1	～	8	20/36	56	13	～	13000
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	A	1/36	3	6.5	～	8.6	11/36	31	0.6	～	12	1/36	3	0.8	～	3.3	1/36	3	<1	～	7	2/36	6	0	～	1300
太田川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	A	1/36	3	6.5	～	8.9	12/36	33	0.7	～	11	3/36	8	1.8	～	3.7	0/36	0	<1	～	5	24/36	67	17	～	33000
	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	A	6/36	17	6.4	～	8.7	7/36	19	0.9	～	11	0/36	0	0.7	～	2.5	1/36	3	<1	～	8	4/36	11	2	～	3300
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	A	4/36	11	6.8	～	9.9	18/36	50	0.6	～	14	9/36	25	2.1	～	8.8	2/36	6	<1	～	7	14/36	39	9	～	33000
	八田原ダム貯水池 (声田湖)	6	八田原貯水池湖心	A	0/36	0	6.6	～	8.0	12/36	33	0.5	～	13	4/36	11	1.6	～	3.6	0/36	0	<1	～	4	9/36	25	11	～	33000
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	A	0/36	0	6.9	～	8.4	4/36	11	6.8	～	13	5/36	14	1.2	～	4.0	1/36	3	<1	～	6	17/36	47	4	～	33000
	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	A	8/36	22	7.4	～	9.7	13/36	36	<0.5	～	17	8/36	22	0.9	～	7.2	2/36	6	<1	～	7	3/36	8	4	～	2400

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

(3) 海域

(平成26年度)

水系名	類型	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	pH			D0 (mg/L)			COD (mg/L)			油分等 (n-ヘキサン)			大腸菌群数 (MPN/100ml)						
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大				
広島湾西部	B	大竹港(2) 大竹・岩国地先海域	2	広島湾西部2 7	7.9 ~ 8.4	0/36	0	5.1 ~ 10	13/36	3.6	3.1	9.1	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	3300				
					7.9 ~ 8.4	17/36	47	4.8 ~ 10	30/36	3.7	3.2	5.2	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	1/24	8	<2 ~ <2	2400				
					8.0 ~ 8.3	14/36	39	5.6 ~ 10	29/36	3.4	2.9	4.7	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	130				
					8.0 ~ 8.3	14/36	39	5.8 ~ 10	28/36	3.2	2.8	5.3	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	33				
					8.0 ~ 8.3	16/36	44	6.3 ~ 9.9	27/36	2.9	2.6	4.4	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	170				
					8.0 ~ 8.4	14/36	39	5.7 ~ 9.4	19/36	2.9	2.3	4.1	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	170				
					8.0 ~ 8.4	2/24	8	7.0 ~ 10	16/24	3.1	2.6	4.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2 ~ <2	700				
					8.0 ~ 8.4	4/24	17	6.5 ~ 10	12/24	2.9	2.4	3.5	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	1/24	4	<2 ~ <2	1300				
広島湾	A	五日市・廿日市地先海域 広島市地先海域 海田湾	11	広島湾1	7.7 ~ 8.4	0/24	0	5.3 ~ 10	9/24	3.5	2.8	5.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2 ~ <2	3300				
					7.9 ~ 8.4	0/24	0	5.6 ~ 10	6/24	3.0	2.5	4.0	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2 ~ <2	2100				
					7.8 ~ 8.4	9/36	25	4.4 ~ 10	10/36	2.3	1.9	3.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/36	0	<2 ~ <2	170				
					7.7 ~ 8.4	10/36	28	3.6 ~ 10	10/36	2.3	2.0	3.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/36	0	<2 ~ <2	270				
					7.9 ~ 8.4	4/24	17	6.4 ~ 10	13/24	3.0	2.4	3.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2 ~ <2	940				
					7.9 ~ 8.4	6/24	25	6.1 ~ 10	16/24	3.0	2.5	3.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2 ~ <2	490				
					7.9 ~ 8.8	10/36	28	2.3 ~ 11	29/36	4.1	3.2	7.3	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	240				
					8.0 ~ 8.5	13/36	36	4.3 ~ 9.9	26/36	3.5	2.9	6.2	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	330				
呉地先	A	呉地先海域(3)	19	呉地先7	7.8 ~ 8.3	6/36	17	6.5 ~ 11	6/36	1.9	1.8	4.5	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	1/12	8	2 ~ 2	17000				
					7.9 ~ 8.3	5/36	14	7.1 ~ 12	7/36	1.8	1.8	3.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	110				
					7.9 ~ 8.3	3/36	8	7.0 ~ 11	7/36	1.9	1.7	3.3	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	330				
					8.0 ~ 8.3	2/36	6	7.1 ~ 11	4/36	1.8	1.7	3.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	230				
					7.9 ~ 8.2	0/36	0	7.5 ~ 10	3/36	1.6	1.6	3.3	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	700				
					8.0 ~ 8.2	0/36	0	7.5 ~ 10	1/36	1.5	1.5	2.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	330				
					7.4 ~ 8.2	0/36	0	7.0 ~ 10	0/36	2.9	2.6	6.5	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	230				
					7.8 ~ 8.2	0/36	0	7.0 ~ 10	2/36	1.8	1.8	4.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	700				
安芸津・安浦地先	A	安芸津・安浦地先海域	28	安芸津・安浦地先10	8.0 ~ 8.2	3/36	8	6.7 ~ 10	1/36	1.5	1.3	2.6	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	23				
					8.0 ~ 8.2	5/36	14	7.2 ~ 10	0/36	1.5	1.3	1.7	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	22				
					8.0 ~ 8.2	9/36	25	6.6 ~ 10	11/36	2.1	1.8	2.6	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/10	0	<2 ~ <2	5				
					8.1 ~ 8.2	10/36	28	6.5 ~ 11	9/36	1.7	1.7	2.3	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	<2				
					8.0 ~ 8.2	10/36	28	6.5 ~ 10	3/36	1.7	1.7	2.1	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	2				
					8.1 ~ 8.2	11/36	31	6.8 ~ 11	0/36	1.2	1.2	2.0	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	70				
					8.1 ~ 8.2	7/36	19	6.9 ~ 10	1/36	1.4	1.3	2.2	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	110				
					8.0 ~ 8.2	10/36	28	6.9 ~ 10	0/36	1.4	1.3	2.0	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	230				
燧灘北西部	A	燧灘北西部海域	38	燧灘北西部5 9	8.0 ~ 8.2	10/36	28	6.3 ~ 10	1/36	1.6	1.6	2.2	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	130				
					7.9 ~ 8.4	3/36	8	7.0 ~ 10	10/36	2.1	1.9	3.4	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	23				
					7.9 ~ 8.4	9/36	25	6.2 ~ 11	10/36	2.0	2.0	4.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	17				
					7.8 ~ 8.2	0/12	0	5.6 ~ 12	3/12	2.9	2.9	6.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	490				
					7.7 ~ 8.3	1/36	3	4.9 ~ 13	2/36	2.4	2.4	4.9	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2 ~ <2	490				
					備讃瀬戸	備讃瀬戸1 2	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸	備讃瀬戸

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数、n:総検体数

16 環境基準点についての地点別測定結果(全窒素及び全磷)

(1) 湖沼

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全磷(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	Ⅱ	0.11	0.86		0.39	0.011	0.060	12/12	0.022
											(7/12)	
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	Ⅱ	0.21	0.32		0.27	0.005	0.028	2/12	0.010
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	Ⅱ	0.23	0.50		0.40	0.007	0.025	9/12	0.013
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	Ⅱ	0.18	0.40		0.28	0.004	0.009	0/12	0.007
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	Ⅲ	0.39	0.98		0.69	0.017	0.076	5/12	0.037
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	Ⅲ	0.56	0.85		0.68	0.013	0.053	2/12	0.023
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師貯水池湖心	Ⅱ	0.27	0.61	12/12	0.49	0.015	0.038	12/12	0.024
			(9/12)	(10/12)								
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	Ⅲ	0.18	0.87		0.54	0.010	0.047	3/12	0.023

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。
 2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
 3 m/n欄の()内は、暫定基準の不適合状況である。
 4 数値は、表層の年度間を通じての値である。

(2) 海域

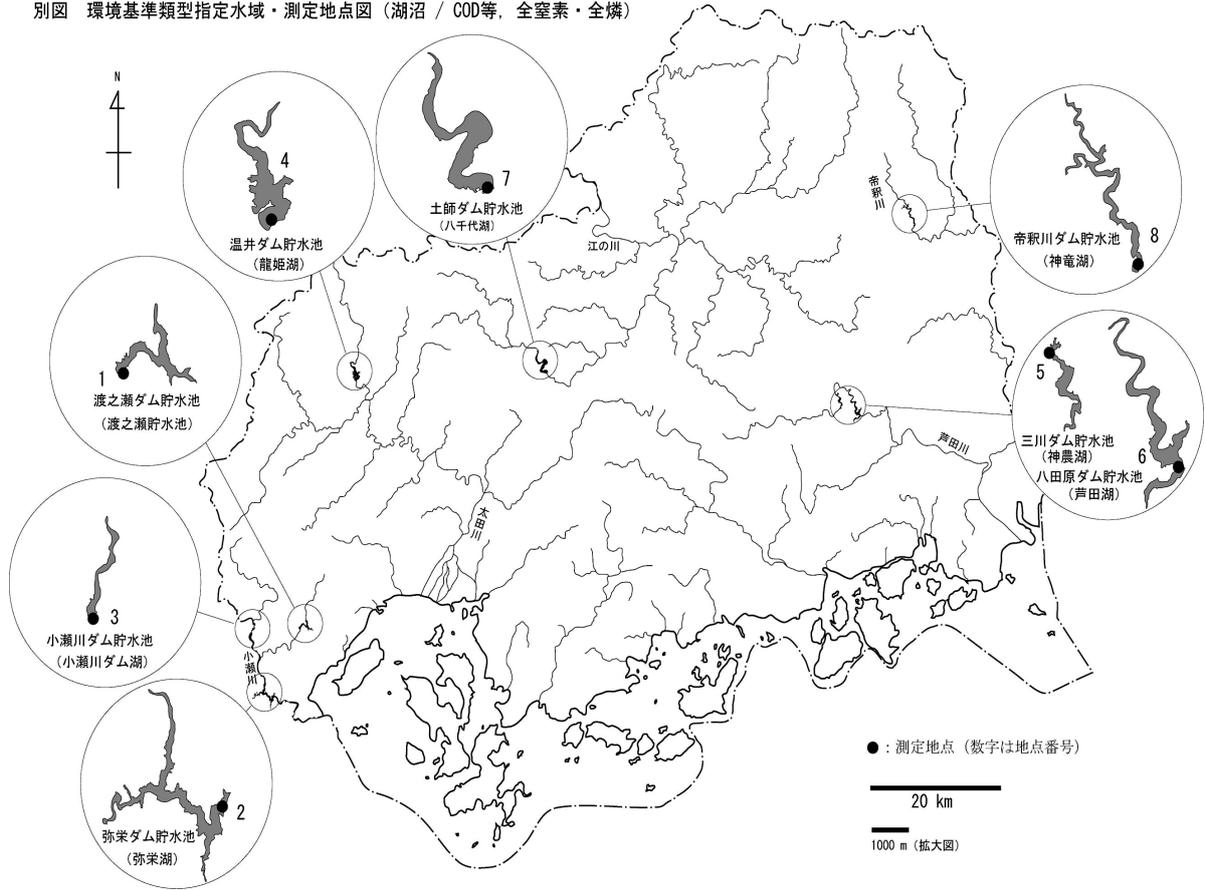
(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全磷(mg/L)				
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	Ⅱ	0.14	0.51	2/12	0.24	0.009	0.039	1/12	0.020	
		5	広島湾西部29		0.12	0.25	0/12	0.18	0.007	0.032	1/12	0.018	
		6	広島湾西部30		0.11	0.19	0/12	0.14	0.005	0.028	0/12	0.017	
		7	広島湾西部18		0.10	0.19	0/12	0.13	0.006	0.027	0/12	0.017	
		8	広島湾西部21		0.09	0.16	0/12	0.12	0.010	0.025	0/12	0.018	
		15	広島湾12		0.19	0.47	0/12	0.34	0.033	0.054	2/12	0.042	
	広島湾	広島湾北部	17	広島湾18	Ⅲ	0.13	0.38	0/12	0.23	0.011	0.044	0/12	0.027
			12	広島湾27		0.27	0.73	2/12	0.49	0.039	0.067	6/12	0.051
13			広島湾6	0.17		0.36	2/12	0.26	0.016	0.047	9/12	0.034	
18		広島湾14	0.12	0.23	0/12	0.17	0.011	0.036	2/12	0.022			
呉地先	呉地先海域	43	広島湾30	Ⅱ	0.11	0.30	0/12	0.18	0.008	0.048	2/12	0.021	
		22	呉地先15		0.10	0.22	0/12	0.15	0.014	0.034	4/12	0.023	
		24	呉地先28		0.09	0.20	0/12	0.14	0.016	0.030	0/12	0.024	
		44	呉地先30-5		0.07	0.19	0/12	0.12	0.015	0.030	0/12	0.022	
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先4	Ⅱ	0.09	0.28	0/12	0.16	0.014	0.050	2/12	0.028	
		28	安芸津・安浦地先10		0.05	0.17	0/12	0.12	0.013	0.032	1/12	0.023	
		45	安芸津・安浦地先6-5		0.10	0.26	0/12	0.17	0.011	0.036	3/12	0.024	
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	Ⅱ	0.09	0.27	0/12	0.17	0.012	0.042	3/12	0.025	
		35	燧灘北西部18		0.08	0.22	0/12	0.15	0.014	0.037	3/12	0.026	
		36	燧灘北西部25		0.07	0.21	0/12	0.13	0.014	0.04	3/12	0.026	
		37	燧灘北西部58		0.07	0.21	0/12	0.13	0.015	0.036	4/12	0.025	
		38	燧灘北西部59		0.08	0.21	0/12	0.14	0.016	0.039	2/12	0.025	
		39	燧灘北西部60		0.08	0.29	0/12	0.19	0.012	0.032	2/12	0.023	
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸12	Ⅱ	0.13	0.43	1/12	0.22	0.013	0.044	4/12	0.025	
		41	備讃瀬戸1		0.34	1.9	7/12	1.2	0.028	0.067	0/12	0.047	
		42	備讃瀬戸2		0.47	2.0	6/12	1.0	0.023	0.11	3/12	0.063	

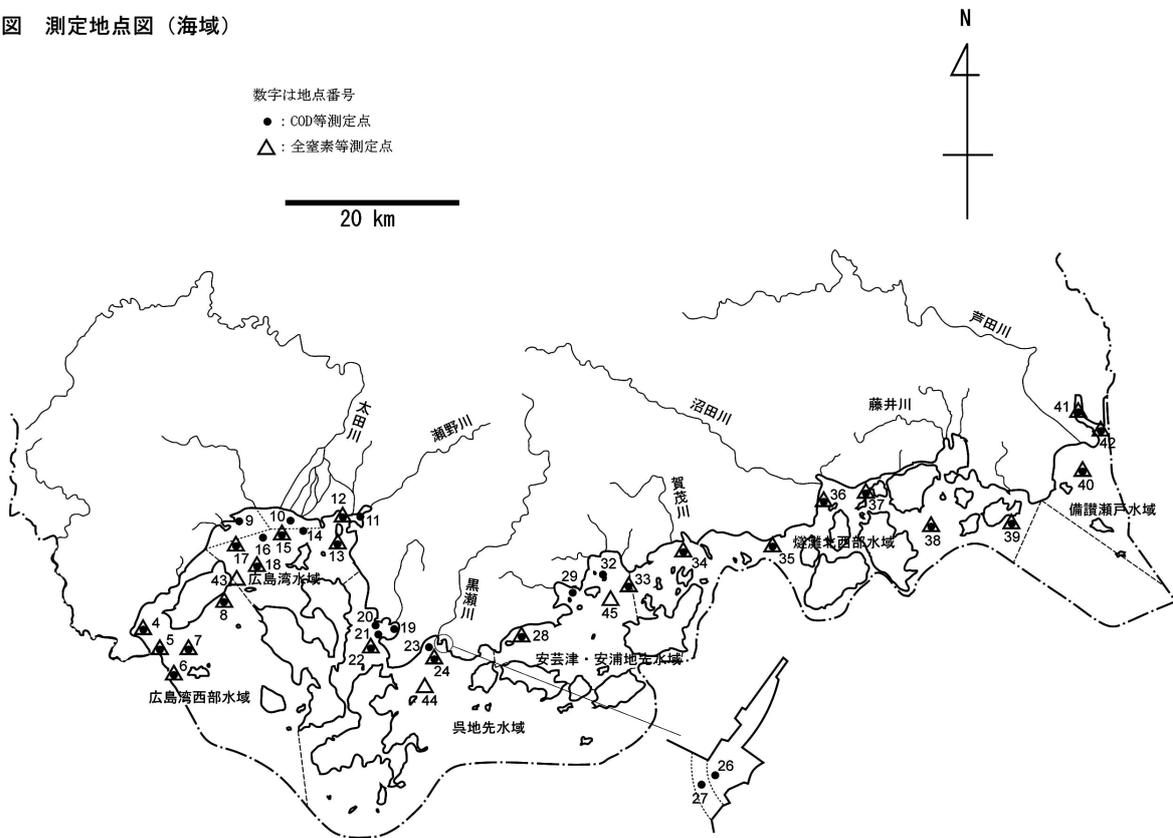
資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「測定地点図(海域)」を参照。
 2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
 3 数値は、表層の年度間を通じての値である。

別図 環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼 / COD等, 全窒素・全磷）



別図 測定地点図（海域）



17 水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果

(1) 河川

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川上流	小川津	生物A	<0.001	0.008	0/12	0.004	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
		両国橋	生物A	<0.001	0.009	0/12	0.004	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
	小瀬川下流	大和橋	生物B	0.001	0.005	0/12	0.003	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
江の川	江の川上流	亀尻橋	生物A	<0.001	0.002	0/12	0.001	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.0011	0/12	0.0007
		壬生	生物B	<0.001	0.004	0/12	0.001	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.0006	0/12	0.0006
	江の川下流	三国橋	生物B	<0.001	0.006	0/12	0.003	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(河川)」を参照。
2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(2) 湖沼

(平成26年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	小瀬川貯水池	生物A	<0.001	0.004	0/36	0.002	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/12	<0.0006
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	弥栄貯水池えん堤	生物A	<0.001	0.008	0/36	0.003	<0.00006	<0.00006	0/18	<0.00006	<0.0006	0.0006	0/18	0.0006
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	土師ダム湖心	生物B	0.002	0.012	0/36	0.005	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.0011	0/6	0.0007

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。
2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
3 数値は年度間の全層の値である。

18 海域の栄養塩の状況

(平成26年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全燐(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.22	0.11	0.78	0.019	0.005	0.039
広島湾西部	2	0.13	0.09	0.19	0.018	0.006	0.027
広島湾北部	8	0.40	0.13	0.89	0.044	0.011	0.095
広島湾南部	3	0.20	0.11	0.36	0.026	0.008	0.048
呉地先海域	13	0.18	0.06	0.98	0.028	0.013	0.090
安芸津・安浦地先海域	5	0.15	0.04	0.28	0.024	0.010	0.050
燧灘北西部	8	0.16	0.07	0.35	0.026	0.011	0.046
箕島町地先海域	2	1.1	0.34	2.0	0.055	0.023	0.11
備讃瀬戸	3	0.28	0.13	0.51	0.030	0.013	0.045

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

19 ダム貯水池(貯水量1,000万³以上)の栄養塩の状況

(平成26年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.40	0.23	0.50	0.013	0.007	0.025
弥栄貯水池	1	0.27	0.21	0.32	0.010	0.005	0.028
土師貯水池	1	0.49	0.27	0.61	0.024	0.015	0.038
渡ノ瀬貯水池	1	0.39	0.11	0.86	0.022	0.011	0.060
立岩貯水池	1	0.44	0.20	1.0	0.015	0.008	0.036
樽床貯水池	1	0.33	0.14	0.62	0.011	0.006	0.017
王泊貯水池	1	0.42	0.20	0.63	0.017	0.008	0.026
温井貯水池	1	0.28	0.18	0.40	0.007	0.004	0.009
三川貯水池	1	0.69	0.39	0.98	0.037	0.017	0.076
八田原貯水池	1	0.68	0.56	0.85	0.023	0.013	0.053
帝釈川貯水池	1	0.54	0.18	0.87	0.023	0.010	0.047
高暮貯水池	1	0.69	0.31	1.1	0.013	0.004	0.037
灰塚貯水池	1	0.51	0.30	0.72	0.026	0.020	0.040

資料: 県環境保全課, 中国地方整備局

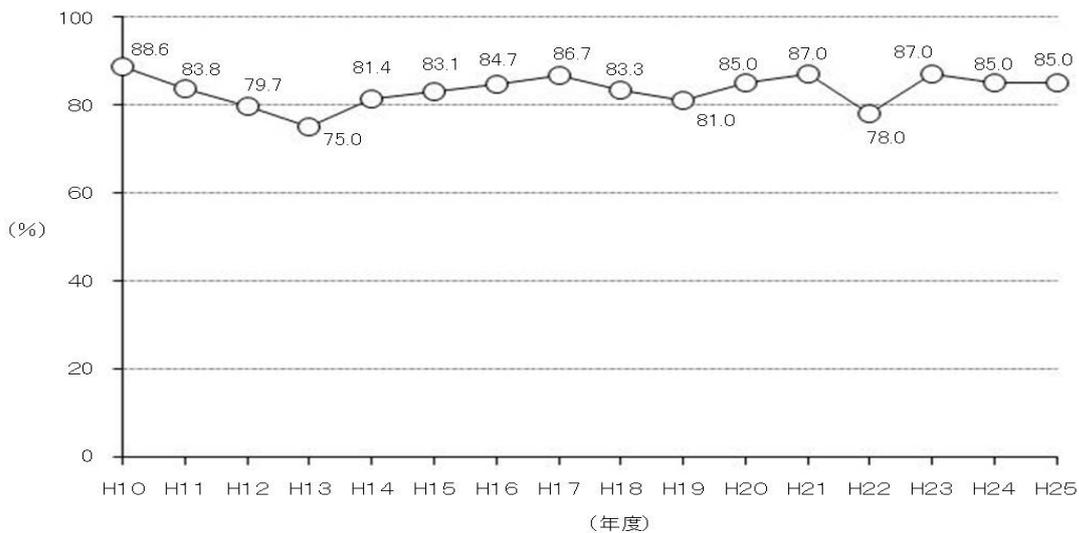
(注) 数値は, 表層の年度間を通じての値である。

20 椋梨ダムのアオコ確認日数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日数	116	121	163	164	147	131	157	175	56	28

資料: 河川課

21 地下水環境基準達成率の推移



資料: 中国地方整備局, 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数/調査地点数) × 100

2 環境基準達成地点数は, すべての項目を達成した地点数

22 地下水測定結果

(平成26年度)

Table with columns: 市町名, 井戸番号, 用途区分, 水質測定結果 (カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, PCB, シクロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,1-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1,1-トリクロロエタン). Rows include various locations like 広島市, 福山市, 府中市, etc.

資料：県環境保全課、広島市、呉市、広島市 #：検出（環境基準適合） *：環境基準超過

Table with columns: 市町名, 井戸番号, 用途区分, 水質測定結果 (1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, 六価クロム, シアン, 揮発性有機溶剤, ヘンゼン, 砒素, 有機リン系農薬, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン). Rows include various locations like 広島市, 福山市, 府中市, etc.

資料：県環境保全課、広島市、呉市、広島市 #：検出（環境基準適合） *：環境基準超過

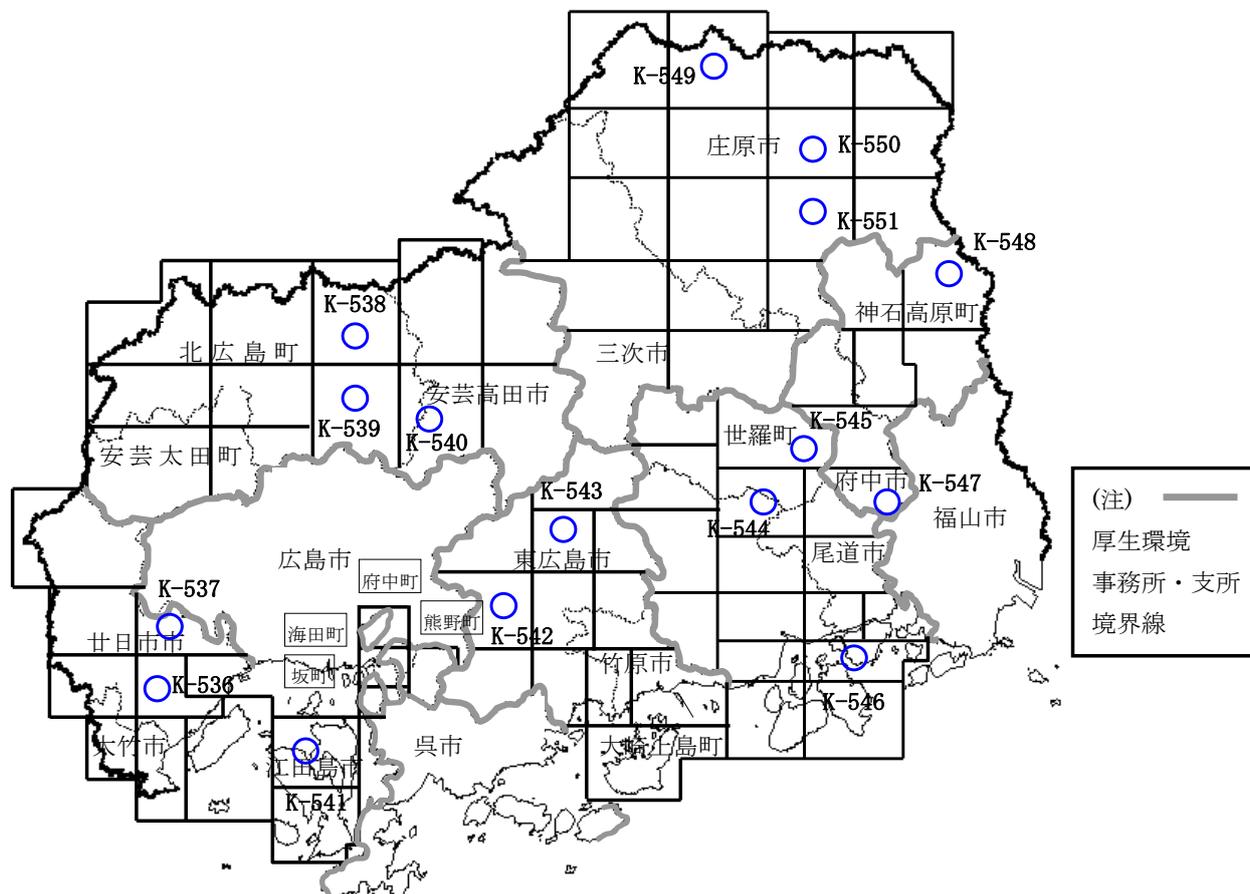
地下水調査測定点配置図(1): 継続監視調査測定点

(ただし、広島市、呉市及び福山市を除く区域)

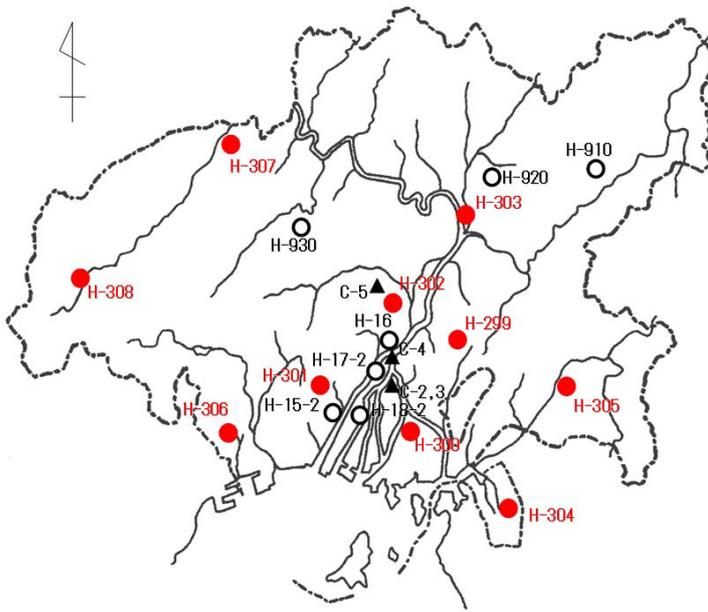


地下水調査測定点配置図(2): 概況調査測定点

(ただし、広島市、呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定点配置図
(3)



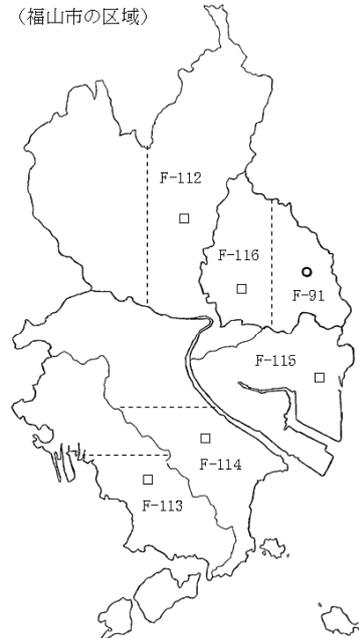
- 凡例
- ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
 - 広島市の概況調査地点
 - 広島市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図 (4)
(呉市の区域)



- 凡例
- 呉市の概況調査地

地下水調査測定点配置図 (5)
(福山市の区域)



- 凡例
- 福山市の概況調査地点
 - 福山市の継続監視調査地点

23 公共用水域要監視項目等調査結果

(1) 要監視項目調査

(平成26年度)

測定地点名 物質名	小瀬川	八幡川	太田川	瀬野川	二河川	黒瀬川		沼田川		指針値 (mg/l)
	両国橋	泉橋	玖村	日浦橋	山手橋	樋の詰橋	真光寺橋	入野川下流	潮止め堰上	
クロロホルム	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
トリス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.0020	<0.002	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04
クロタロニル(TPN)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.008
フェノカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IBP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
カルトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.0002	<0.01	<0.0002	<0.001	<0.01	<0.001	<0.01	<0.001	<0.001	0.6
キシレン	<0.0002	<0.01	<0.0002	<0.001	<0.01	<0.001	<0.01	<0.001	<0.001	0.4
フタル酸ジエチルキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001	—
モリブデン	<0.005	<0.007	<0.005	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07
アンチモン	<0.0001	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エビクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	<0.02	0.021	<0.02	0.014	0.020	0.099	<0.02	0.038	0.090	0.2
ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

測定地点名 物質名	藤井川	芦田川				高梁川	江の川	指針値 (mg/l)	
	講和橋	府中大橋	上戸手	中津原	山手橋	観音橋	新小城橋下流		尾関山
クロロホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
トリス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.04
1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020	0.04
クロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0005	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.008
フェノカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IBP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
カルトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		—
トルエン	<0.01	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.001	<0.0002	0.6
キシレン	<0.01	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.001	<0.0002	0.4
フタル酸ジエチルキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	—
モリブデン	0.014	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.005	0.07
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002					<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エビクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	0.072	0.029	0.028	0.041	0.054	0.096	0.009	<0.02	0.2
ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

要監視項目：人の健康の保護に関する物質であるが、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目

(2) 農薬の水質評価指針項目

(平成26年度)

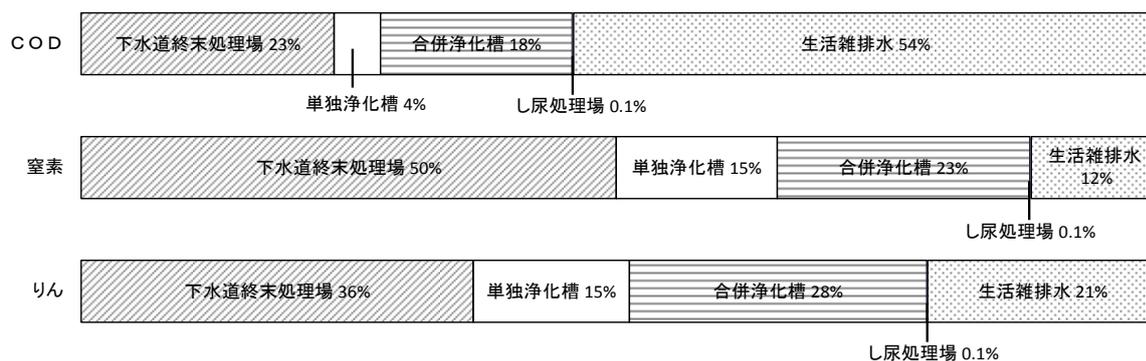
農薬名	測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
		樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオン		<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド		<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス		<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ		0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (EDDP)		<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (NAC)		<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス		<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (ECP)		<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン		<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル		<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロルホン (DEP)		<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール		<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン		<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド		<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス		<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン		<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール		0.0002	<0.0001	0.04
プロベナゾール		<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド		0.0013	0.001	0.04
フルトラニル		<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン		<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (SAP)		<0.0001	<0.0001	0.1
ペンディメタリン		<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)		<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット		<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル		<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート		<0.0001	<0.0001	0.005

資料： 県環境保全課

* 公共用水域における農薬の水質評価指針値
公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

24 生活排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 25 年度)

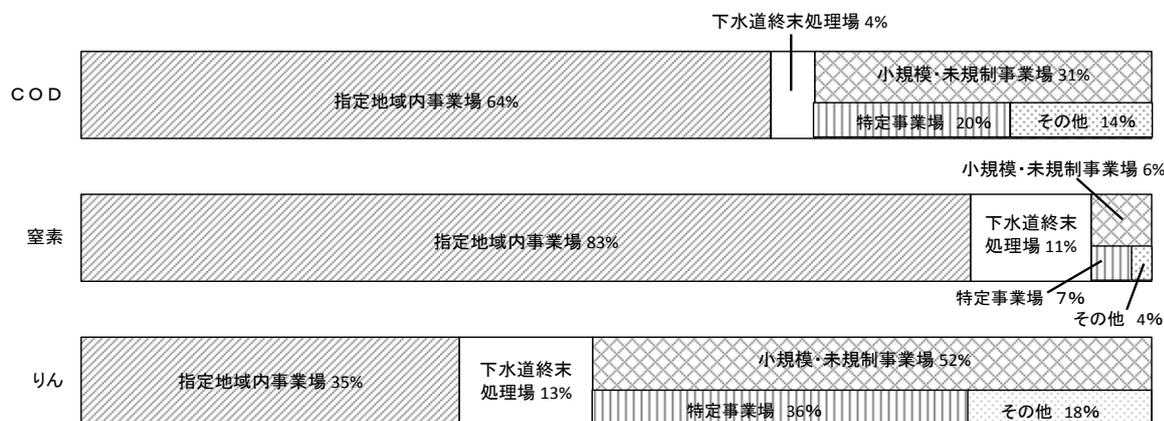


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合があります。

資料：県環境保全課

25 産業排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 25 年度)

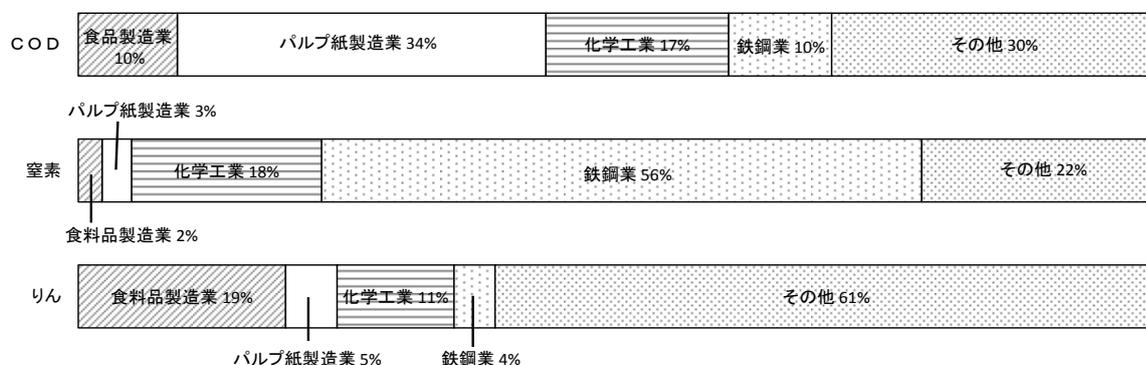


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合があります。

資料：県環境保全課

26 産業排水(瀬戸内海流域)に係る業種別汚濁負荷量の割合

(平成 25 年度)

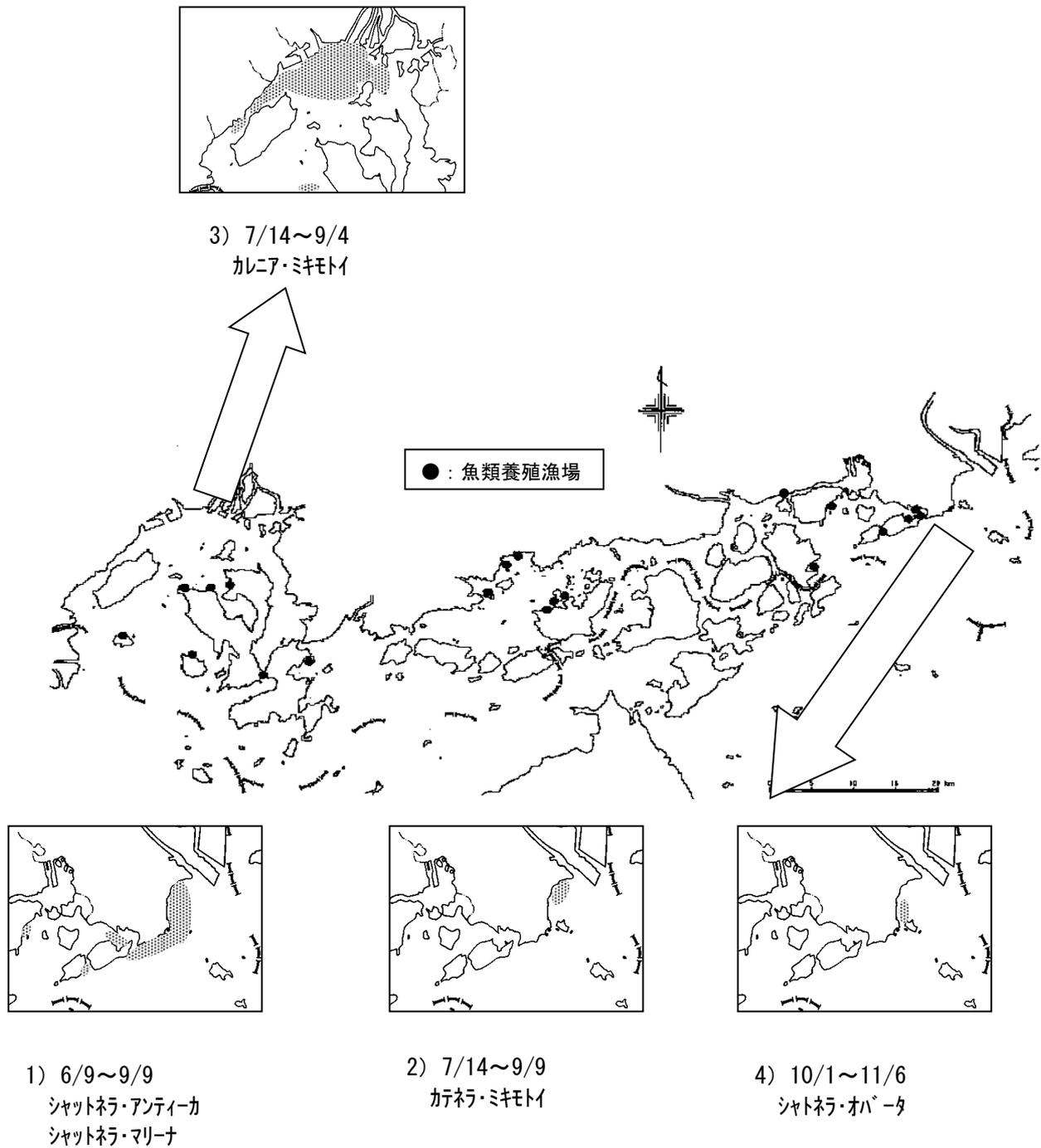


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合があります。

資料：県環境保全課

27 赤潮発生海域概要

～平成26年赤潮発生海域図～



資料：県水産課

28 特定施設の許可・届出受理状況

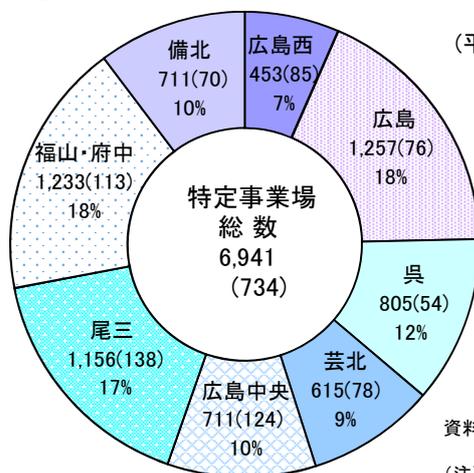
(平成26年度)

区分	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	生活環境保全条例
設置許可	18	—	—
設置届出	—	121	14
構造変更等許可	27	—	—
構造変更届出	1	66	6
氏名変更届出	18	119	11
汚染状態変更届出	8	0	0
廃止届出	6	121	7
承継届出	7	39	4
使用届出	1	0	0
合計	86	466	42

(単位：件)

29 特定事業場の状況

(平成26年度末現在)



資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町
(注) ()内は，日平均排水50m³以上の事業場である。

(平成26年度末現在)

区分	総計				法律		条例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水50m³以上の事業場	構成比 (%)	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場
広島西	453	7	85	12	417	83	36	2
広島	1,257	18	76	10	1,158	75	99	1
呉	805	12	54	7	716	54	89	
芸北	615	9	78	11	578	78	37	
広島中央	711	10	122	17	683	122	28	
尾三	1,156	17	137	19	1,022	136	134	1
福山・府中	1,233	18	113	15	1,063	110	170	3
備北	711	10	69	9	653	68	58	1
総数	6,941	100	734	100	6,290	726	651	8

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町
(注) 区分は広域行政圏による。

30 業種別特定事業場の届出状況

(平成26年度末現在)

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50㎡以上の特定事業場	
法律	1	鉱業・水洗炭業	4	4	
	1-2	畜産農業・サービス業	317	2	
	2	畜産食料品製造業	99	13	
	3	水産食料品製造業	145	8	
	4	野菜・果実保存食料品製造業	78	8	
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	163	1	
	8	パン・菓子製造又は製あん業	41	1	
	9	米菓・こうじ製造業	7		
	10	飲料製造業	134	5	
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	16		
	12	動植物油脂製造業	2	1	
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1		
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1		
	16	めん類製造業	99	1	
	17	豆腐・煮豆製造業	232	7	
	18-2	冷凍調理食品製造業	16	4	
	19	紡績業又は繊維製品製造業	39	12	
	20	洗毛業	2		
	21	化学繊維製造業	2	2	
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1		
	21-3	合板製造業	22		
	21-4	パーティクルボード製造業	1		
	22	木材薬品処理業	12		
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3	
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	63		
	26	無機顔料製造業	1	1	
	27	無機化学工業製品製造業	12	4	
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	3	1	
	30	発酵工業	2		
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1	
	33	合成樹脂製造業	5	3	
	37	石油化学工業	4	2	
	38	石けん製造業	2		
	41	香料製造業	1		
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	11	3	
	47	医薬品製造業	6	3	
	48	火薬製造業	1	1	
	49	農薬製造業	1		
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	11	5	
	53	ガラス・ガラス製品製造業	6	2	
	54	セメント製品製造業	69		
	55	生コンクリート製造業	145	6	
	58	窯業原料製造業	2		
	59	砕石業	22		
	60	砂利採取業	16		
	61	鉄鋼業	8	3	
	62	非鉄金属製造業	4	2	
	63	金属製品・機械器具製造業	81	6	
	63-2	空びん卸売業	3		
	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	2	2	
	64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	27	5	
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	135	19	
	66	電気めっき施設	51	3	
	66-3	旅館業	1119	60	
	66-4	共同調理場	26	2	
	66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	57	8	
	66-6	飲食店(66-6及び料亭バー、キャバレー、ナイトクラブ等を除く)	55	11	
	66-7	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1	
	67	洗たく業	651	7	
	68	写真現像業	107		
	68-2	病院	31	11	
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1	
	69-2	中央卸売市場	1		
	69-3	地方卸売市場	3	1	
	70	廃油処理施設	1		
	70-2	自動車分解整備事業	40		
	71	自動式車両洗浄施設	877		
	71-2	科学技術研究室の洗浄施設	125	9	
	71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	32		
	71-4	産業廃棄物処理施設	24	1	
	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	18		
	72	し尿処理施設	287	256	
	73	下水道終末処理施設	66	66	
	74	特定事業場の排水の処理施設	14	5	
		小計	5,671	583	
		201～500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)	619	143	
		合計	6,290	726	
	条例	1	パン・菓子製造業	514	4
		2	養豚業	13	
		3	理化学研究室の洗浄施設	104	4
		4	流水式塗装施設	20	
		合計	651	8	
	総数	6,941	734		

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

31 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成26年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場	6,290	651	6,941
うち平均排水量50㎡以上	726	8	734
立入検査実施事業数	904 (1,078)	14 (16)	918 (1,094)
うち排水検査	644 (760)	6 (8)	650 (768)
行政処分等事業場数	4 (4)	1 (1)	5 (5)
行政処分	改善命令	0 (0)	0 (0)
	一時停止命令	0 (0)	0 (0)

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
※()内の数字は、延べ事業場数

32 市町別水道普及率

(平成26年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口 人	現在給水人口 人	普及率		
				90%以上	50%未満	
広島市		1,186,147	1,161,166	97.9%	○	
呉市	○(※)	236,856	235,199	99.3%	○	
竹原市		28,046	27,780	99.1%	○	
三原市	○(※)	98,917	88,845	89.8%		
尾道市	○(※)	144,247	134,438	93.2%	○	
福山市	○(※)	471,543	451,014	95.6%	○	
府中市	○(※)	42,120	32,150	76.3%		
三次市	○	55,642	48,214	86.7%		
庄原市	○	38,612	28,101	72.8%		
大竹市		28,327	27,604	97.4%	○	
東広島市	○(※)	183,312	155,497	84.8%		
廿日市市	○(※)	117,182	111,284	95.0%	○	
安芸高田市	○	30,800	23,555	76.5%		
江田島市	○	25,572	24,826	97.1%	○	
市計	11	2,687,323	2,549,673	94.9%	8	0
府中町		51,579	51,575	100.0%	○	
海田町		28,828	28,493	98.8%	○	
熊野町		24,874	22,039	88.6%		
坂町		13,213	13,135	99.4%	○	
安芸太田町	○	7,006	5,200	74.2%		
北広島町	○	19,685	9,478	48.1%		○
大崎上島町	○	8,093	8,053	99.5%	○	
世羅町	○	17,488	9,315	53.3%		
神石高原町	○	10,184	4,529	44.5%		○
町計	5	180,950	151,817	83.9%	4	2
合計	16	2,868,273	2,701,490	94.2%	12	2

(※)市町の一部区域に島しょ部、又は過疎地域を含む。

資料：県食品生活衛生課

33 公共下水道の普及状況

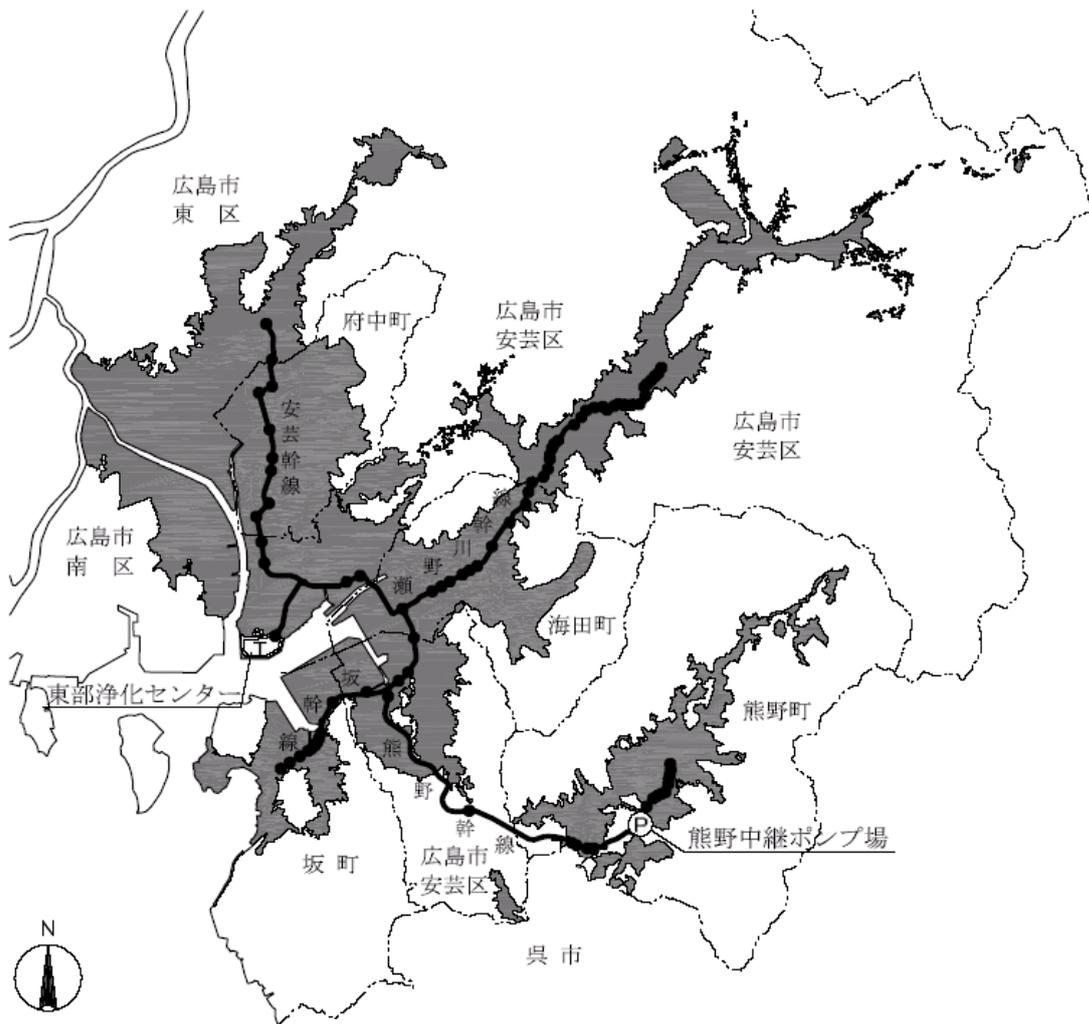
(平成27年3月31日現在)

市町名	住民基本台帳人口 (A)人	処理人口 (B)人	人口普及率
			(B) / (A) %
呉市	234,613	202,480	86.3%
竹原市	27,554	3,940	14.3%
三原市	98,290	40,478	41.2%
尾道市	142,915	16,410	11.5%
福山市	470,944	329,755	70.0%
府中市	41,636	13,092	31.4%
三次市	54,905	20,084	36.6%
庄原市	37,902	13,899	36.7%
大竹市	28,109	26,470	94.2%
東広島市	184,174	77,123	41.9%
廿日市市	117,128	49,845	42.6%
安芸高田市	30,368	10,079	33.2%
江田島市	25,040	14,263	57.0%
府中町	51,923	46,404	89.4%
海田町	29,118	28,485	97.8%
熊野町	24,750	22,266	90.0%
坂町	13,085	12,931	98.8%
安芸太田町	6,895	2,814	40.8%
北広島町	19,566	8,473	43.3%
大崎上島町	7,987	2,593	32.5%
世羅町	17,253	1,126	6.5%
神石高原町	9,895		0.0%
県計(広島市除く)	1,674,050	943,010	56.3%
広島市	1,188,067	1,118,030	94.1%
合計	2,862,117	2,061,040	72.0%

※処理人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県下水道公園課

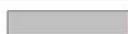
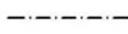
34 太田川流域下水道計画図



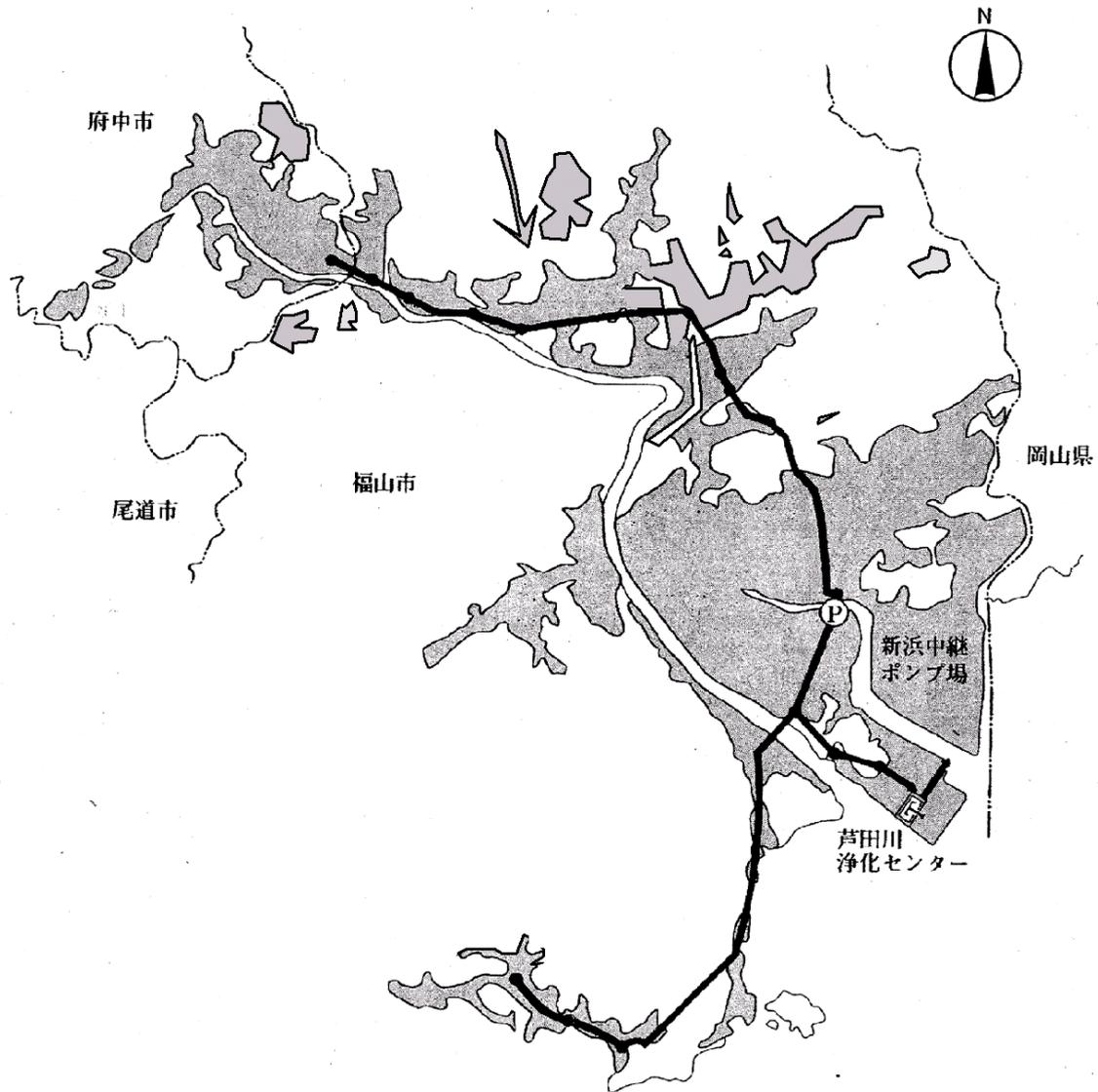
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	1市4町 〔 広島市 安芸郡府中町 海田町, 坂町 熊野町 〕
計画処理面積	約 5,254ha
計画処理人口	約 28.8万人
計画処理水量	約 15.3万m ³ /日
処理場	1箇所

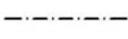
凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処理場

35 芦田川流域下水道計画図



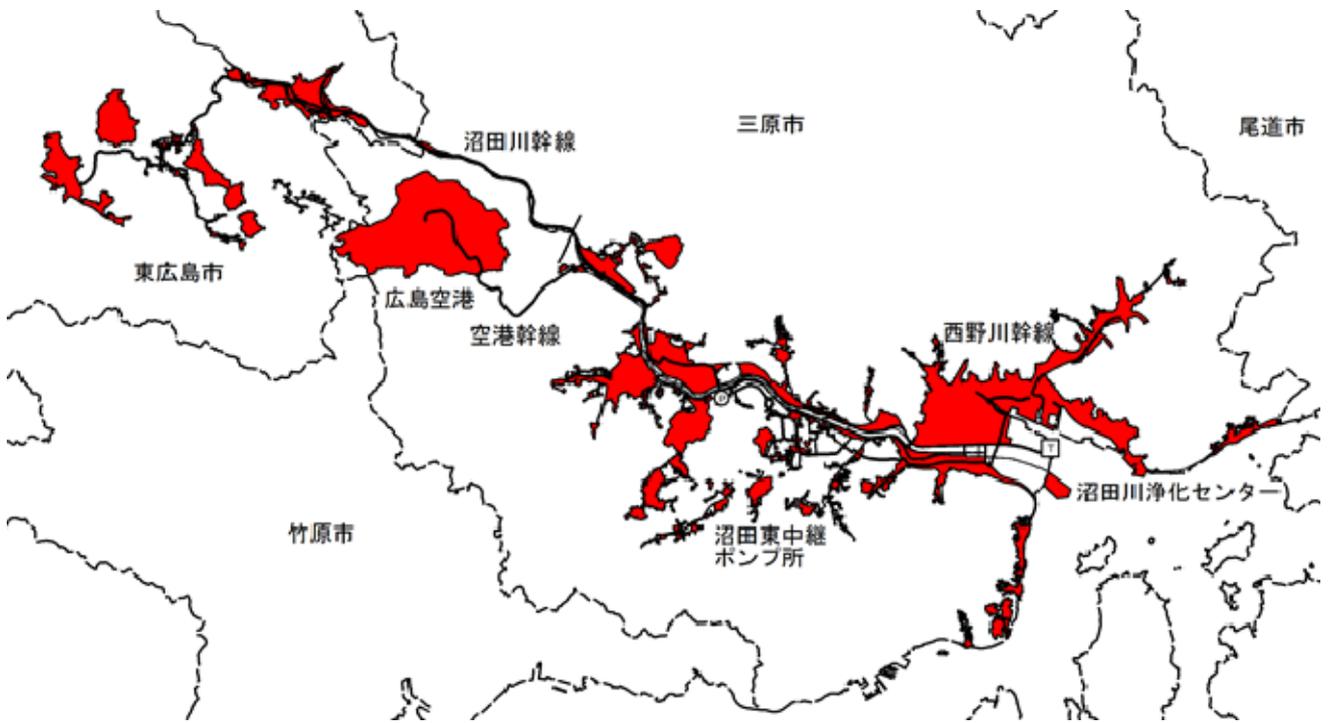
凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処 理 場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 (福山市, 府中市)
計画処理面積	約 11,726ha
計画処理人口	約 36万人
計画処理水量	約 20.6万 m ³ /日
処 理 場	1箇所

36 沼田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区境界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
	中継ポンプ場
	処 理 場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 〔三原市〕 〔東広島市〕
計画処理面積	約 3,261ha
計画処理人口	約 7.2万人
計画処理水量	約 4.6万 m ³ /日
処 理 場	1箇所

37 海水浴場水質測定結果

(1)開設前

(平成26年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	開設予定日
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	2.9	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月12日
2	ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	3.1	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月1日
4	かゝるがかいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月1日
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.2	2	無	1m以上	A	陰性	7月6日
6	けんみんのほま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月13日
7	グリーンピアせとうち	呉市安浦町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月19日
8	おおくしがいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月19日
9	まどぼかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.2	5	無	1m以上	A	陰性	7月12日
10	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月19日
11	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月12日
12	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.1	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月12日
13	ドルフィンビーチ	福山市内海町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	6月28日
14	クレセントビーチ	福山市内海町	2.0	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月4日
15	どもうら 鞆の浦	福山市鞆町	2.3	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月19日

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

(2)開設中

(平成26年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	(参考) 平成26年度開設前調査結果
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	3.9	2	無	1m以上	B	陰性	B
2	ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	5.8	5	無	1m以上	C	陰性	B
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	2.3	4	無	1m以上	B	陰性	AA
4	かゝるがかいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	2.6	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	A
6	けんみんのほま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
7	おおくしがいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
8	まどぼかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.8	16	無	1m以上	A	陰性	A
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.7	16	無	1m以上	A	陰性	AA
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
12	ドルフィンビーチ	福山市内海町	1.7	2	無	1m以上	A	陰性	AA
13	クレセントビーチ	福山市内海町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
14	どもうら 鞆の浦	福山市鞆町	3.3	9	無	1m以上	B	陰性	B

資料：県環境保全課、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。

2 CODの測定方法は、酸性法である。

3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。

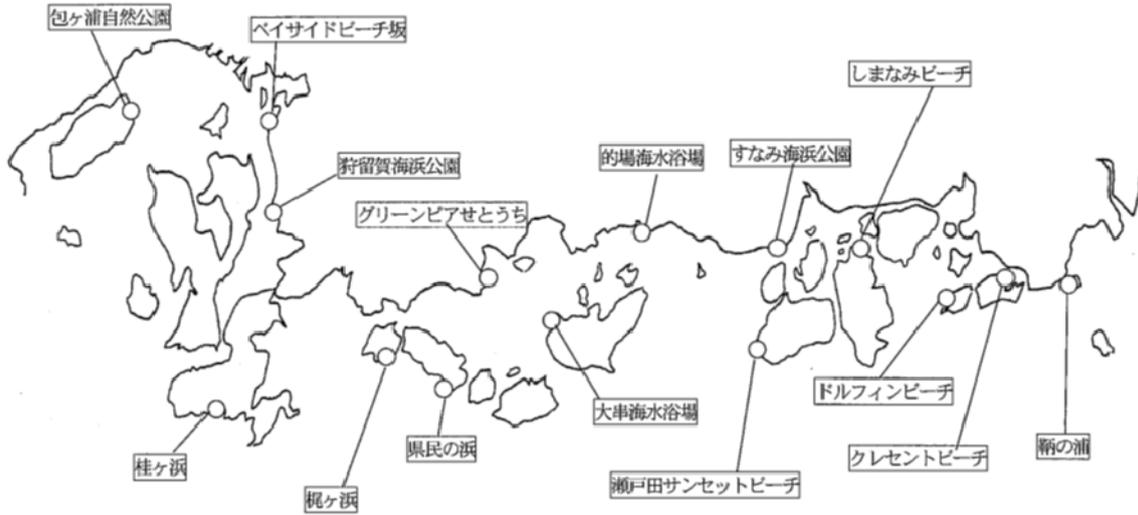
4 測定点は、別図のとおりである。

判定基準

区分	項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個/100mL以下	油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100mL超	常時油膜が認められる	50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

別図 海水浴場の位置



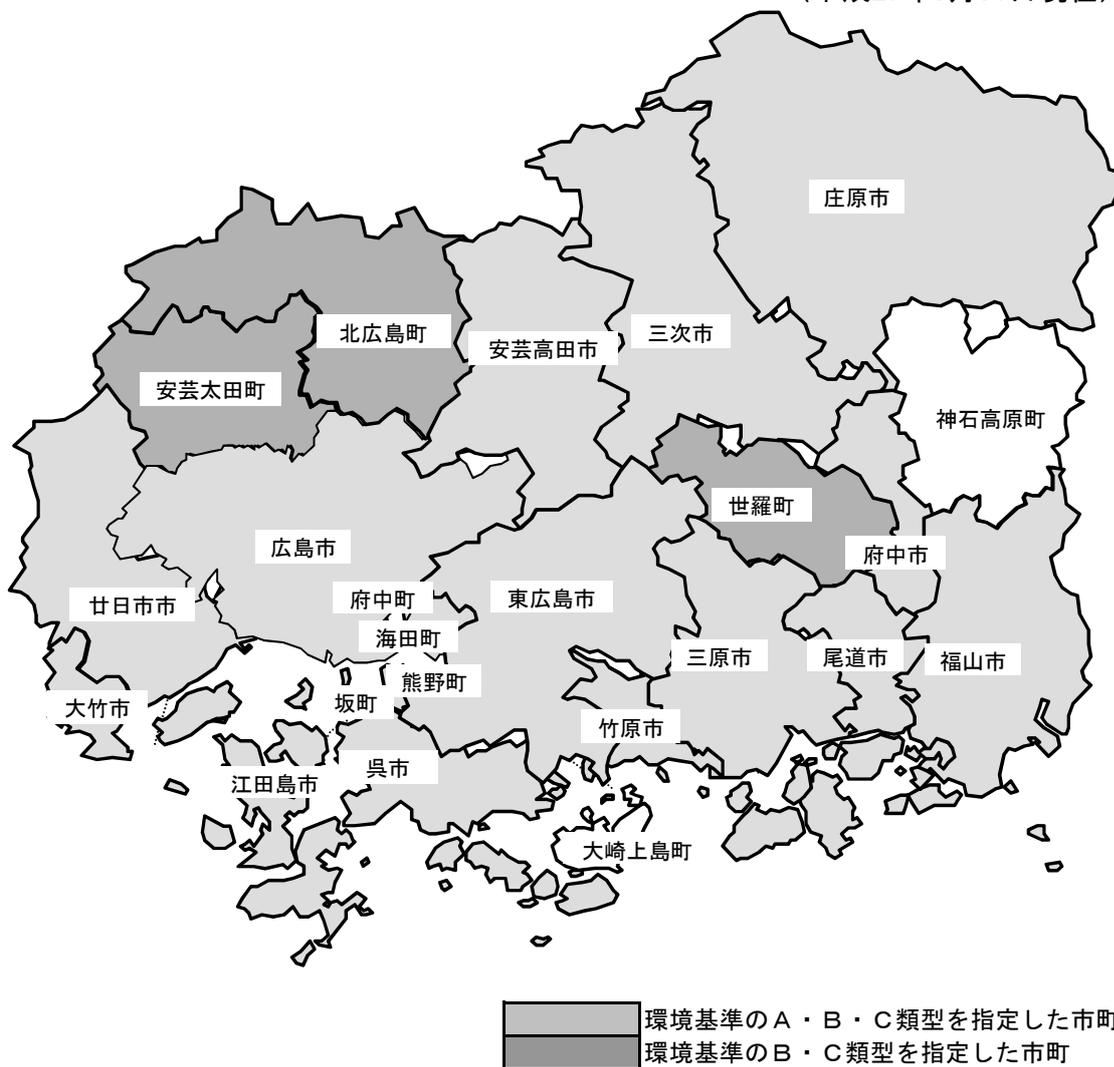
第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

（平成27年3月31日現在）



資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成26年度)

地域		時間帯	内 容	A類型	B類型	C類型	未指定	計
一般地域		昼間	測定件数	33	126	44	19	222
			達成件数	33	115	41	16	205
			達成率(%)	100.0%	91.3%	93.2%	84.2%	92.3%
		夜間	測定件数	8	17	11	0	36
			達成件数	7	10	9	0	26
			達成率(%)	87.5%	58.8%	81.8%		72.2%
道路に面する地域	背後地	昼間	測定件数	11	31	34	6	82
			達成件数	10	31	34	6	81
			達成率(%)	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%
		夜間	測定件数	8	16	19	2	45
			達成件数	7	16	18	1	42
			達成率(%)	87.5%	100.0%	94.7%	50.0%	93.3%
	道路端	昼間	測定件数	9	100	128	60	297
			達成件数	6	82	110	59	257
			達成率(%)	66.7%	82.0%	85.9%	98.3%	86.5%
		夜間	測定件数	3	49	61	4	117
			達成件数	2	38	47	3	90
			達成率(%)	66.7%	77.6%	77.0%	75.0%	76.9%

資料: 県環境保全課, 各市町

(注) 1 未指定地域は, B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成26年度)

環境基準の 類 型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	11	9	11	9
B 類 型	65	53	56	54
C 類 型	80	64	70	65

資料: 県環境保全課

(注) 昼夜とも測定を行っている地点について整理した。

5 自動車騒音測定結果

(平成26年度)

番号	道路名	測定場所	環境基準類型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
																Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	
1	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	B	2	無	1.0	7.0	1.2	26.9.30~26.10.7	73	73	×	×	260	128	35.0	35.7	-
2	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	B	2	無	50.0	-	1.2	26.9.30~26.10.7	51	49	○	○	260	128	35.0	35.7	○
3	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	C	2	無	1.9	7.0	1.2	26.9.30~26.10.7	71	67	×	×	221	94	24.9	25.7	-
4	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	C	2	無	50.0	-	1.2	26.9.30~26.10.7	54	50	○	○	221	94	24.9	25.7	○
5	一般国道2号	広島市安芸区船越南3丁目22番	C	4	無	12.3	8.0	1.2	26.9.30~26.10.1	66	62	○	○	-	-	-	-	-
6	一般国道2号	広島市南区向洋本町1番	B	4	有	23.0	2.0	1.2	26.9.30~26.10.1	54	52	○	○	-	-	-	-	-
7	一般国道2号	広島市南区向洋本町19番	B	4	無	7.4	8.0	1.2	26.9.30~26.10.1	71	69	×	×	-	-	-	-	-
8	一般国道2号	広島市南区霞2丁目9番	C	6	無	2.8	27.0	1.2	26.9.30~26.10.1	70	69	○	×	-	-	-	-	-
9	一般国道2号	広島市中区竹屋町4番	C	6	無	7.0	3.5	1.2	26.10.28~26.10.29	69	67	○	×	-	-	-	-	-
10	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市中区舟入本町2番	C	7	無	6.2	1.5	1.2	26.10.28~26.10.29	71	70	×	×	-	-	-	-	-
11	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区観音本町1丁目12番	C	5	有	7.5	3.7	1.2	26.10.28~26.10.29	69	66	○	×	-	-	-	-	-
12	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区古江西町12番	B	4	有	16.5	6.0	1.2	26.11.13~26.11.14	68	62	○	○	-	-	-	-	-
13	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区井口1丁目3番	B	5	有	22.5	36.0	1.5	26.10.7~26.10.8	61	57	○	○	-	-	-	-	-
14	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市佐伯区五日市中央7丁目24番	C	4	有	4.9	5.0	1.2	26.10.7~26.10.8	70	66	○	×	-	-	-	-	-
15	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	C	5	有	5.8	3.6	1.2	26.10.28~26.10.29	70	63	○	○	-	-	-	-	-
16	一般国道54号	広島市中区袋町5番	C	6	無	7.7	60.0	1.2	26.10.15~26.10.16	69	65	○	○	-	-	-	-	-
17	一般国道54号(祇園新道)	広島市中区基町20番	B	4	無	2.4	22.0	1.2	26.10.28~26.10.29	69	66	○	×	-	-	-	-	-
18	一般国道54号(祇園新道)	広島市東区牛田新町1丁目8番	B	8	無	8.4	180.0	1.2	26.10.23~26.10.24	71	67	×	×	-	-	-	-	-
19	一般国道54号(祇園新道)	広島市安佐南区西原4丁目42番	C	6	無	12.6	61.0	1.2	26.10.9~26.10.10	67	62	○	○	-	-	-	-	-
20	一般国道54号(佐東拡幅)	広島市安佐南区緑井6丁目22番	C	6	無	6.3	68.0	1.2	26.10.15~26.10.16	69	64	○	○	-	-	-	-	-
21	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	B	4	無	2.1	38.0	1.2	26.10.27~26.11.3	71	66	×	×	397	118	14.8	9.7	-
22	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	B	4	無	50.0	-	1.2	26.10.27~26.11.3	55	53	○	○	397	118	14.8	9.7	○
23	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番	C	3	無	3.8	16.0	1.2	26.10.27~26.11.3	73	69	×	×	269	71	15.5	7.1	-
24	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番	C	3	無	50.0	-	1.2	26.10.27~26.11.3	53	46	○	○	269	71	15.5	7.1	○
25	一般国道54号(可部バイパス)	広島市安佐北区可部南4丁目20番	B	4	無	12.5	6.0	1.2	26.11.5~26.11.6	64	56	○	○	-	-	-	-	-
26	一般国道54号(可部バイパス)	広島市安佐北区可部5丁目8番	C	3	無	10.4	36.0	1.2	26.11.5~26.11.6	62	59	○	○	-	-	-	-	-
27	一般国道54号(可部バイパス)	広島市安佐北区可部7丁目22番	B	3	無	10.6	8.0	1.2	26.11.5~26.11.6	60	55	○	○	-	-	-	-	-
28	一般国道183号	広島市中区十日市町1丁目1番	C	6	無	5.9	4.0	1.2	26.11.13~26.11.14	68	63	○	○	-	-	-	-	-
29	一般国道183号	広島市西区大宮1丁目1番	C	6	無	6.0	5.0	1.2	26.10.9~26.10.10	69	65	○	○	-	-	-	-	-
30	一般国道183号	広島市安佐南区長束2丁目5番	C	4	無	2.8	45.0	1.2	26.10.9~26.10.10	73	69	×	×	-	-	-	-	-
31	一般国道183号	広島市安佐南区中須1丁目13番	C	4	無	2.4	35.0	1.2	26.10.9~26.10.10	70	65	○	○	-	-	-	-	-
32	一般国道261号	広島市安佐北区安佐町大字飯室	B	2	無	1.0	3.5	1.2	26.11.5~26.11.6	66	57	○	○	-	-	-	-	-
33	一般国道487号	広島市南区宇品御幸4丁目1番	C	2	無	3.4	8.0	1.2	26.10.7~26.10.8	67	59	○	○	-	-	-	-	-
34	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	B	2	無	1.0	10.0	1.2	26.9.30~26.10.7	72	69	×	×	201	112	7.5	3.6	-
35	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	B	2	無	50.0	-	1.2	26.9.30~26.10.7	55	52	○	○	201	112	7.5	3.6	○
36	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	B	4	無	4.2	7.0	1.2	26.9.30~26.10.7	70	64	○	○	155	66	12.3	3.8	-
37	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	B	4	無	4.2	7.0	1.2	26.9.30~26.10.7	50	49	○	○	155	66	12.3	3.8	○
38	主要地方道広島三次線	広島市南区比治山本町19番	C	2	無	5.1	2.0	1.2	26.10.28~26.10.29	67	62	○	○	-	-	-	-	-
39	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区安東2丁目15番	C	4	無	2.8	10.0	1.2	26.11.13~26.11.14	70	63	○	○	-	-	-	-	-
40	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区高取北3丁目12番	C	4	無	2.5	7.5	1.2	26.10.7~26.10.8	70	64	○	○	-	-	-	-	-
41	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区大町西3丁目3番	C	2	無	1.5	21.0	1.2	26.10.15~26.10.16	68	65	○	○	-	-	-	-	-
42	主要地方道広島中島線	広島市東区温品4丁目14番	B	2	無	1.7	15.0	1.2	26.10.23~26.10.24	67	63	○	○	-	-	-	-	-
43	主要地方道広島中島線	広島市東区福田2丁目	C	4	無	4.7	20.0	1.2	26.10.9~26.10.10	69	64	○	○	-	-	-	-	-

番号	道 路 名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過							
44	主要地方道広島中島線	広島市東区福田4丁目	B	2	無	1.8	12.0	1.2	26.10.9~26.10.10	68	62	○	○	-	-	-	-	-
45	主要地方道広島中島線	広島市安佐北区深川1丁目5番	B	2	無	1.8	25.0	1.2	26.10.9~26.10.10	67	62	○	○	-	-	-	-	-
46	主要地方道広島中島線	広島市東区馬木7丁目	B	4	無	6.5	15.0	1.2	26.10.9~26.10.10	65	55	○	○	-	-	-	-	-
47	広島高速4号線(広島西風新都線)	広島市西区中広町2丁目16番	C	4	有	8.2	20.0	1.2	26.10.9~26.10.10	60	51	○	○	-	-	-	-	-
48	一般県道府中祇園線	広島市東区戸坂出江2丁目10番	C	2	無	1.2	8.0	1.2	26.10.23~26.10.24	67	65	○	○	-	-	-	-	-
49	一般県道南観音観音線	広島市西区観音新町3丁目6番	B	4	無	5.0	2.6	1.2	26.10.9~26.10.10	67	61	○	○	-	-	-	-	-
50	一般県道中山尾長線	広島市東区中山南1丁目1番	B	2	無	1.9	20.0	1.2	26.10.23~26.10.24	69	65	○	○	-	-	-	-	-
51	一般県道今井田緑井線	広島市安佐南区毘沙門台3丁目7番	A	2	無	1.5	1.4	1.2	26.10.15~26.10.16	67	59	○	○	-	-	-	-	-
52	一般県道古市広島線	広島市西区三篠北町15番	B	2	無	0.0	9.5	1.2	26.10.28~26.10.29	69	64	○	○	-	-	-	-	-
53	市道霞庚午線	広島市南区皆実町5丁目18番	C	6	無	3.5	3.5	1.2	26.10.7~26.10.8	67	59	○	○	-	-	-	-	-
54	市道南4区832号線	広島市南区宇品西1丁目2番	B	4	無	2.8	5.0	1.2	26.10.7~26.10.8	71	65	×	○	-	-	-	-	-
55	市道比治山庚午線	広島市中区中町8番	C	5	無	41.8	3.0	1.2	26.10.30~26.10.31	61	57	○	○	-	-	-	-	-
56	市道中島吉島線	広島市中区光南1丁目4番	C	4	無	4.2	5.0	1.2	26.10.30~26.10.31	67	61	○	○	-	-	-	-	-
57	市道駅前吉島線	広島市中区東平塚町1番	C	6	無	5.2	3.0	1.2	26.10.30~26.10.31	69	65	○	○	-	-	-	-	-
58	市道中広宇品線	広島市南区段原南1丁目26番	B	6	無	6.3	15.0	1.2	26.10.30~26.10.31	65	59	○	○	-	-	-	-	-
59	市道安佐南4区454号線	広島市安佐南区沼田町大字大塚	B	4	無	2.9	35.0	1.2	26.10.7~26.10.8	69	62	○	○	-	-	-	-	-
60	市道安佐南4区453、490号線	広島市安佐南区大塚西3丁目3番	C	4	無	7.9	28.0	1.2	26.10.7~26.10.8	66	63	○	○	-	-	-	-	-
61	市道鷹野橋宇品線	広島市中区千田町3丁目7番	B	4	無	4.6	18.0	1.2	26.10.15~26.10.16	65	60	○	○	-	-	-	-	-
62	市道鷹野橋宇品線	広島市南区宇品西5丁目12番	C	4	無	6.0	5.0	1.2	26.10.7~26.10.8	68	62	○	○	-	-	-	-	-
63	市道吉島観音線	広島市中区舟入川口町18番	C	4	無	3.5	2.0	1.2	26.10.15~26.10.16	68	62	○	○	-	-	-	-	-
64	市道安佐南4区486、488、489、608号線	広島市安佐南区伴南1丁目5番	B	4	無	4.5	50.0	1.2	26.10.7~26.10.8	64	61	○	○	-	-	-	-	-
65	市道西3区82号線	広島市西区己斐本町3丁目12番	C	4	無	3.4	33.0	1.2	26.10.7~26.10.8	70	65	○	○	-	-	-	-	-
66	広島高速3号線(広島南道路)	広島市西区観音新町3丁目8番	B	4	有	21.5	60.0	1.2	26.10.9~26.10.10	62	55	○	○	-	-	-	-	-
67	広島高速3号線(広島南道路)	広島市中区江波本町18番	B	2	有	31.0	3.0	1.2	26.10.9~26.10.10	57	51	○	○	-	-	-	-	-
68	一般国道185号	呉市本通5丁目1番地先	C	6	無	3.0	2.5	1.2	26.12.19	70	-	○	-	404	-	8.4	-	-
69	一般県道74号線	呉市下蒲刈町三之瀬3番地	B	1	無	0.0	1.0	1.2	26.12.19	70	-	○	-	21	-	4.8	-	-
70	一般国道185号	呉市川尻町西2丁目1番地先	C	2	無	1.0	10.0	1.2	26.12.24	74	-	×	-	178	-	14.6	-	-
71	市道内海中切線	呉市安浦町内海3丁目174-1地先	B	2	無	1.0	10.0	1.2	26.12.24	69	-	×	-	104	-	12.5	-	-
72	一般県道287号線	呉市蒲刈町宮盛1番地先	-	2	無	1.0	15.0	1.2	26.12.19	63	-	○	-	6	-	33.3	-	-
73	一般国道487号	呉市音戸町畑3丁目6番地先	C	2	無	0.0	10.0	1.2	26.12.22	68	-	○	-	72	-	16.6	-	-
74	一般県道35号線	呉市倉橋町宇和木6番地先	B	2	無	0.0	5.0	1.2	26.12.22	70	-	○	-	82	-	11.0	-	-
75	一般県道大崎下島循環線	呉市豊町大長5番地先	-	2	無	1.0	20.0	1.2	26.12.19	67	-	○	-	30	-	16.7	-	-
76	一般県道豊島線	呉市豊浜町豊島宇寺道7番地先	-	1	無	1.0	20.0	1.2	26.12.19	66	-	○	-	10	-	0	-	-
77	一般国道185号	呉市本通5丁目1番地先	C	6	無	12.0	3.0	1.2	26.12.19	65	-	○	-	516	-	9.9	-	○
78	一般国道31号	呉市天応大浜2丁目1番	B	2	無	5.6	-	1.4	26.11.19~26.11.20	69	66	○	×	199	58	11.9	10.7	-
79	一般国道185号	呉市本通4丁目6番	C	4	無	2.2	-	1.2	26.11.5~26.11.6	66	61	○	○	248	-	17.7	-	-
80	一般国道185号	呉市広文化町1番	C	6	無	8.7	-	3.2	26.11.26~26.11.27	68	63	○	○	360	54	7.0	6	-
81	一般国道375号	呉市郷原町	B	2	無	10.2	-	5.0	26.10.23~26.10.24	63	57	○	○	133	-	16.5	-	-
82	市道阿賀中央西畑線	呉市西畑町15番	B	4	無	0.5	-	3.3	26.10.15~26.10.16	68	57	○	○	160	-	2.6	-	-
83	一般国道375号	呉市広本町3丁目13番	C	4	無	4.7	-	2.4	26.10.28~26.10.29	63	54	○	○	176	-	10.8	-	-
84	一般国道2号	竹原市田万里町1949-3	C	2	無	12.0	-	1.2	27.3.9	64	-	○	-	154	-	33.8	-	-
85	一般国道2号	竹原市田万里町1949-3	C	2	無	25.0	-	1.2	27.3.9	56	-	○	-	154	-	33.8	-	○
86	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C	2	無	7.0	-	1.2	27.3.9	71	70	×	×	154	-	43.5	-	-
87	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C	2	無	50.0	-	1.2	27.3.9	58	-	○	-	154	-	43.5	-	○
88	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3	B	2	無	4.0	-	1.2	27.3.9	67	-	○	-	132	-	12.1	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時～22時)	Leq (22時～6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
89	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3	B	2	無	20.0	-	1.2	27.3.9	51	-	○	-	132	-	12.1	-	○
90	一般国道185号	竹原市忠海長浜二丁目1-1	C	2	無	6.0	-	1.2	27.3.9	67	-	○	-	112	-	3.6	-	-
91	一般国道185号	竹原市忠海長浜二丁目1-1	C	2	無	20.0	-	1.2	27.3.9	53	-	○	-	112	-	3.6	-	○
92	一般国道185号	竹原市中央五丁目6-37	C	4	無	1.0	-	1.2	27.3.10	68	-	○	-	130	-	14.6	-	-
93	一般国道185号	竹原市中央五丁目6-37	C	4	無	20.0	-	1.2	27.3.10	60	-	○	-	130	-	14.6	-	○
94	一般国道2号	三原市本郷南4丁目7番	B	2	無	4.0	17.0	1.2	26.12.10~26.12.11	71	71	×	×	238	79	30.6	70.5	-
95	一般国道2号	三原市本郷南4丁目7番	B	2	無	101.0	22.0	1.2	26.12.10~26.12.11	46	41	○	○	238	79	30.6	70.5	○
96	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良843番地1	C	2	無	2.5	13.0	1.2	26.11.11	67	-	○	-	45	-	20.0	-	-
97	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良203番地1	C	2	無	1.0	30.0	1.2	26.11.11	70	-	○	-	46	-	17.4	-	-
98	市道沼田西町79号線	三原市沼田西町松江1753番地1	C	1	無	2.0	44.0	1.2	26.11.12	48	-	○	-	8	-	12.5	-	-
99	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町4926番地4	C	1	無	2.0	22.0	1.2	26.11.11	66	-	○	-	46	-	10.9	-	-
100	主要地方道東広島本郷忠海線	三原市小泉町3404番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	26.11.12	65	-	○	-	31	-	3.2	-	-
101	一般国道185号	三原市幸崎能地6丁目13番	C	2	無	2.0	20.0	1.2	26.11.5	65	-	○	-	30	-	13.3	-	-
102	一般県道佐木島線	三原市鷺浦町向田野浦2170番地2	C	2	無	1.0	15.0	1.2	26.11.14	51	-	○	-	5	-	0.0	-	-
103	主要地方道尾道三原線	三原市中之町6丁目3番	B	2	無	5.7	23.0	1.2	26.11.14	65	-	○	-	124	-	10.5	-	-
104	一般県道三原本郷線	三原市沼田町1171番地1	C	1	無	1.0	150.0	1.2	26.11.10	60	-	○	-	13	-	15.4	-	-
105	一般県道三原大草線	三原市小坂町3759番地6	C	2	無	3.0	5.0	1.2	26.11.10	64	-	○	-	33	-	12.1	-	-
106	一般国道2号	三原市長谷5丁目5番地1	C	2	無	3.0	20.0	1.2	26.11.11	75	-	×	-	265	-	32.8	-	-
107	市道本町45号線	三原市本町3丁目14番16号	C	1	無	1.0	3.0	1.2	26.11.13	60	-	○	-	36	-	0.0	-	-
108	市道宮沖13号線	三原市宮沖2丁目9番3号	B	2	無	2.0	2.5	1.2	26.11.10	66	-	×	-	84	-	11.9	-	-
109	一般国道2号	三原市系崎2丁目9番43号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	26.11.13	69	-	○	-	146	-	16.4	-	-
110	一般国道2号	三原市皆実1丁目21番15号	C	2	無	4.0	10.0	1.2	26.11.10	69	-	○	-	221	-	7.7	-	-
111	主要地方道三原竹原線	三原市沼田東町七宝1288番地1	C	2	無	3.0	40.0	1.2	26.11.12	69	-	○	-	87	-	9.2	-	-
112	一般国道185号	三原市和田1丁目8番1号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	26.11.10	67	-	○	-	113	-	13.3	-	-
113	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町4926番地1	C	2	無	3.0	45.0	1.2	26.11.12	66	-	○	-	66	-	3.0	-	-
114	一般国道185号	三原市須波西1丁目2番1号	C	2	無	5.0	20.0	1.2	26.11.10	65	-	○	-	124	-	4.0	-	-
115	一般県道佐木島線	三原市鷺浦町須波2122番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	26.11.14	55	-	○	-	6	-	0.0	-	-
116	一般国道185号	三原市須波ハイソ1丁目5番1号	C	2	無	50.0	-	1.2	26.11.5	54	-	○	-	124	-	6.5	-	○
117	一般国道185号	三原市幸崎能地1丁目1番	C	2	無	1.0	60.0	1.2	26.11.5	69	-	○	-	63	-	7.9	-	-
118	一般国道2号	三原市本原1丁目4番1号	C	2	無	2.0	5.0	1.2	26.11.5	75	-	×	-	322	-	24.5	-	-
119	一般県道宇津戸八幡線	三原市八幡町篝532番地	C	2	無	1.0	50.0	1.2	26.11.6	52	-	○	-	1	-	0.0	-	-
120	一般国道486号	三原市八幡町美生1242番地5	C	2	無	3.0	40.0	1.2	26.11.6	69	-	○	-	60	-	28.3	-	-
121	主要地方道三原東城線	三原市八幡町垣内601番地	C	2	無	2.0	10.0	1.2	26.11.7	71	-	×	-	74	-	4.1	-	-
122	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良3234番地	C	2	無	3.0	60.0	1.2	26.11.10	67	-	○	-	36	-	19.4	-	-
123	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良2158番地5	C	2	無	2.0	133.0	1.2	26.11.11	67	-	○	-	30	-	33.3	-	-
124	主要地方道三原東城線	三原市八幡町229番地	C	2	無	30.0	-	1.2	26.11.7	57	-	○	-	52	-	11.5	-	○
125	主要地方道尾道三原線	三原市中之町9丁目11番10号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	26.11.14	69	-	○	-	87	-	11.5	-	-
126	主要地方道尾道三原線	三原市深町1443番地	C	2	無	3.0	15.0	1.2	26.11.14	69	-	○	-	75	-	9.3	-	-
127	主要地方道尾道三原線	三原市中之町2丁目17番	B	2	無	4.0	100.0	1.2	26.11.14	66	-	○	-	155	-	8.4	-	-
128	山陽自動車道(市・八幡町6号線)	三原市八幡町垣内651番地	C	4	有	30.0	-	1.2	26.11.7	55	-	○	-	335	-	31.9	-	○
129	主要地方道尾道三原線	三原市館町2丁目15番14号	B	2	無	4.0	10.0	1.2	26.11.14	68	-	○	-	165	-	7.9	-	-
130	市道館町9号線	三原市館町1丁目3番1号	B	2	無	3.0	18.0	1.2	26.11.14	53	-	○	-	2	-	0.0	-	-
131	一般国道185号	三原市幸崎能地4丁目10番1号	C	2	無	2.0	10.0	1.2	26.11.5	70	-	○	-	55	-	23.6	-	-
132	一般国道2号	三原市系崎8丁目10番1号	B	2	無	2.0	20.0	1.2	26.11.5	72	-	×	-	165	-	13.9	-	-
133	主要地方道瀬野川福富本郷	三原市本郷町船木3105番地3	B	2	無	4.0	19.0	1.2	26.11.11	65	-	○	-	73	-	13.7	-	-
134	主要地方道瀬野川福富本郷	三原市本郷町船木3080番地2	C	2	無	5.0	18.0	1.2	26.11.11	68	-	○	-	107	-	14.0	-	-
135	主要地方道東広島本郷忠海線	三原市本郷町上北方726番地	B	2	無	3.0	65.0	1.2	26.11.5	61	-	○	-	22	-	9.1	-	-
136	主要地方道本郷久井線	三原市本郷北2丁目8番	B	2	無	5.0	35.0	1.2	26.11.11	65	-	○	-	54	-	16.7	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時～22時)	Leq (22時～6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過							
137	主要地方道瀬野川福富本郷線	三原市下北方1丁目14番15号	C	2	無	2.5	50.0	1.2	26.11.12	62	-	○	-	40	-	7.5	-	-
138	市道駅前愛宕線	三原市本郷南6丁目21番37号	C	2	無	5.0	4.0	1.2	26.11.11	55	-	○	-	38	-	0.0	-	-
139	市道駅前惣門2号線	三原市本郷南3丁目13番18号	A	2	無	1.0	10.0	1.2	26.11.11	61	-	×	-	18	-	0.0	-	-
140	一般国道2号(市・本郷町290号線)	三原市本郷南1丁目11番5号	B	2	有	15.0	-	1.2	26.11.11	59	-	○	-	230	-	27.8	-	○
141	主要地方道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方4760番地	B	2	無	7.5	37.0	1.2	26.11.12	69	-	○	-	62	-	19.4	-	-
142	一般国道2号(市・本郷町340号線)	三原市本郷町南方6623番地	B	4	無	3.5	70.0	1.2	26.11.12	72	-	×	-	122	-	43.4	-	-
143	主要地方道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方1005番地2	B	2	無	3.0	10.0	1.2	26.11.12	66	-	○	-	47	-	8.5	-	-
144	主要地方道三原東城線	三原市久井町下津1445番地2	B	2	無	45.0	-	1.2	26.11.7	51	-	○	-	65	-	9.2	-	○
145	主要地方道三原東城線	三原市久井町下津1631番地9	-	2	無	1.0	3.5	1.2	26.11.7	69	-	○	-	63	-	11.1	-	-
146	一般国道486号	三原市久井町坂井原3024番地	-	2	無	2.8	25.0	1.2	26.11.6	66	-	○	-	27	-	22.2	-	-
147	市道中野線	三原市久井町山中野1337番地	-	2	無	2.5	13.0	1.2	26.11.7	65	-	○	-	26	-	7.7	-	-
148	一般県道羽和泉堂町線	三原市久井町和草1906番地1	-	2	無	4.0	30.0	1.2	26.11.7	56	-	○	-	12	-	0.0	-	-
149	主要地方道三原東城線	三原市久井町江木1159番地1	B	2	無	3.0	67.0	1.2	26.11.7	67	-	○	-	53	-	9.4	-	-
150	一般国道432号	三原市大和町萩原652番地7	C	2	無	5.3	20.0	1.2	26.11.6	61	-	○	-	23	-	4.3	-	-
151	一般国道432号	三原市大和町下徳良324番地	C	2	有	2.6	39.0	1.2	26.11.6	58	-	○	-	20	-	0.0	-	-
152	一般国道432号	三原市大和町和木652番地3	C	2	無	3.8	10.0	1.2	26.11.6	63	-	○	-	35	-	11.4	-	-
153	一般国道432号	三原市大和町和木1531番地6	B	2	無	30.0	-	1.2	26.11.6	55	-	○	-	31	-	16.1	-	○
154	一般国道436号	三原市大和町和木1523番地5	B	2	無	2.5	14.0	1.2	26.11.6	63	-	○	-	29	-	24.1	-	-
155	一般県道下徳良本郷線	三原市大和町大草9121番地4	C	2	無	1.5	6.0	1.2	26.11.6	62	-	○	-	13	-	23.1	-	-
156	農道・下徳良1号線(フルーツロード)	三原市大和町下徳良2587番地	-	2	無	5.6	19.8	1.2	26.11.6	62	-	○	-	21	-	23.8	-	-
157	主要地方道本郷大和線(広島中央フライトロード)	三原市大和町平坂3番55(山地番)	-	2	無	30.0	-	1.2	26.11.6	51	-	○	-	24	-	33.3	-	○
158	一般国道2号	尾道市高須町黒崎845-1	B	2	無	5.0	20.0	1.2	26.11.27~26.11.28	70	62	○	○	149	35	4.0	11.4	-
159	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	C	2	無	4.0	17.0	1.2	26.10.16~26.12.12	63	64	○	○	117	59	3.6	5.1	-
160	一般国道2号(尾道バイパス)	尾道市栗原町3144	B	4	有	10.0	21.0	1.2	26.11.27~26.11.28	56	54	○	○	340	104	24.1	56.7	-
161	一般国道184号	尾道市栗原町6027-5	C	4	無	1.2	14.3	1.2	26.10.9~26.12.19	63	61	○	○	111	75	4.8	0.0	-
162	一般国道184号	尾道市美ノ郷町木船1293-2	C	2	無	2.7	12.0	1.2	26.10.24~27.1.27	69	64	○	○	103	20	13.4	20.0	-
163	一般国道184号	尾道市御調町市969-1	C	2	無	1.7	15.7	1.2	26.10.17~27.1.27	68	57	○	○	77	16	9.9	6.3	-
164	一般国道486号	尾道市御調町本	C	2	無	3.2	46.3	1.2	26.10.17~27.1.27	70	64	○	○	132	44	14.0	16.0	-
165	一般国道317号	尾道市因島中庄町3172-4	C	2	無	2.6	17.0	1.2	26.10.10~27.2.18	65	57	○	○	167	20	2.9	5.0	-
166	一般国道317号	尾道市因島田熊町4547-3	C	2	無	3.0	7.0	1.2	26.10.10~27.2.18	67	58	○	○	130	14	5.4	0.0	-
167	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成197-1	A	2	無	7.0	7.5	1.2	26.10.15~26.12.12	67	66	○	×	118	50	10.4	10.0	-
168	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸田町名荷2396-4	C	2	無	0.7	25.0	1.2	26.10.10~27.2.2	64	50	○	○	67	5	3.0	0.0	-
169	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町1922-8	C	2	無	2.5	1.1	1.2	26.10.17~27.2.3	62	58	○	○	36	31	0.6	0.0	-
170	一般県道向島循環線	尾道市向島町5531-1向島支所前	C	2	無	5.0	85.0	1.2	26.10.20~26.12.19	64	63	○	○	119	53	6.8	1.9	-
171	一般国道184号	尾道市美ノ郷町ひよりが丘団地入口	A	2	無	50.0	10.0	1.2	26.10.15~26.12.22	51	50	○	○	-	-	-	-	○
172	一般国道184号	尾道市御調町市中国バス東	C	2	無	50.0	6.0	1.2	26.10.24~27.1.27	51	45	○	○	-	-	-	-	○
173	一般国道2号	尾道市東御所5尾道駅前	C	2	無	50.0	20.0	1.2	26.10.9~26.12.12	58	60	○	○	-	-	-	-	○
174	一般国道2号	尾道市久保二丁目10-2久保本町商店街	C	2	無	50.0	1.0	1.2	26.10.16~26.11.7	51	56	○	○	-	-	-	-	○
175	一般県道西浦三庄田熊線	尾道市因島土生町1899-1因島郵便局前	C	2	無	44.0	17.0	1.2	26.11.21~27.2.18	62	44	○	○	-	-	-	-	○
176	一般県道向島循環線	尾道市向島町5531-1向島支所内	C	2	無	50.0	50.0	1.2	26.10.20~26.11.7	52	46	○	○	-	-	-	-	○
177	一般県道向島循環線	尾道市向島町5580-53中富コニュニテ前	B	2	無	50.0	11.0	1.2	26.10.20~26.11.7	47	41	○	○	-	-	-	-	○
178	一般県道向島循環線	尾道市向島町5584-3尾道合同庁舎住宅前	B	2	無	50.0	7.0	1.2	26.10.20~26.11.7	54	49	○	○	-	-	-	-	○
179	市道東新涯線	尾道市高須町4824-2東新涯市営住宅前	A	2	無	50.0	7.0	1.2	26.12.22~26.12.24	53	45	○	○	-	-	-	-	○
180	一般国道317号	尾道市瀬戸田町御寺1209-24生口中学校前	C	2	無	37.0	2.0	1.2	26.12.5~27.2.3	44	42	○	○	-	-	-	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地		
				車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
																	Leq (6時 ~22時)	Leq (22 時~6 時)
181	一般国道2号	福山市東桜町	C	6	無	7.3	-	1.2	26.12.9~ 26.12.10	69	68	○	×	454	139	18.3	35.3	-
182	一般国道2号	福山市東桜町	C	6	無	50.0	-	1.2	26.12.9~ 26.12.10	58	55	○	○	454	139	18.3	35.3	○
183	一般国道2号	福山市今津町	C	2	無	4.3	-	1.2	26.12.18~ 26.12.19	67	63	○	○	188	64	5.9	4.7	-
184	一般国道2号	福山市今津町	C	2	無	50.0	-	1.2	26.12.18~ 26.12.19	54	51	○	○	188	64	5.9	4.7	○
185	一般国道313号	福山市神辺町平野	B	2	無	4.3	-	1.2	26.12.9~ 26.12.10	64	62	○	○	82	49	4.9	6.1	-
186	一般国道313号	福山市神辺町平野	B	2	無	50.0	-	1.2	26.12.9~ 26.12.10	49	47	○	○	82	49	4.9	6.1	○
187	主要地方道福山尾道線	福山市赤坂町赤坂	C	2	無	5.2	-	1.2	26.12.18~ 26.12.19	69	64	○	○	186	110	9.7	4.5	-
188	主要地方道福山尾道線	福山市赤坂町赤坂	B	2	無	50.0	-	1.2	26.12.18~ 26.12.19	48	46	○	○	186	110	9.7	4.5	○
189	主要地方道府中松永線	府中市栗柄町	B	2	無	2.1	0.0	1.2	27.1.20~ 27.1.21	56	41	○	○	8	2	9	8	-
190	一般国道184号	三次市南畑敷町	B	2	無	1.9	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	69	62	○	○	89	4	6.8	37.5	-
191	一般国道184号	三次市南畑敷町	B	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	53	42	○	○	89	4	6.8	37.5	○
192	一般県道和知三次線	三次市畠敷町	B	2	無	2.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	68	62	○	○	122	11	7.8	27.3	-
193	一般県道和知三次線	三次市畠敷町	B	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	46	47	○	○	122	11	7.8	27.3	○
194	一般国道432号	庄原市是松町	C	2	無	4.7	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	64	57	○	○	70	3	7.2	50	-
195	一般国道432号	庄原市是松町	C	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	49	37	○	○	70	3	7.2	50	○
196	主要地方道三良坂総領線	庄原市総領町稲草	B	2	無	1.1	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	58	47	○	○	25	0	6	0	-
197	主要地方道三良坂総領線	庄原市総領町稲草	B	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	39	28	○	○	25	0	6	0	○
198	一般国道186号	大竹市油見3丁目 18番大竹商工会 議所前	B	2	無	2.0	20.0	1.2	26.12.2~ 26.12.3	65	59	○	○	82	20	11	5.1	-
199	一般国道2号	大竹市小方1丁目 めがねのミキ横	B	4	無	2.7	3.0	1.2	26.12.19	73	71	×	×	291	183	32.0	25.7	-
200	一般県道乙瀬・小方線	大竹市三ツ石誠和 ハイソ入口	A	2	無	1.0	10.0	1.2	26.12.19	63	-	○	-	16	-	18.8	-	-
201	一般国道186号	大竹市木野2丁目 早瀬ヶ迫バス停	B	2	無	2.0	20.0	1.2	26.12.19	65	-	○	-	38	-	13.2	-	-
202	一般国道2号 (広島岩国道路)	大竹市玖波7丁目 唐船浜団地奥	A	4	有	30.0	2.0	1.2	26.12.19	53	54	○	○	-	-	-	-	○
203	一般国道2号 (広島岩国道路)	大竹市玖波5丁目 元教員住宅	A	4	有	45.0	2.0	1.2	26.12.19	52	58	○	×	-	-	-	-	○
204	市道玖波青木線	大竹市玖波4丁目 広島西医療セン ター北	A	2	無	30.0	15.0	1.2	26.12.19	49	-	○	-	-	-	-	-	○
205	市道玖波青木線	大竹市黒川2丁目 大竹明新化学社宅 内	A	2	無	40.0	3.0	1.2	26.12.19	49	53	○	○	-	-	-	-	○
206	一般国道2号	大竹市港町2丁目 消防団前	C	4	無	50.0	3.0	1.2	26.12.19	55	49	○	○	-	-	-	-	○
207	市道小方6号線	大竹市小方1丁目 市役所横	B	4	無	1.0	2.0	1.2	26.12.19	47	48	○	○	-	-	-	-	-
208	一般国道2号 (広島岩国道路)	大竹市御園2丁目 市営住宅入口	A	4	有	30.0	12.0	1.2	26.12.16	55	-	○	-	-	-	-	-	○
209	一般国道2号	大竹市御園1丁目 新陽台団地	A	4	無	50.0	3.0	1.2	26.12.16	54	53	○	○	-	-	-	-	○
210	市道玖波青木線	大竹市立戸2丁目 片岡宅横	A	2	無	35.0	7.0	1.2	26.12.19	62	-	×	-	-	-	-	-	○
211	市道新町白石1号線	大竹市本町1丁目 大竹会館前	B	2	無	5.0	10.0	1.2	26.12.19	54	45	○	○	-	-	-	-	-
212	市道東栄中市線	大竹市白石2丁目 県警官舎横	A	2	無	0.0	10.0	1.2	26.12.16	58	-	○	-	-	-	-	-	-
213	市道立戸5号線	大竹市北栄23番 長原興業前	C	2	無	0.0	20.0	1.2	26.12.19	59	-	○	-	-	-	-	-	-
214	市道南栄10号線	大竹市南栄1丁目 長門宅前	B	2	無	0.0	15.0	1.2	26.12.19	46	-	○	-	-	-	-	-	-
215	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町吉 原2118-3	B	2	無	1.8	20.0	1.2	26.9.30	62	-	○	-	21	-	28.6	-	-
216	一般国道375号	東広島市豊栄町飯 田1340	-	2	無	1.3	40.0	1.2	26.9.30	68	-	○	-	36	-	11.1	-	-
217	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町清 武1111-3	-	2	無	3.1	80.0	1.2	26.9.30	59	-	○	-	15	-	0.0	-	-
218	主要地方道吉田豊栄線	東広島市豊栄町別 府41-3	-	2	無	1.7	35.0	1.2	26.9.30	68	-	○	-	31	-	29.0	-	-
219	一般国道375号	東広島市豊栄町鍛 冶屋437-7	B	2	無	1.1	25.0	1.2	26.9.30	69	-	○	-	79	-	16.5	-	-
220	市道鍛冶屋線	東広島市豊栄町乃 美2817-1	-	2	無	5.5	12.5	1.2	26.9.30	56	-	○	-	13	-	0.0	-	-
221	一般国道486号	東広島市豊栄町安 宿3526-2	-	2	無	2.8	55.0	1.2	26.9.30	61	-	○	-	14	-	21.4	-	-
222	主要地方道大和福富線	東広島市豊栄町能 良390-5	-	2	無	2.3	62.0	1.2	26.9.30	62	-	○	-	14	-	21.4	-	-
223	一般国道375号	東広島市福富町久 芳2300-1	B	2	無	2.1	10.0	1.2	26.9.30	71	-	×	-	70	-	25.7	-	-
224	一般国道375号	東広島市福富町久 芳2869	-	2	無	3.4	70.0	1.2	26.9.30	70	-	○	-	93	-	23.7	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路 背後地		
				車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時 ~22時)	Leq (22 時~6 時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
225	一般国道375号	東広島市福富町久芳3860-1	C	2	無	3.5	45.0	1.2	26.9.30	65	-	○	-	68	-	19.1	-	-
226	一般県道下竹仁久芳線	東広島市福富町下竹仁2294-1	-	2	無	3.5	394.0	1.2	26.9.30	60	-	○	-	20	-	10.0	-	-
227	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市福富町上竹仁168-3	-	2	無	3.3	50.0	1.2	26.9.30	65	-	○	-	20	-	25.0	-	-
228	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市福富町下竹仁470-1	-	2	無	3.3	10.0	1.2	26.9.30	67	-	○	-	37	-	8.1	-	-
229	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市福富町下竹仁937-2	-	2	無	2.5	50.0	1.2	26.9.30	65	-	○	-	24	-	12.5	-	-
230	一般国道375号	東広島市福富町上戸野2502-3	-	2	無	2.5	24.0	1.2	26.9.30	69	-	○	-	91	-	15.4	-	-
231	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市河内町戸野719-1	-	2	無	2.1	14.0	1.2	26.10.1	60	-	○	-	15	-	0.0	-	-
232	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市河内町戸野2080-1	-	2	無	2.8	29.0	1.2	26.10.1	64	-	○	-	20	-	15.0	-	-
233	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市河内町戸野2995	-	2	無	0.9	80.0	1.2	26.10.1	66	-	○	-	18	-	11.1	-	-
234	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市河内町上河内223-1	-	2	無	0.8	2.0	1.2	26.10.1	61	-	○	-	18	-	16.7	-	-
235	一般国道432号	東広島市河内町中河内1202-2	B	2	無	1.4	4.0	1.2	26.10.1	62	-	○	-	24	-	0.0	-	-
236	一般国道432号	東広島市河内町入野2056-1	-	2	無	4.3	17.0	1.2	26.10.1	65	-	○	-	43	-	16.3	-	-
237	主要地方道東広島本郷忠海	東広島市河内町入野2730	-	2	無	1.0	6.0	1.2	26.10.1	66	-	○	-	45	-	31.1	-	-
238	一般国道432号	東広島市河内町入野4430	-	2	無	1.8	50.0	1.2	26.10.1	69	-	○	-	68	-	25.0	-	-
239	一般県道吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多田455-9	-	2	無	1.2	25.0	1.2	26.10.3	70	-	○	-	59	-	25.4	-	-
240	一般国道375号	東広島市黒瀬町南方849-8	C	2	無	0.5	15.0	1.2	26.10.3	74	-	×	-	246	-	24.4	-	-
241	一般国道375号	東広島市黒瀬町乃美尾352-10	B	2	無	1.4	8.0	1.2	26.10.3	74	-	×	-	214	-	20.1	-	-
242	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町榎原934-6	B	2	無	1.7	9.0	1.2	26.10.3	71	-	×	-	143	-	12.6	-	-
243	一般国道375号	東広島市黒瀬町丸山1367	C	2	無	1.3	10.0	1.2	26.10.3	75	-	×	-	190	-	21.1	-	-
244	一般県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳園735-102	-	2	無	0.3	15.0	1.2	26.9.29	68	-	○	-	51	-	11.8	-	-
245	一般県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾5019	-	1	無	1.6	8.0	1.2	26.9.29	52	-	○	-	6	-	0.0	-	-
246	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町乃美尾557-1	C	2	無	2.7	55.0	1.2	26.9.29	69	-	○	-	138	-	12.3	-	-
247	一般国道185号	東広島市安芸津町三津4682	B	2	無	4.3	22.0	1.2	26.9.29	56	-	○	-	25	-	4.0	-	-
248	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津4953-1	B	2	無	2.1	20.0	1.2	26.9.29	65	-	○	-	37	-	5.4	-	-
249	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津4401-8	B	2	無	5.2	20.0	1.2	26.9.29	65	-	○	-	105	-	4.8	-	-
250	一般国道185号	東広島市安芸津町三津4090-3	C	2	無	2.9	9.0	1.2	26.9.29	68	-	○	-	88	-	10.2	-	-
251	一般国道185号	東広島市安芸津町木谷350-18	C	2	無	1.2	8.0	1.2	26.9.29	68	-	○	-	115	-	15.7	-	-
252	一般県道内海三津線	東広島市安芸津町風早757-2	B	2	無	1.9	5.0	1.2	26.9.29	67	-	○	-	74	-	8.1	-	-
253	一般国道185号	東広島市安芸津町小松原391-1	C	2	無	1.2	12.0	1.2	26.9.29	67	-	○	-	50	-	12.0	-	-
254	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1398-5	-	2	無	7.7	69.0	1.2	26.10.1	64	-	○	-	126	-	7.9	-	-
255	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1349-2	-	2	無	45.1	39.0	1.2	26.10.1	59	-	○	-	126	-	7.9	-	○
256	一般国道375号	東広島市高屋町福木307	C	2	無	3.7	18.0	1.2	26.10.1	69	-	○	-	157	-	10.2	-	-
257	一般国道375号	東広島市高屋町福木307	C	2	無	51.8	55.0	1.2	26.10.1	56	-	○	-	157	-	10.2	-	○
258	主要地方道東広島本郷忠海	東広島市高屋町小谷3300	B	2	無	1.8	18.0	1.2	26.10.1	67	-	○	-	110	-	9.1	-	-
259	主要地方道東広島本郷忠海	東広島市高屋町小谷3300	B	2	無	19.8	16.0	1.2	26.10.1	58	-	○	-	110	-	9.1	-	○
260	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	-	2	無	1.7	17.0	1.2	26.9.30	73	-	×	-	67	-	20.9	-	-
261	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	-	2	無	26.3	12.0	1.2	26.9.30	57	-	○	-	67	-	20.9	-	○
262	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市志和町志和西1458	B	2	無	2.7	60.0	1.2	26.9.30	69	-	○	-	50	-	28.0	-	-
263	主要地方道瀬野川福富本線	東広島市志和町志和西1458	B	2	無	35.9	31.0	1.2	26.9.30	56	-	○	-	50	-	28.0	-	○
264	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C	2	無	4.2	19.4	1.2	26.10.2	70	-	○	-	171	-	2.3	-	-
265	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C	2	無	11.9	19.4	1.2	26.10.2	63	-	○	-	171	-	2.3	-	○
266	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B	6	無	7.5	25.0	1.2	26.10.2	67	-	○	-	174	-	4.6	-	-
267	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B	6	無	22.6	22.0	1.2	26.10.2	59	-	○	-	174	-	4.6	-	○
268	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B	4	無	5.3	17.0	1.2	26.10.1	68	-	○	-	244	-	9.8	-	-
269	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B	4	無	48.4	25.0	1.2	26.10.1	53	-	○	-	244	-	9.8	-	○

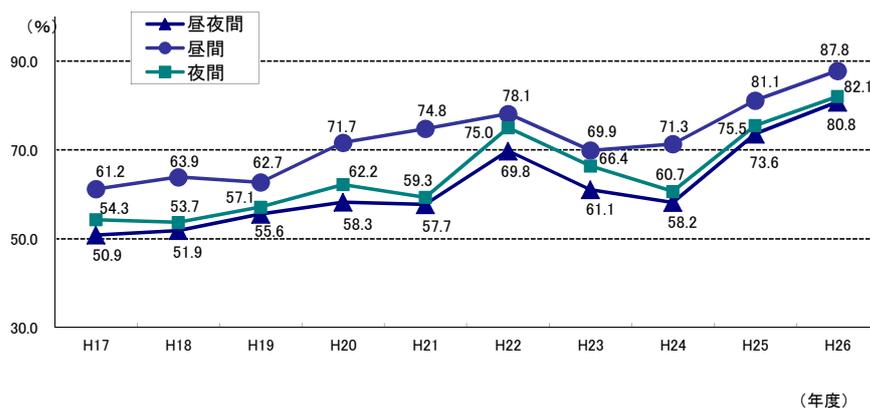
番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時～22時)	Leq (22時～6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
270	一般国道375号	東広島市西条町御園字6485-1	B	2	無	8.4	20.0	1.2	26.10.1	63	-	○	-	215	-	5.1	-	-
271	一般国道375号	東広島市西条町御園字6479-9	B	2	無	32.1	5.5	1.2	26.10.1	55	-	○	-	215	-	5.1	-	○
272	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C	2	無	2.2	12.0	1.2	26.10.3	72	-	×	-	257	-	9.7	-	-
273	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C	2	無	30.2	5.0	1.2	26.10.3	57	-	○	-	257	-	9.7	-	○
274	一般国道2号	東広島市西条町御園字725-18	B	2	有	17.6	19.0	1.2	26.10.3	52	-	○	-	156	-	34.6	-	-
275	一般国道2号	東広島市西条町御園字725-20	B	2	有	33.6	9.0	1.2	26.10.3	49	-	○	-	156	-	34.6	-	○
276	主要地方道安芸津下三永線	東広島市三永一丁目5-23	C	4	無	6.7	37.0	1.2	26.10.3	59	-	○	-	76	-	5.3	-	-
277	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	-	2	無	1.8	12.0	1.2	26.10.3	70	-	○	-	63	-	19.0	-	-
278	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	-	2	無	17.1	6.0	1.2	26.10.3	59	-	○	-	63	-	19.0	-	○
279	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C	2	無	1.8	6.0	1.2	26.10.2	64	-	○	-	45	-	8.9	-	-
280	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C	2	無	31.2	7.0	1.2	26.10.2	47	-	○	-	45	-	8.9	-	○
281	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C	2	無	3.0	22.0	1.2	26.10.2	65	-	○	-	67	-	10.4	-	-
282	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C	2	無	44.8	29.0	1.2	26.10.2	47	-	○	-	67	-	10.4	-	○
283	市道八本松寺家線	東広島市八本松南五丁目5-14	A	2	無	2.5	6.0	1.2	26.10.2	60	-	○	-	32	-	0.0	-	-
284	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目4-19	B	2	無	1.4	15.0	1.2	26.10.2	74	-	×	-	146	-	15.1	-	-
285	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目5-6	B	2	無	25.9	37.0	1.2	26.10.2	61	-	○	-	146	-	15.1	-	○
286	主要地方道東広島島原線	東広島市八本松飯田一丁目6-9	C	2	無	8.6	49.0	1.2	26.10.2	66	-	○	-	114	-	12.3	-	-
287	一般国道375号	東広島市西条町御園字	B	2	無	7.1	38.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	68	61	○	○	133	24	13.4	10.4	-
288	一般国道375号	東広島市西条町御園字	B	2	無	57.1	17.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	50	45	○	○	133	24	13.4	10.4	○
289	一般県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津	B	2	無	3.0	4.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	69	60	○	○	61	9	10.7	5.9	-
290	一般県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津	B	2	無	62.0	10.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	49	42	○	○	61	9	10.7	5.9	○
291	一般県道東広島島木線	東広島市志和町志和堀	-	2	無	1.8	16.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	65	59	○	○	67	11	41.0	31.8	-
292	一般県道東広島島木線	東広島市志和町志和堀	-	2	無	51.8	57.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	51	46	○	×	67	11	41.0	31.8	○
293	一般県道馬木八本松線	東広島市八本松町原	C	2	無	2.4	18.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	68	60	○	○	83	8	12.7	26.7	-
294	一般県道馬木八本松線	東広島市八本松町原	C	2	無	52.4	20.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	53	46	○	○	83	8	12.7	26.7	○
295	一般県道西条停車場線	東広島市西条中央	C	2	無	10.2	10.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	66	58	○	○	232	29	6.5	15.5	-
296	一般県道西条停車場線	東広島市西条中央	A	2	無	60.2	12.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	50	45	○	○	232	29	6.5	15.5	○
297	一般県道下三永吉川線	東広島市西条町田口	A	2	無	4.0	8.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	67	60	○	○	93	12	7.0	12.5	-
298	一般県道下三永吉川線	東広島市西条町田口	A	2	無	54.0	8.0	1.2	26.12.8~ 26.12.9	52	39	○	○	93	12	7.0	12.5	○
299	一般県道廿日市佐伯線	廿日市市津田1989番地	C	2	無	15.0	-	1.2	26.11.10	58	-	○	-	-	-	-	-	-
300	一般県道吉和戸河内線	廿日市市吉和3425番地1	B	2	無	25.0	-	1.2	26.11.10	46	-	○	-	-	-	-	-	-
301	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央4丁目4番16号	C	4	無	4.8	8.8	1.2	26.11.11	60	-	○	-	85	-	7.1	-	-
302	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空6丁目4番	A	2	無	2.9	4.3	1.2	26.11.11	61	-	×	-	49	-	0	-	-
303	市道平良駅通線	廿日市市新宮1丁目13-24	C	2	無	7.0	9.6	1.2	26.11.11	59	-	○	-	58	-	3.4	-	-
304	市道地御前対厳山線	廿日市市対厳山2丁目16	A	2	無	5.0	1.0	1.2	26.11.11	67	-	×	-	143	-	2.8	-	-
305	一般国道2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良	C	4	無	8.2	-	1.2	26.12.2~ 26.12.3	74	69	×	×	306	58	13.6	20.8	-
306	一般国道2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良	C	4	無	50.0	-	1.2	26.12.2~ 26.12.3	59	52	○	○	306	58	13.6	20.8	○
307	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町吉田3446-1	B	2	無	1.6	17.7	1.2	26.6.3	65	-	○	-	46	-	4.3	-	-
308	一般国道54号	安芸高田市八千代町勝田1486	B	2	無	1.3	13.9	1.2	26.6.3	72	-	×	-	126	-	12.7	-	-
309	主要地方道浜田八重可部線	安芸高田市八千代町上根849-1	B	2	無	1.7	11.7	1.2	26.6.3	70	-	○	-	29	-	37.9	-	-
310	主要地方道浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田505	C	2	無	3.2	53.4	1.2	26.6.3	69	-	○	-	62	-	19.3	-	-
311	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町生田1836-6	-	2	無	3.2	32.5	1.2	26.6.3	62	-	○	-	9	-	44.4	-	-
312	一般国道433号	安芸高田市美土里町北2514	-	2	無	2.4	13.3	1.2	26.6.2	59	-	○	-	7	-	42.9	-	-
313	一般県道金屋壬生線	安芸高田市美土里町本郷1888	-	2	無	1.2	16.4	1.2	26.6.2	66	-	○	-	21	-	33.3	-	-
314	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町横田1967-2	C	2	無	1.2	60.2	1.2	26.6.2	66	-	○	-	47	-	10.6	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
315	主要地方道甲田作木線	安芸高田市高宮町佐々部983	-	2	無	4.0	57.0	1.2	26.6.2	59	-	○	-	20	-	10.0	-	-
316	一般県道北船木線	安芸高田市高宮町船木81-4	-	2	無	2.6	8.9	1.2	26.6.2	59	-	○	-	11	-	9.1	-	-
317	一般県道三次美土里線	安芸高田市高宮町原田3899	B	2	無	3.3	36.4	1.2	26.6.2	65	-	○	-	22	-	40.9	-	-
318	一般県道下北甲田線	安芸高田市高宮町原田3430	B	2	無	4.6	71.5	1.2	26.6.2	56	-	○	-	13	-	0.0	-	-
319	主要地方道世羅甲田線	安芸高田市甲田町高田原1440	B	2	無	1.1	7.4	1.2	26.6.2	65	-	○	-	40	-	12.5	-	-
320	主要地方道東広島島原線	安芸高田市向原町長田2554-6	C	2	無	2.8	2.3	1.2	26.6.2	52	-	○	-	7	-	0.0	-	-
321	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂1636	C	2	無	1.2	9.6	1.2	26.6.2	66	-	○	-	22	-	27.3	-	-
322	一般国道54号	安芸高田市吉田町常友	C	2	無	3.5	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	67	62	○	○	129	20	21.8	20.0	-
323	一般国道54号	安芸高田市吉田町常友	C	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	48	40	○	○	129	20	21.8	20.0	○
324	一般国道54号	安芸高田市甲田町下甲立	-	2	無	3.1	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	70	66	○	×	75	13	24.0	46.0	-
325	一般国道54号	安芸高田市甲田町下甲立	-	2	無	50.0	-	1.2	27.1.13~ 27.1.14	51	45	○	○	75	13	24.0	46.0	○
326	主要地方道高田沖美江田線	江田島市沖美町是長字二小屋387番地3	B	1	無	0.5	2.0	1.2	26.12.3	48	-	○	-	6	-	0.0	-	-
327	主要地方道高田沖美江田線	江田島市沖美町是長字二小屋389番地	B	1	無	15.5	10.0	1.2	26.12.3	54	-	○	-	6	-	0.0	-	○
328	一般国道487号	江田島市能美町大字中町字長石3674番地1	B	2	無	2.6	16.0	1.2	26.12.3	66	-	○	-	89	-	3.4	-	-
329	一般国道487号	江田島市能美町大字中町字長石3674番地1	B	2	無	17.6	21.0	1.2	26.12.3	58	-	○	-	89	-	3.4	-	○
330	一般国道487号	江田島市江田島町中央1丁目15番地先	B	2	無	2.8	32.0	1.2	26.12.3	63	-	○	-	69	-	5.8	-	-
331	一般国道487号	江田島市江田島町中央1丁目15番6号	B	2	無	22.8	14.0	1.2	26.12.3	54	-	○	-	69	-	5.8	-	○
332	一般県道広島中島線	府中町大須4-1-41	C	4	無	4.0	8.0	1.2	26.11.7~ 26.11.7	69	-	○	-	245	-	9.8	-	-
333	町道浜田4号線	府中町浜田1-1-16	B	1	無	0.0	0.0	1.2	26.11.7~ 26.11.7	53	-	○	-	230	-	3.5	-	-
334	一般県道広島海田線	府中町千代9-14	C	2	無	2.0	20.0	1.2	26.11.7~ 26.11.7	72	-	×	-	273	-	11	-	-
335	町道本町32号線	府中町本町4-6-5	B	1	無	0.0	0.0	1.2	26.11.7~ 26.11.7	48	-	○	-	98	-	4.1	-	-
336	一般県道広島海田線	府中町鶴江2-4-5	B	2	無	3.0	13.0	2.0	26.10.15~ 26.10.16	64	57	○	○	83	-	3.6	-	-
337	一般国道2号	海田町南堀川町1-39	C	4	無	2.0	20.0	1.2	27.2.25~ 27.2.25	69	-	○	-	266	-	8.2	-	-
338	一般国道2号	海田町南堀川町1-33-4	C	4	無	20.0	2.0	1.2	27.2.25~ 27.2.25	59	-	○	-	266	-	8.2	-	○
339	一般国道2号	海田町蟹原二丁目8-1	C	4	無	2.6	72.0	2.5	26.10.7~ 26.10.8	75	71	×	×	141	42	38.8	44.6	-
340	一般県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路端)	C	2	無	10.2	2.0	1.2	26.11.19~ 26.11.20	62	62	○	○	204	68	19.4	51.2	-
341	一般県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路背後地)	C	2	無	20.7	2.0	1.2	26.11.19~ 26.11.20	59	59	○	○	204	68	19.4	51.2	○
342	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハ-ラ-サンタロス前道路端)	C	4	無	2.3	39.3	1.2	26.11.19~ 26.11.20	73	72	×	×	387	109	9.0	14.7	-
343	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハ-ラ-サンタロス前道路背後)	C	4	無	32.3	9.3	1.2	26.11.19~ 26.11.20	64	63	○	×	387	109	9.0	14.7	○
344	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2丁目2番	B	2	無	2.0	-	1.2	26.11.26~ 26.11.27	70	66	○	×	205	34	10.7	13.3	-
345	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2丁目2番	B	2	無	22.0	-	1.2	26.11.26~ 26.11.27	58	54	○	○	-	-	-	-	○
346	一般県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9丁目6441番地	B	2	無	0.0	-	1.2	26.11.26~ 26.11.27	69	65	○	○	121	19	8.0	13.5	-
347	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園)	C	2	無	1.0	-	1.2	27.1.20~ 27.1.21	74	71	×	×	308	66	12.6	23.6	-
348	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園)	C	2	無	20.0	-	1.2	27.1.20~ 27.1.21	61	58	○	○	308	66	12.6	23.6	○
349	一般国道31号	安芸郡坂町横浜一丁目21番(岡公園前)	C	4	無	0.8	40.7	1.2	27.1.20~ 27.1.21	70	65	○	○	254	51	15.5	26.2	-
350	一般国道31号	安芸郡坂町横浜一丁目21番(岡公園内)	C	4	無	30.0	-	1.2	27.1.20~ 27.1.21	61	55	○	○	254	51	15.5	26.2	○
351	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号(西谷建工業株前)	B	2	無	1.0	55.0	1.2	27.1.20~ 27.1.21	74	70	×	×	225	47	9.9	19.9	-
352	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号(西谷建工業株横)	B	2	無	20.0	-	1.2	27.1.20~ 27.1.21	62	58	○	○	225	47	9.9	19.9	○
353	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸内小学校前	B	2	無	30.0	50.0	1.2	27.2.4	54	-	○	-	47	-	2.1	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
354	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸河内松信園前	C	2	無	20.0	10.0	1.2	27.2.4	62	-	○	-	49	-	8.2	-	○
355	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字津浪(ぶらつとホームつなみ)	B	2	無	10.0	20.0	1.2	27.2.4	60	-	○	-	59	-	3.4	-	-
356	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字上殿(太田川森林組合前)	C	2	無	5.0	30.0	1.2	27.2.4	61	-	○	-	43	-	2.3	-	-
357	一般国道261号	山県郡北広島町春木 エトセトラ横	C	2	無	3.0	12.0	1.2	26.11.4~26.11.5	71	64	×	○	126	24	16.7	8.3	-
358	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南方 元千代田工業倉庫横	-	2	無	2.0	8.0	1.2	26.11.4	65	-	○	-	20	-	15.0	-	-
359	一般国道261号	山県郡北広島町本地 本地総合センター	-	2	無	3.0	30.0	1.2	26.11.4~26.11.5	68	62	○	○	65	15	24.6	13.3	-
360	一般国道261号	山県郡北広島町春木 新宅譲次宅横	B	2	無	2.0	5.0	1.2	26.11.4~26.11.5	70	64	○	○	97	17	17.5	0.0	-
361	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南方 額田部会館横	-	2	無	1.0	5.0	1.2	26.11.4	69	-	○	-	31	-	35.5	-	-
362	一般県道都志見千代田線	山県郡北広島町今田 千代田病院前	B	2	無	3.0	20.0	1.2	26.10.29	60	-	○	-	22	-	13.6	-	-
363	一般国道433号	山県郡北広島町舞綱 大田鑄造所前	-	2	無	1.0	15.0	1.2	26.10.29	65	59	○	○	21	4	19.0	25.0	-
364	一般県道八幡雲耕線	山県郡北広島町東八幡原 八幡郵便局・消防屯所前	-	2	無	1.5	1.5	1.2	26.9.22	63	-	○	-	17	-	11.8	-	-
365	一般国道186号	山県郡北広島町大元 雄鹿原小学校前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	26.9.22	62	-	○	-	17	-	17.6	-	-
366	一般国道186号	山県郡北広島町荒神原 荒神センター前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	26.9.22	65	-	○	-	18	-	16.7	-	-
367	一般国道186号	山県郡北広島町川小田 芸北郵便局前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	26.9.22	65	-	○	-	42	-	4.8	-	-
368	一般国道186号	山県郡北広島町川小田 近藤商店前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	26.9.22	68	-	○	-	37	-	13.5	-	-
369	一般国道186号	山県郡北広島町細見 三叉路	-	2	無	1.5	7.0	1.2	26.9.22	64	-	○	-	33	-	12.1	-	-
370	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原 役場美和出張所前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	26.9.22	64	-	○	-	21	-	4.8	-	-
371	主要地方道浜田八重可部線	山県郡北広島町大朝松尾住宅産業下	-	2	無	2.0	50.0	1.5	26.9.30	66	-	○	-	51	-	6.9	-	-
372	一般国道261号	山県郡北広島町大朝鳴滝	-	2	無	10.0	50.0	1.5	26.9.30	65	-	○	-	30	-	13.3	-	-
373	一般国道433号	山県郡北広島町下石610-4	-	2	無	5.0	3.0	1.5	26.10.8	64	-	○	-	22	-	40.9	-	-
374	一般県道烏帽子中原線	山県郡北広島町西宗1087-4	-	2	無	5.0	100.0	1.5	26.10.8	52	-	○	-	6	-	16.6	-	-
375	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町都志見4857-2	-	2	無	5.0	80.0	1.5	26.10.8	62	-	○	-	47	-	2.1	-	-
376	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町阿坂4435-5	-	2	無	5.0	3.0	1.5	26.10.8	63	-	○	-	32	-	12.5	-	-
377	一般県道七曲千代田線	山県郡北広島町吉木1600	-	2	無	5.0	50.0	1.5	26.10.8	45	-	○	-	0	-	0	-	-
378	一般県道澄合豊平線	山県郡北広島町長笹1562-2	-	2	無	5.0	100.0	1.5	26.10.8	57	-	○	-	9	-	11.1	-	-
379	一般県道烏帽子中原線	山県郡北広島町阿坂1893-2	-	2	無	5.0	5.0	1.5	26.10.8	60	-	○	-	10	-	30	-	-

資料：県環境保全課、各市町
(注)1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。
2 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



7 道路交通振動測定結果

(平成26年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
								(7時～19時)	(19～7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過			
1	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	第1種	2	1.0	7.0	26.9.30~26.10.7	43	45	○	○	260	128
2	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	第2種	2	1.9	7.0	26.9.30~26.10.7	39	35	○	○	221	94
3	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	第1種	4	2.1	38.0	26.10.27~26.11.3	40	33	○	○	397	118
4	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番	第2種	3	3.8	16.0	26.10.27~26.11.3	38	33	○	○	269	71
5	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	第1種	2	1.0	10.0	26.9.30~26.10.7	41	35	○	○	201	112
6	一般県道34号矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	第1種	4	4.2	7.0	26.9.30~26.10.7	44	32	○	○	155	66
7	一般国道31号	呉市天応大浜2丁目1番地地先	第1種	2	2.5	4.0	26.11.19~26.11.20	44	37	○	○	212	92
8	一般国道185号	呉市広古新開2丁目1番地地先	第2種	6	0.9	30.0	26.11.26~26.11.27	35	28	○	○	399	117
9	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	第2種	2	4.0	17.0	26.10.16~26.12.12	37	36	○	○	117	59
10	一般国道184号	尾道市栗原町6027-5	第2種	4	1.2	14.3	26.10.10~26.12.19	27	21	○	○	111	75
11	一般国道184号	尾道市美ノ郷町木船1293-2	第2種	2	2.7	12.0	26.10.24~27.1.27	29	22	○	○	103	20
12	一般国道184号	尾道市御調町市969-1	第2種	2	1.7	15.7	26.10.17~27.1.27	33	16	○	○	77	16
13	一般国道486号	尾道市御調町本	第2種	2	3.2	46.3	26.10.17~27.1.27	40	28	○	○	132	44
14	一般国道317号	尾道市因島中庄町3172-4	第2種	2	2.6	17.0	26.10.10~27.2.18	33	22	○	○	167	20
15	一般国道317号	尾道市因島田熊町4547-3	第2種	2	3.0	7.0	26.10.28~27.2.18	35	20	○	○	130	14
16	主要地方道福山松永線	尾道市美ノ郷町三成197-1	第1種	2	7.0	7.5	26.10.15~26.12.12	23	21	○	○	118	50
17	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸田町名荷2396-4	第2種	2	0.7	25.0	26.10.10~27.2.2	32	37	○	○	67	5
18	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町1922-8	第2種	2	2.5	1.1	26.10.17~27.2.3	33	35	○	○	36	31
19	一般県道向島循環線	尾道市向島町5531-1向島支所前	第2種	2	5.0	85.0	26.10.20~26.12.19	30	27	○	○	119	53
20	一般国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.3	-	26.12.9~26.12.10	43	43	○	○	454	139
21	主要地方道福山尾道線	福山市赤坂町赤坂	第2種	2	5.2	-	26.12.18~26.12.19	44	36	○	○	186	110
22	一般県道広島海田線	安芸郡府中町八幡1丁目11-20	第2種	2	4.2	-	26.11.20~26.11.21	40	36	○	○	-	-
23	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園前)	第2種	2	1.0	-	27.1.20~27.1.21	45	39	○	○	336	120
24	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番(岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	27.1.20~27.1.21	51	39	○	○	264	109
25	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号[西谷建工産業株前]	第1種	2	1.0	55.0	27.1.20~27.1.21	50	42	○	○	238	94

資料:県環境保全課、各市町

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成25年度)

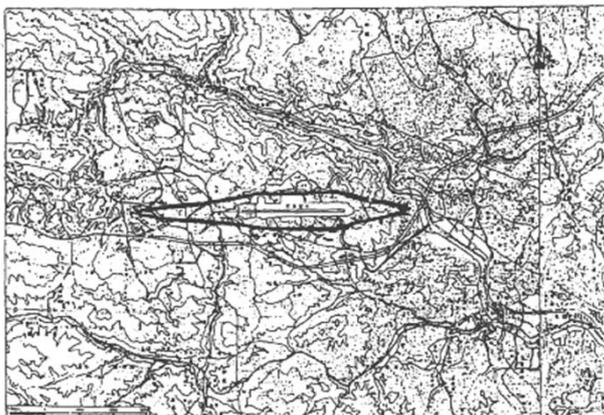
番号	市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号線, 国道54号線他	598.1	117,348	110,360	1,780	929	4,279
					94.0%	1.5%	0.8%	3.6%
2	呉市	国道31号線, 国道185号線他	59.9	14,855	14,448	44	44	319
					97.3%	0.3%	0.3%	2.1%
3	竹原市	国道2号線, 国道432号線, 主要地方道東広島本郷忠海線, 主要地方道三原竹原線	18.7	653	536	64	0	53
					82.1%	9.8%	0.0%	8.1%
4	三原市	国道2号線 主要地方道尾道三原線	118.0	5,673	5,526	144	0	3
					97.4%	2.5%	0.0%	0.1%
5	尾道市	国道2号線, 尾道バイパス, 国道184号線, 国道317号線, 主要地方道尾道三原線	104.3	6,276	6,239	0	7	30
					99.4%	0.0%	0.1%	0.5%
6	福山市	国道2号線, 国道182号線他	97.4	13,904	12,638	296	308	662
					90.9%	2.1%	2.2%	4.8%
7	府中市	国道432号線, 国道486号線	21.9	992	938	23	0	31
					94.6%	2.3%	0.0%	3.1%
8	三次市	中国自動車道, 国道54号線, 国道183号線	22.9	501	501	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9	庄原市	中国自動車道, 国道183号線, 一般県道三原東城線	137.3	1,300	1,300	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	大竹市	国道2号線, 国道186号線	9.3	1,017	1,017	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11	東広島市	国道2号線, 185号線, 375号線, 主要地方道矢野安浦線, 主要地方道東広島本郷忠海線	71.9	4,107	3,668	96	113	230
					89.3%	2.3%	2.8%	5.6%
12	廿日市市	国道2号線, 西広島バイパス	17.2	2,260	1,735	285	56	184
					76.8%	12.6%	2.5%	8.1%
13	安芸高田市	国道54号線, 主要地方道広島三次線	21.1	424	283	29	0	112
					66.7%	6.8%	0.0%	26.4%
14	江田島市	国道487号線	13.6	1,184	1,184	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	府中町	一般県道広島海田線, 主要地方道東海田広島線	2.2	744	694	26	0	24
					93.3%	3.5%	0.0%	3.2%
16	海田町	国道2号線, 国道31号線, 一般県道矢野海田線	5.8	1,761	1,607	59	0	95
					91.3%	3.4%	0.0%	5.4%
17	熊野町	主要地方道矢野安浦線, 一般県道瀬野呉線	8.0	624	616	0	0	8
					98.7%	0.0%	0.0%	1.3%
18	坂町	国道31号線	7.2	527	453	27	0	47
					86.0%	5.1%	0.0%	8.9%
合計	14市4町	-	1,334.8	174,150	160,440	2,780	1,457	5,912
					92.1%	1.6%	0.8%	3.4%

資料：県環境保全課、各市

(注) 上段：基準達成戸数, 下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型Ⅱ)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	26年度		
		9~10月調査	1月調査	通年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	45.9	49.7	48.2
2	" " " 杣木地区	52.4	53.1	52.8
3	" " " 有田峰団地	50.8	51.9	51.4
4	" " " 有田陰地区	48.1	50.5	49.5
5	" " " 徳広地区	49.2	50.2	49.7
6	" " " 栃木地区	46.6	48.9	47.9
7	" " " 中倉地区	44.9	47.0	46.1
8	" " " 木梨地区	41.4	45.1	43.6
9	" " " 大内原地区	44.5	47.4	46.2
10	" " " 大仙地区	44.8	48.4	47.0
11	三原市本郷町善入寺 本谷地区	40.3	45.4	43.6
12	" " 船木 平坂地区	50.1	50.5	50.3
13	" " " 菅地区	50.2	50.5	50.4
14	" " " 亀津地区	50.2	50.4	50.3
15	" " " 金売地区	51.2	51.2	51.2
16	" " " 川西下地区	49.4	50.0	49.7
17	" " " 片側東地区	50.9	51.3	51.1
18	" " " 兼広地区	49.7	50.1	49.9
19	" " " 下中筋下地区	48.8	50.6	49.8
20	" " " 中ノ谷地区	51.5	51.9	51.7

資料：県空港振興課

(2) 広島ヘリポート

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	26年度		
		9月調査	12月調査	通年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	53.1	49.5	52
2	" " " 三丁目8番	36.6	35.5	36
3	" " 南観音五丁目13番	46.0	43.9	45
4	" " " 四丁目13番	43.3	41.9	43
5	" " " 二丁目9番	34.2	33.7	34
6	" " 観音新町一丁目11番	32.9	28.5	31
7	" " " 四丁目8番	51.3	50.8	51
8	" " " 四丁目12番	42.5	44.9	44
9	" " 扇町一丁目1番	44.6	44.7	45

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	26年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	55.7
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	52.5
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	50.8
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	52.7
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	50.7

資料 県環境保全課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（平成26年度）

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ（m）	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル（dB）						振動レベル（dB）			列車速度 （km/時）	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m			50m
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H27.1.29	75	72			70
2	広島市西区山手町（太田川河川敷）	I	PC桁	18.4	有	H27.1.27	66	66	64	63				46	45	157	33	
3	広島市中区西白島町	I	合成桁	15.0	有	H27.2.2	78	73	67	62				46	46	114	20	
4	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H26.11.27		78								291	20	
5	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H26.11.27		75								288	20	
6	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H26.11.26		74								283	20	
7	三原市長谷一丁目19番	II	高架	6.0	有	H26.11.26		72								282	20	
8	福山市山手町	I	高架	11.4	有	H26.11.13		74	70					50	50	255	20	
9	福山市東深津町三丁目2付近	II	高架	14.5	有	H26.11.13		68	68					49	47	243	19	
10	福山市引野町二丁目7-24付近	I	高架	16.4	有	H27.2.12		72	71					50	48	250	20	
11	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H26.11.21		67	61					45	39	174	20	

各市町調べ

- （注） 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
 4 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているものを示す。
 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

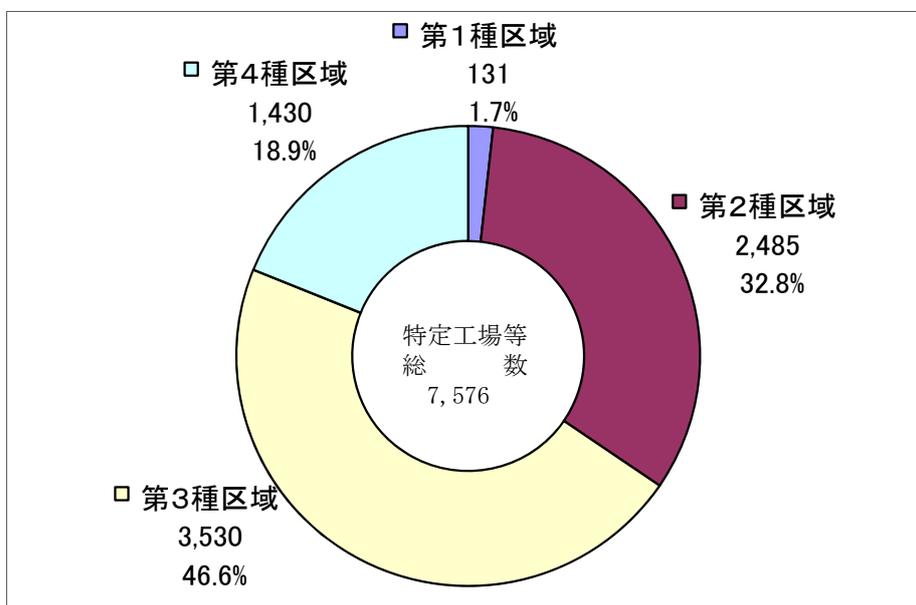
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成26年度)



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成27年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																				合 計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)
	騒音規制法										生活環境保全条例												
	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	建 設 用 資 材 製 造 機 械	穀 物 用 製 粉 機	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機	射 合 成 樹 脂 型 機	鑄 造 機	計	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	プ ロ ン ク ク マ リ シ ン ト	木 材 加 工 機 械	ダ イ カ ス ト マ シ ン	オ シ レ ー ト コ ン ベ ア	電 動 発 動 機				
合計	7,808	20,838	1,161	1,054	139	402	4,004	26	1,645	1,364	212	38,653	16,716	7,827	136	6,143	211	140	561	31,734	70,387	7,578	100.0
広島	2,839	7,092	250	56	40	11	1,116	0	971	375	86	12,836	5,928	3,386	37	2,162	101	117	131	11,862	24,698	2,949	38.8
広島西	158	1,693	55	0	8	1	367	9	97	83	0	2,471	338	426	6	280	0	0	2	1,052	3,523	314	4.1
呉	1,176	2,360	173	52	18	2	341	17	150	141	5	4,435	3,415	673	12	295	11	5	149	4,560	8,995	838	11.1
芸北	158	173	3	0	1	0	17	0	0	34	68	454	65	111	3	19	1	0	0	199	653	107	1.4
広島中央	606	1,646	71	0	10	8	141	0	41	300	1	2,824	1,598	537	1	116	0	0	3	2,255	5,079	322	4.2
尾三	911	2,148	161	92	25	4	399	0	101	138	11	3,990	1,564	831	23	490	37	0	22	2,967	6,957	975	13.1
福山・府中	1,621	5,359	422	854	27	376	1,400	0	226	210	26	10,521	3,283	1,695	48	2,545	16	18	246	7,851	18,372	1,785	23.5
備北	339	367	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,122	525	168	6	236	45	0	8	988	2,110	288	3.8

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。
 3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成26年度)

区 分	合 計	構成比 (%)	作 業 い 打 機 等 を 使 用 す る	作 び よ う 打 機 を 使 用 す る	業 さ く 岩 機 を 使 用 す る	作 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る	等 を 設 け て 行 う 作 業	作 パ ン ク ホ ウ を 使 用 す る	使 用 す る 作 業	ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル を 使 用 す る	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る
合計	1,212	100.0	184	0	834	110	1	75	1	7	
広島	681	56.2	117	0	489	37	0	37	0	1	
広島西	74	6.1	10	0	42	16	1	4	0	1	
呉	62	5.1	10	0	45	3	0	4	0	0	
芸北	9	0.7	0	0	3	3	0	3	0	0	
広島中央	80	6.6	6	0	31	25	0	15	0	3	
尾三	124	10.2	8	0	101	13	0	0	0	2	
福山・府中	160	13.2	32	0	116	7	0	5	0	0	
備北	22	1.8	1	0	7	6	0	7	1	0	

資料：県環境保全課

- (注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成26年度)

区 分	対象数	立 入 件 数					計 画 変 更 勧 告	改 善 勧 告	改 善 命 令
		件 数	騒音測定						
			件 数	基 準 適 合 数	基 準 不 適 合 数				
法	特定工場等	5,126	76	50	41	9	0	0	
	特定建設作業	1,212	82	76	72	4	0	0	
条例	特定工場等	5,077	59	30	26	4	0	0	

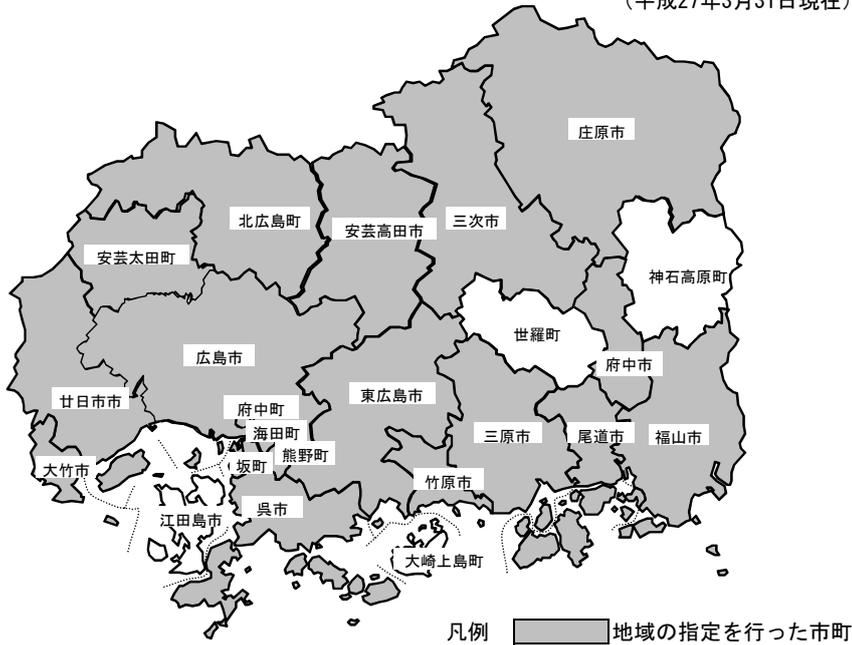
資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成27年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成27年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,674	817 (30.6%)	1,857 (69.4%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成26年度)

区分	合計	構成比 (%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	ロコックマリシート等	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ローラー機等	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機
合計	14,767	100.0	6,462	4,486	776	789	53	164	689	158	1,054	136
広島	5,048	34.2	2,659	1,332	239	30	11	31	341	48	326	31
広島西	561	3.8	121	273	20	0	6	29	64	0	40	8
呉	1,870	12.7	854	608	166	0	0	8	66	0	144	24
芸北	247	1.7	174	59	4	0	1	6	1	1	1	0
広島中央	1,167	7.9	421	491	84	0	1	5	26	6	133	0
尾三	1,290	8.7	344	564	112	49	19	7	32	4	153	6
福山・府中	3,933	26.6	1,575	1,000	136	710	13	42	117	99	174	67
備北	651	4.4	314	159	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成26年度)

区分	合計	構成比 (%)	作業用打撃機等	るし鋼作て球を壊す用	る機舗作を装版使用破す	作をブレール使用する
合計	788	100.0%	174	0	3	611
広島	448	56.9%	119	0	1	328
広島西	46	5.8%	10	0	0	36
呉	44	5.6%	9	0	0	35
芸北	2	0.3%	0	0	0	2
広島中央	30	3.8%	6	0	0	24
尾三	73	9.3%	8	0	0	65
福山・府中	126	16.0%	22	0	2	102
備北	19	2.4%	0	0	0	19

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成26年度)

区分	対象数	立入件数			計画変更報告	改善勧告	改善命令
		件数	振動測定				
			基準適合数	基準不適合数			
特定工場等	2,672	29	19	0	0	0	0
特定建設作業	788	12	8	0	0	0	0

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成27年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市、福山市、三次市、庄原市、廿日市市、北広島町、世羅町、神石高原町	全域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要			
		特定悪臭物質	規制基準設定の有無		
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制		敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水
		硫化水素	◎	◎	◎
		アンモニア, トリメチルアミン, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, キシレン	◎	◎	
		メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル	◎		◎
		アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸	◎		
生活環境保全条例	臭気指数規制	規制基準設定の有無			
		敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水	
		◎	◎	◎	
指定施設について規制	指定施設について規制	施設の名称			
		動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設			

(注) ◎：規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成27年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理施設	鶏ふん乾燥施設	
合計	623	100.0	20	16	6	477	5	9	90	183
広島	72	11.6	15	15	3	19	0	0	20	18
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	1
呉	28	4.5	1	1	1	16	0	7	2	16
芸北	31	5.0	0	0	0	22	3	1	5	34
広島中央	26	4.2	0	0	0	24	0	0	2	4
尾三	378	60.7	1	0	0	339	0	0	38	45
福山・府中	21	3.4	1	0	1	12	2	1	4	15
備北	65	10.4	1	0	0	45	0	0	19	50

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成26年度)

件数	悪臭測定		立入検査	改善勧告	改善命令
	基準適合数	基準不適合数			
123	109	14	98	2	0

資料：県環境保全課

第4 化学物質

1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設 (平成26年度末現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鈹製造用焼結炉	6	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	6	0	0
5	廃棄物焼却炉	237	2	8
合 計		249	2	8

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(2) 水質基準対象施設 (平成26年度末現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	2	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	65	0	5
16	PCBの処理施設	2	0	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	6	0	0
19	事業場の排水処理施設	1	0	0
合 計		81	0	5

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(平成26年度)

区 分	大気関係	水質関係	総 計
特定事業場数	188	52	240
特定施設数	253	88	341
立入検査実施施設数	113	35	148
行政検査件数	13	3	16
行政指導	57	4	61
改善命令	1	0	1
一時停止命令	1	0	1

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

(1) 大気基準適用施設（排出ガス）

（平成26年度末現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数*	自主測定報告施設数	未報告施設数
			(a)	(b)	(a) - (b)
特定施設					
焼結鉬製造用焼結炉	2	6	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	6	6	6	0
廃棄物焼却炉	184	241	191	183	8
合計	188	253	201	193	8

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

(2) 水質基準対象施設（排水水）

（平成26年度末現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数*	自主測定報告事業場数	未報告事業場数
			(a)	(b)	(a) - (b)
特定施設					
パルプ製造用漂白施設	1	2	1	1	0
カーバイド法アセチレン製造用	3	3	0	0	0
アセチレン洗浄施設					
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	37	67	4	4	0
PCBの処理施設	2	2	0	0	0
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	2	0	0	0
下水道終末処理施設	5	6	5	5	0
事業場の排水処理施設	1	1	1	1	0
合計	50	83	11	11	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(1) 大気

（平成26年度）

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
		所在地	地点名	春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹市	大竹油見公園	—	0.0078	—	0.0081	0.0080
		廿日市市	廿日市桂公園	—	0.017	—	0.010	0.014
		海田町	海田高校	—	0.054	—	0.14	0.097
		東広島市	西条小学校	—	0.013	—	0.019	0.016
		竹原市	竹原高校	—	0.0073	—	0.010	0.0087
		三原市	三原宮浦公園	—	0.023	—	0.013	0.018
		尾道市	尾道東高校	—	0.032	—	0.019	0.026
		府中市	府中市教育センター	—	0.018	—	0.021	0.020
		三次市	三次林業技術センター	—	0.0046	—	0.0063	0.0055
広島市	一般環境	中区	国泰寺中学校	0.013	0.015	0.014	0.037	0.020
		西区	井口小学校	0.0093	0.013	0.0097	0.012	0.011
		安佐南区	安佐南区役所	0.014	0.014	0.014	0.031	0.018
		安佐北区	可部小学校	0.013	0.012	0.016	0.023	0.016
		安芸区	安芸区スポーツセンター	0.077	0.075	0.12	0.21	0.12
呉市	発生源周辺	広駅前	白岳小学校	—	0.027	—	0.028	0.028
	一般環境	宮原	宮原小学校	—	0.021	—	0.011	0.016
		警固屋	警固屋まちづくりセンター	—	0.012	—	0.017	0.015
		郷原	郷原市民センター	—	0.014	—	0.033	0.024
福山市	発生源周辺	曙町	曙小学校	0.016	0.019	0.032	0.021	0.022
	一般環境	松永町	松永小学校	0.046	0.038	0.046	0.033	0.041
		明治町	南小学校	0.020	0.019	0.039	0.023	0.025
		春日町	培遠中学校	0.015	0.020	0.041	0.021	0.024
		駅家町	駅家東小学校	0.023	0.023	0.038	0.026	0.028
		沼隈町	沼隈支所	0.021	0.014	0.025	0.028	0.022
		神辺町	神辺支所	0.022	0.014	0.041	0.030	0.027
調査地点数		25						

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(2) 水質・底質

(平成26年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		水域名・海域名 (海域の場合、測定地点番号)	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	賀茂川	朝日橋【竹原市】	0.12	—
		沼田川	潮止め堰上【三原市】	0.14	—
		広島湾西部 (31-8)	海域 (大竹市小方沖)	0.020	—
		広島湾西部 (31-12)	海域 (大竹市玖波沖)	—	5.9
		燧灘北西部 (35-21)	海域 (三原市糸崎町沖)	0.032	—
		燧灘北西部 (35-25)	海域 (三原市沖)	—	0.27
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.058	0.19
		太田川	安芸大橋	0.025	0.29
		鈴張川	宇津橋	0.056	0.24
		根谷川	根の谷橋	0.055	—
		三篠川	深川橋	0.040	0.51
		古川	大正橋	0.083	—
		猿猴川	東大橋	0.12	0.59
		府中大川	新大洲橋	0.11	0.23
		瀬野川	貫道橋	0.066	0.18
		広島湾 (31-29)	海域 (江波沖)	0.033	8.1
		広島湾 (32-17)	海域 (井口港沖)	0.025	9.0
		広島湾 (32-6)	海域 (金輪島南)	0.019	6.0
海田湾 (32-1)	海域 (海田湾中央)	0.048	5.3		
呉市	一般環境	黒瀬川	芋福橋	0.16	—
		黒瀬川	真光寺橋	0.087	—
		大屋大川	大屋橋	0.045	—
		錦川	錦川	0.12	—
		呉地先 (33-28)	海域 (広島湾A)	0.049	7.4
		安芸津・安浦地先 (34-10)	海域 (川尻沖)	0.022	4.1
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.097	0.42
		本郷川	吾妻橋	0.37	0.55
		羽原川	本庄神社前	0.13	0.34
		芦田川	観音橋	0.27	0.14
		山南川	矢川	0.17	0.85
		備讃瀬戸 (36-12)	海域 (St36-12)	0.018	5.9
		調査地点数	29	21	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(3) 地下水

(平成26年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/L)
		所在地	地点名	
広島市	一般環境	佐伯区	湯来町下	0.024
		佐伯区	湯来町妻谷	0.015
		佐伯区	湯来町多田	0.014
		佐伯区	湯来町白砂	0.018
		佐伯区	湯来町葛原	0.014
		調査地点数	5	

資料：広島市

(4) 土壌

(平成26年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
		所在地	地点名	
広島県	一般環境	廿日市市阿品台	廿日市市阿品公園	0.051
		東広島市西条町	東広島市立向陽中学校	0.42
		尾道市高須町	尾道市立高西中学校	0.10
広島市	一般環境	西区	井口台三丁目	0.040
		西区	鎗が峯町	0.10
		西区	古田台三丁目	0.45
		西区	高須台三丁目	0.11
		西区	童王公園	1.0
呉市	一般環境	発生源周辺	広駅前	1.4
		高原	高原小学校	2.2
		警固屋	警固屋まちづくりセンター	0.076
		郷原	郷原小学校	0.099
福山市	一般環境	加茂町	加茂小学校	0.22
		駄家町	官山小学校	0.073
		新渡町	新渡小学校	0.0057
		伊勢丘	鳳中学校	0.78
		調査地点数	16	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

(1) 水質

(平成26年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	<0.01
江の川	志路原川	<0.05	<0.01	<0.01
江の川(西城川)	川北川下流	0.10	<0.01	<0.01
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	0.19	<0.01	<0.01
黒瀬川	樋の詰橋	<0.05	<0.01	0.10
沼田川(上流)	入野川下流	<0.05	<0.01	<0.01
沼田川(下流)	潮止め堰上	<0.05	<0.01	<0.01
大田川	大田橋上流	0.10	<0.01	0.04
広島湾西部(大竹市沖)	31-29	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(尾道市沖)	35-37	0.19	<0.01	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール: $0.05\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$

(平成26年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	N.D.
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.
	古川	大正橋(東原)	N.D.	N.D.	N.D.
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	N.D.
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.
	瀬野川	貫道橋(貫道)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.
海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.	

(注) N.D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール: $0.1\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$)

(平成26年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
福山市	備讃瀬戸	36-2	<0.1	<0.01	<0.01
	藤井川	講和橋	<0.1	<0.01	0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01	<0.01
	羽原川	本庄神社前	<0.1	<0.01	<0.01
	山南川	矢川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(有地川)	有地川	0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋	<0.1	<0.01	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール: $0.1\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$

(参考)

平成10～15年度全国調査結果の検出範囲(μg/L)	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N. D. ～21	N. D. ～13	N. D. ～19	N. D. ～0.220	N. D. ～0.09	N. D. ～0.006

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : 0.608 μg/L 4-オクチルフェノール : 0.992 μg/L ビスフェノールA : 24.7 μg/L	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
--	--

(注) 4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

(2) 底質

(平成26年度, 単位: μg/kg)

海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	広島湾	江波沖	N. D.	N. D.	N. D.	—	—
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N. D.	N. D.	N. D.	—	—
	広島湾	金輪島南	N. D.	N. D.	N. D.	—	—
	海田湾	海田湾中央	N. D.	N. D.	10	—	—
平成10～15年度全国調査結果の検出範囲		N. D. ～12,000	N. D. ～170	N. D. ～350	N. D. ～2,200	N. D. ～300	N. D. ～18

資料: 県環境保全課, 広島市, 福山市

(注) 1 N. D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール: 50 μg/kg, 4-t-オクチルフェノール: 5 μg/kg, ビスフェノールA: 5 μg/kg, ポリ塩化ビフェニール類(一～五塩化ビフェニール: 0.07 μg/kg, 六～十塩化ビフェニール: 0.1 μg/kg), トリブチルスズ, トリフェニルスズ: 1 μg/kg)
 2 化学物質による内分泌かく乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、結果の数値に対して評価を行える状況ではないが、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であった。

6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成26年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	内海内湾魚介類	1	0.03
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	内海内湾魚介類	1	<0.01
	遠洋沖合魚介類	1	0.03
地方卸売市場系崎水産市場	内海内湾魚介類	1	0.02
	内海内湾魚介類	1	<0.01
食品	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料: 県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値
 遠洋沖合魚介類 0.5ppm
 内海内湾魚介類 3ppm
 食肉(牛, 豚, 鶏) 0.5ppm
 鶏卵 0.2ppm

7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成 26 年度)

市場名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	1	0.02
尾道総合食品地方卸売市場	3	0.01, 0.08, 0.10
地方卸売市場系崎水産市場	2	0.05, 0.18

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀 0.4ppm

(総水銀が、0.4ppm を超える場合は、メチル水銀 0.3ppm 以下)

8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 26 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値 (ppm)
TBT	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02
TPT	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (80 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (25 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 50kg 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると、

TBT : 0.826 $\mu\text{g}/\text{g}$

TPT : 0.258 $\mu\text{g}/\text{g}$

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ に相当する。

9 かきの重金属検査結果

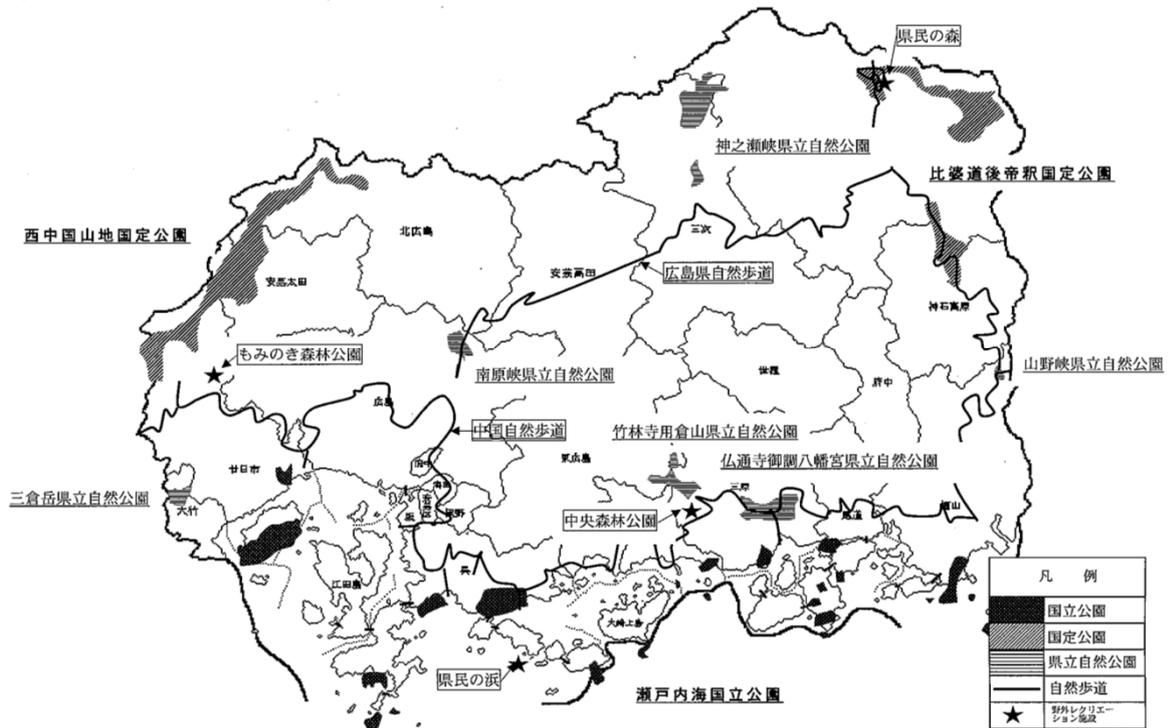
(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総カドミウム	亜硫酸	総水銀
1	H26.11.4	770	49	0.07	0.71	0.14	1.7	<0.01
2	H26.11.4	290	17	0.05	0.51	0.15	1.3	<0.01
3	H26.11.10	390	23	0.08	0.57	0.14	1.4	<0.01
4	H26.11.11	200	24	0.05	0.61	0.19	1.2	<0.01
5	H26.11.11	310	35	0.10	0.74	0.12	1.1	0.01
6	H26.11.17	370	22	0.07	0.93	0.10	1.6	0.01
7	H26.11.17	400	22	0.05	0.43	0.09	0.9	<0.01
8	H26.11.18	340	17	0.08	0.52	0.10	1.8	<0.01
9	H26.11.18	280	23	0.13	0.41	0.11	0.57	<0.01
10	H26.11.18	410	31	0.07	0.48	0.13	1.4	<0.01
11	H26.11.18	570	50	0.11	0.36	0.17	1.9	<0.01

資料：県食品生活衛生課

第5 自然環境

1 自然公園等位置図



2 自然公園の指定状況

(平成27年4月1日現在)

公園名	主要地域／市町村名	面積 (ha)			指定日	
		総面積	特別地域	普通地域		
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,681 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,112	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1	
比婆道後帝釈国定公園	六の原, 道後山, 帝釈峡, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25	
西中国山地国定公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10	
県立自然公園	南原峡	広島市	925	925	0	S42. 9. 1
	山野峡	福山市, 神石高原町	311	311	0	S42. 11. 14
	三倉岳	大竹市	499	499	0	S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0	S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0	S46. 11. 23
	神之瀬峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0	H10. 4. 30
自然公園計		37,853	34,741	3,112		

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の () は、特別保護地区で内数である。

3 県自然環境保全地域一覧

(平成27年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区の指定
龍 頭 峽	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48.10.25	51.6.18
万 古 溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49.7.18	〃
当木島・釜戸岬	福 山 市	2.17	2.17	—	〃	51.12.24
魚 切 溪 谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53.3.24 (区域の拡張)	51.6.18
石ヶ谷峽	広 島 市	389.75	119.34	270.41	49.9.30	51.6.18
津田の明神山	世 羅 町	66.69	22.54	44.15	49.11.14	51.12.24
常 清 滝	三 次 市	54.13	23.23	30.90	50.3.14	〃
八 国 見 山	庄 原 市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏 島	呉 市	39.65	39.65	—	51.12.24	—
小 掛 峽	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指 谷 山	庄 原 市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大 峯 山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	〃	—
福 王 寺 山	広 島 市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男 鹿 山	世 羅 町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯 の 山	広 島 市	85.11	85.11	—	52.1.19	—
滝 山 峽	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53.3.24	—
大 沢 湿 原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53.12.1	—
黒川の明神山	世 羅 町	19.89	19.89	—	〃	—
神 之 瀬 峽	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54.12.1	—
岳 山	府 中 市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿 下 川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫 山	庄 原 市	65.03	65.03 (29.26)	—	57.7.19	—
品 の 滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻榎原谷	庄 原 市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三 次 市	10.19	—	10.19	58.3.31	—
八 幡 湿 原	北 広 島 町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59.3.31	59.10.1
女 亀 山	三 次 市	5.75	5.75 (5.75)	—	62.3.31	62.7.27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注：1 特別地区欄の()は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

4 自然海浜保全地区一覽

(平成27年4月1日現在)

名 称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然/半自然	"
七浦	呉市	0.27	300	"	"
干夕	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然/半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中島	呉市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	呉市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	呉市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19 地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

5 緑地環境保全地域一覽

(平成27年4月1日現在)

名 称	市 町 村	面積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺	尾道市	7.72	"
大坊	福山市	10.17	"
五品岳	庄原市	13.61	"
郡山	安芸高田市	95.34	S49. 4. 19
深山	安芸太田町	31.48	S49. 7. 18
大宮八幡宮	東広島市	2.59	"
蓮華寺	広島市	167.14	S49. 10. 1
風土記の丘	三次市	160.54	S50. 2. 12
古鷹鶴	江田島市	90.72	S50. 3. 14
立花山	神石高原町	12.48	"
龍山	尾道市	1.13	"
国貞	北広島市	3.71	S51. 12. 24
東山溪	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
榊高野	広島市・廿日市市	53.50	S58. 3. 31
今高野	東広島市	4.21	S60. 3. 30
日高嶽	世羅町	20.47	"
葦山八幡神社	呉市	3.13	S63. 3. 31
大富山城跡	庄原市	60.32	H 元. 3. 31
天神鼻	呉市	1.50	"
	原市	3.71	"
	呉市	2.01	H 3. 3. 31
計	22 地域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 26 年度)

区 分	特別保護地区					特別地域							公園事業同意(認可)		
	許 可					許 可					届 出		道路	野営場	その他
	工作物の新増築	木竹の損傷	土地の形状変更	木竹以外の植物の採取等	動物の捕獲等	工作物の新増築	木竹の伐採・損傷	広告物の設置	指定植物の採取	風致の影響	物の集積・貯蔵	非常災害の応急措置			
西中国山地国定公園	3	1	—	1	—	29	8	—	2	—	1	—	—	—	—
比婆道後帝釈峡国定公園	—	—	—	—	—	30	—	1	2	—	—	1	—	—	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	km
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

資料：環境庁第 5 回 (平成 7・8 年度) 自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位：千 ha)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水源かん養保安林	155	158	158	159	159	160	160	161	162	162
災害防備保安林	80	80	80	80	80	81	81	81	81	81
その他保安林	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7
計	241	244	244	245	246	248	248	249	250	250

資料：県森林保全課

10 鳥獣保護区等一覧

(1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
宮島鳥獣保護区(弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	111	平成34年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成34年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成34年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成33年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成33年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成30年10月31日	
岩子鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成30年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成30年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成30年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成28年10月31日	
苅尾鳥獣保護区(苅尾特別保護地区)	山県郡北広島町	638	平成28年10月31日	114
猪股山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	300	平成28年10月31日	
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	361	平成28年10月31日	
筆影山鳥獣保護区	三原市須波町ほか	435	平成28年10月31日	
比婆山鳥獣保護区(比婆山特別保護地区)	庄原市西城町ほか	3,233	平成28年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成27年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	平成27年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成27年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成27年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成27年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	呉市川尻町	282	平成27年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成36年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成36年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成36年10月31日	
三段峡鳥獣保護区(三段峡特別保護地区)	山県郡安芸太田町	1,350	平成36年10月31日	499
上野鳥獣保護区	庄原市	93	平成36年10月31日	
休山鳥獣保護区	呉市鞆屋町	1,860	平成36年10月31日	
帝釈峡鳥獣保護区(帝釈峡特別保護地区)	庄原市東城町ほか	730	平成36年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成36年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成36年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成36年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成36年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成36年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成36年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,121	平成35年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成35年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成35年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成35年10月31日	
	計	34,870		1,378

(2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町, 北広島町	134	平成33年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成33年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成30年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市, 尾道市	1,582	平成30年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成29年10月31日	
齋島周辺鳥獣保護区(齋島周辺特別保護地区)	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成36年10月31日	6,230
津々木鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,255	平成36年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成35年10月31日	
	計	15,421		6,230

(3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区 安佐北区	433	平成34年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成34年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成33年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成33年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成33年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成33年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成33年10月31日	
万古溪鳥獣保護区	廿日市市	64	平成33年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成33年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成33年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成33年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成33年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
龍頭峽鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成31年10月31日	
柏島鳥獣保護区	呉市川尻町	40	平成30年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成30年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成30年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成30年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市庄原市	438	平成29年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区 (大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成29年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成28年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成28年10月31日	337
グリンピアせとうち鳥獣保護区	呉市安浦町	344	平成28年10月31日	
横原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成27年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄町ほか	477	平成36年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成36年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成36年10月31日	
大久野鳥獣保護区	竹原市	70	平成36年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成36年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成35年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成35年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成35年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成35年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成35年10月31日	
走鳥獣保護区	福山市走鳥町	220	平成35年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成35年10月31日	
	計	9,216		354

11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位:頭、羽)

区分	年度					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25
イノシシ	10,529	10,741	15,332	14,926	14,621	15,833
シカ	2,581	3,271	3,776	4,687	4,922	5,827
サル	132	141	166	102	130	120
カラス	4,315	5,606	3,762	3,471	3,516	2,753

資料:県自然環境課

第6 温暖化対策関係

1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位: 万t-CO₂)

年度	H2	H4	H6	H8	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	伸び率 (H19~ H24)
産業	3,087.6	3,189.9	3,153.9	3,168.5	3,218.8	3,792.6	3,897.9	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	3,670.4	3,922.7	3,963.6	3,995.3	-4.8%
うち工業プロセス	74.9	78.8	80.8	80.5	82.0	90.9	96.2	86.4	90.5	101.2	89.3	88.6	94.7	94.9	95.7	5.4%
うちエネルギー転換	71.9	70.4	73.4	81.0	62.5	85.2	91.5	91.9	94.9	89.1	112.8	106.5	108.9	97.0	105.7	18.6%
運輸	599.1	641.2	706.5	710.3	722.7	747.0	721.8	694.0	691.7	695.5	700.1	664.1	636.0	625.1	611.8	-12.0%
民生(家庭)	326.3	365.3	395.9	406.5	386.3	458.4	465.1	471.4	459.6	466.8	457.0	415.0	498.3	444.8	481.4	3.1%
民生(業務)	300.1	333.9	366.6	383.0	391.6	465.1	430.5	426.1	437.0	465.0	407.9	372.4	447.1	376.0	411.7	-11.5%
廃棄物	48.4	45.1	42.4	45.6	59.5	57.0	52.7	49.3	49.1	50.5	50.0	45.5	46.7	45.0	45.5	-9.9%
合計	4,361.6	4,575.5	4,665.4	4,713.9	4,778.9	5,520.1	5,568.0	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	5,166.9	5,550.8	5,454.5	5,545.7	-5.6%

注1) 産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2) 数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

注3) 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度であるH19年度からの伸び率としている。

資料: 県環境政策課

2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位: 億kWh)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
電灯	66	68	68	71	71	70	75	72	71	71
電力	130	133	138	145	136	124	134	129	129	131
計	196	201	206	216	207	194	209	201	200	202

資料: 県環境政策課

3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位: 億kcal)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
家庭用	13,579	13,705	14,193	13,370	13,377	12,983	13,128	13,157	12,967	12,664
商業用	7,105	7,274	7,397	7,208	7,000	6,116	6,140	5,928	5,826	5,778
工業用	19,387	22,711	27,393	30,400	29,707	30,003	33,000	32,717	32,230	32,019
その他	4,170	4,449	4,577	4,459	4,348	4,077	4,578	4,478	4,482	4,613
計	44,241	48,139	53,560	55,437	54,432	53,179	56,846	56,280	55,505	55,074

資料: 県環境政策課

4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位: 千kl)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A重油	978	920	889	833	737	588	506	565	481	458
C重油	610	688	447	425	535	354	325	362	389	332
軽油	1,037	923	948	918	826	828	822	778	762	833
灯油	544	478	396	363	344	316	308	288	285	280
ナフサ・ジェット油	108	109	101	79	67	59	58	56	52	57
揮発油	1,540	1,427	1,508	1,420	1,370	1,416	1,331	1,281	1,258	1,248
計	4,817	4,545	4,289	4,038	3,879	3,561	3,350	3,330	3,227	3,208

資料: 県環境政策課

5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位: 千台)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
乗用車	910	910	898	884	870	864	859	861	859	856
貨物自動車	149	149	145	142	135	130	127	125	122	121
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	683	702	723	740	755	765	773	785	799	817
その他	64	64	65	65	65	66	66	66	67	68
計	1,811	1,830	1,836	1,836	1,830	1,830	1,830	1,842	1,852	1,867

資料: 県環境政策課

6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位: 件)

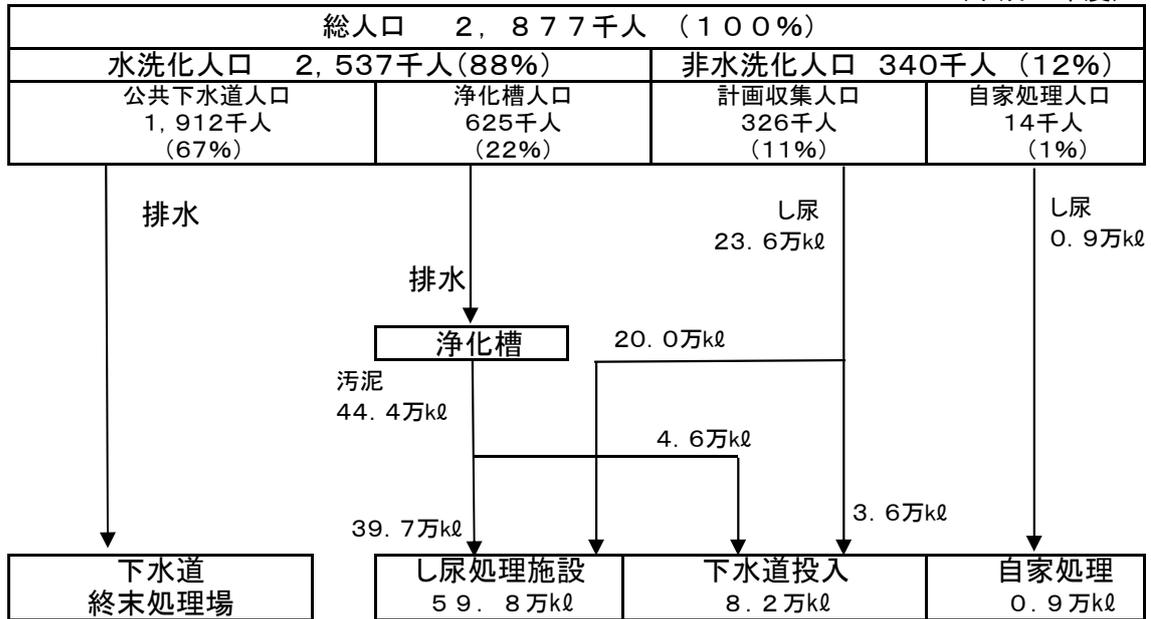
年度	~H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
設置件数	631	543	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	7,773	7,879	7,775	4,210	53,760

資料: 県環境政策課

第7 廃棄物対策関係

1 し尿処理の概況

(平成25年度)



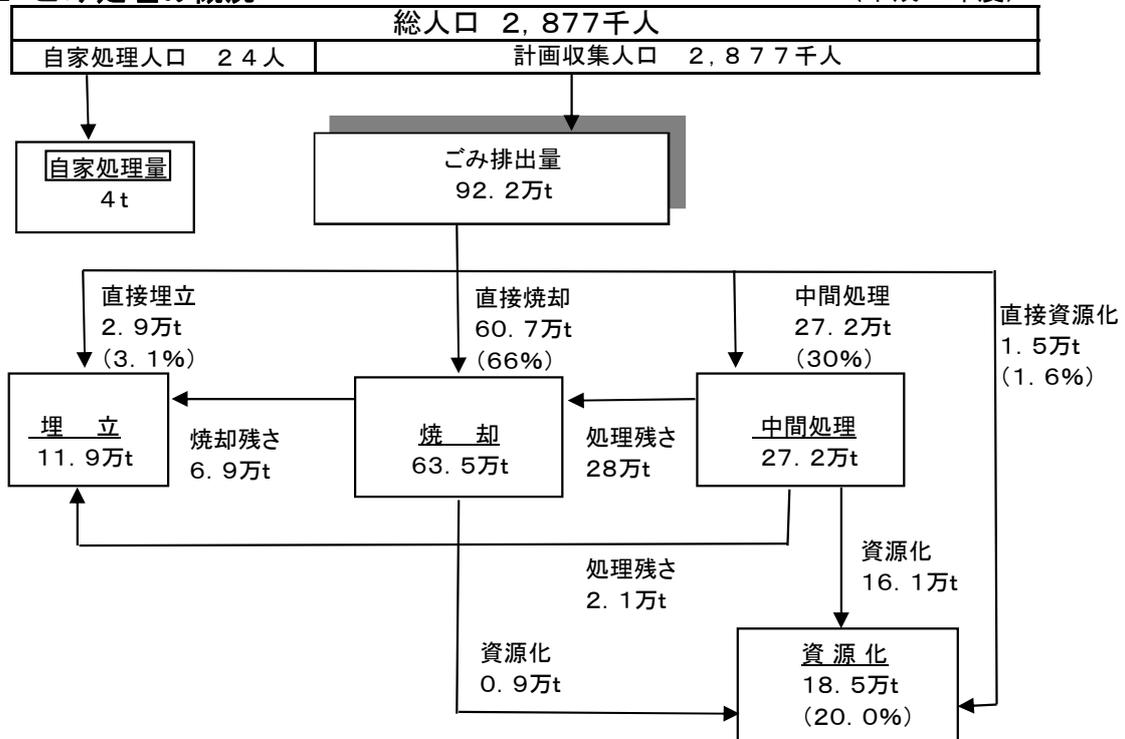
資料: 県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽(集落排水処理施設等を含む。)を利用してし尿等を処理している人口をいう。

2 ごみ処理の概況

(平成25年度)



資料: 県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
無色ガラス	7,337	6,799	7,641	6,412	6,360	6,047	5,890
茶色ガラス	7,394	7,191	7,642	6,694	6,641	6,235	5,909
その他のガラス	2,354	2,570	2,774	2,267	2,273	2,181	2,055
その他の紙	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	5,070	4,979	4,983	4,211	4,198	4,497	4,238
その他のプラスチック	27,948	27,400	27,231	27,763	24,108	20,791	20,291
（うち白色トレイ）	16	15	14	11	10	9	9
スチール	5,369	5,040	4,953	4,492	4,193	3,786	3,462
アルミ	2,800	2,899	2,898	2,654	2,672	2,567	2,590
段ボール	9,469	9,696	10,676	8,640	8,049	8,848	7,876
飲料用紙パック	126	100	94	84	90	100	74
計	67,867	66,674	68,892	63,217	58,584	55,052	52,385

資料：県循環型社会課

4 広島県分別収集促進計画(第7期)の概要

(単位：t)

対象品目		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定分別基準適合物	無色のガラス	6,139.0	6,099.0	6,056.0	6,013.0	5,966.0
	茶色のガラス	6,332.0	6,280.0	6,233.0	6,180.0	6,123.0
	その他のガラス	2,301.0	2,296.0	2,291.0	2,283.0	2,265.0
	その他の紙	263.0	263.0	261.0	260.0	259.0
	ペットボトル	4,207.0	4,196.0	4,180.0	4,164.0	4,138.0
	その他のプラスチック	23,882.1	23,678.1	23,675.1	23,483.1	23,290.1
	（うち白色トレイ）	16.1	16.1	15.1	15.1	12.1
小計	43,124.1	42,812.1	42,696.1	42,383.1	42,041.1	
法第2条第6項物	スチール	4,200.0	4,136.0	4,080.0	4,024.0	3,960.0
	アルミ	2,671.0	2,649.0	2,632.0	2,612.0	2,588.0
	段ボール	9,065.0	9,030.0	8,993.0	8,955.0	8,887.0
	紙パック	166.1	165.1	161.1	161.1	158.1
	小計	16,102.1	15,980.1	15,866.1	15,752.1	15,593.1
合計	59,226.2	58,792.2	58,562.2	58,135.2	57,634.2	

資料：県循環型社会課

5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成27年3月31日)

区分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	357	152	41	19	0
広島市	231	102	14	4	0
呉市	110	33	5	2	0
福山市	233	89	25	11	0
計	931	376	85	36	0

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成27年3月31日)

区分	広島県	広島市	呉市	福山市	
産業廃棄物	収集運搬	3,739	498	211	344
	処分	238	107	26	62
	小計	3,977	605	237	406
特別管理産業廃棄物	収集運搬	527	70	25	63
	処分	19	9	2	3
	小計	546	79	27	66
合計	4,523	684	264	472	

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分，複数の自治体の許可を有する場合，それぞれ計上している。

第8 その他

1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成26年度)

区分	合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
		取扱い数 (原因者数)	合計 (構成比%)	1,340 100.0	370 27.6	99 7.4	28 2.1	3 0.2	312 23.3	215 16.0
取扱い数内訳	大気汚染	346	34	58	3	0	63	64	124	0
	水質汚濁	224	85	10	1	0	49	17	62	0
	騒音	284	153	15	15	2	21	23	55	0
	振動	19	7	3	3	0	2	0	4	0
	悪臭	160	64	7	6	1	19	13	49	1
	土壌汚染	2	0	0	0	0	0	0	2	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	305	27	6	0	0	158	98	15	1

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成26年度)

発生源	種類別	合計	会社・事業所																	分類不能の産業	その他	不明		
			農	林	漁	鉱	建	製	水	電	情	運	卸	金	不	飲	医	教	複				れ	も
取扱い数 (原因者数)	合計	1,425	16	0	3	3	183	122	6	0	19	23	0	4	44	8	6	5	51	7	92	351	108	374
	(構成比%)	100.0	1.1	0.0	0.2	0.2	12.8	8.6	0.4	0.0	1.3	1.6	0.0	0.3	3.1	0.6	0.4	0.4	3.6	0.5	6.5	24.6	7.6	26.2
取扱い数内訳	大気汚染	352	2	0	1	1	29	34	1	0	2	1	0	0	0	1	0	0	10	0	24	177	15	54
	水質汚濁	252	4	0	1	0	17	19	1	0	3	2	0	0	7	1	0	1	10	3	17	30	49	87
	騒音	286	0	0	1	0	99	38	3	0	9	13	0	2	11	1	1	3	19	1	26	21	23	15
	振動	19	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	5	3
	悪臭	167	8	0	0	1	10	27	0	0	0	2	0	0	23	4	1	1	8	1	16	35	5	25
	土壌汚染	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	346	2	0	0	1	24	2	1	0	4	4	0	1	3	1	4	0	3	1	8	86	11	190

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

3 公害苦情事案の処理状況

区 分	23年度			24年度			25年度			26年度			
	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)										
取 扱 件 数	1,450	1,408	97.1	1,650	1,594	96.6	1,428	1,383	96.8	1,425	1,386	97.3	
公 害 の 種 類	大気汚染	389	383	98.5	441	434	98.4	375	369	98.4	352	350	99.4
	水質汚濁	291	285	97.9	290	281	96.9	242	236	97.5	252	248	98.4
	騒音	296	282	95.3	325	310	95.4	268	255	95.1	286	271	94.8
	振動	13	13	100.0	18	18	100.0	20	19	95.0	19	17	89.5
	悪臭	172	160	93.0	180	161	89.4	145	130	89.7	167	153	91.6
	土壌汚染	1	1	100.0	2	2	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	288	284	98.6	394	388	98.5	375	371	98.9	346	344	99.4

資料：県環境保全課

4 環境保全協定締結状況

(平成 26 年度末現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大 竹 市	日本製紙株式会社	昭和 46 年 8 月 26 日 " 50 年 9 月 23 日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂
		平成 9 年 10 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日	日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本 株式会社に承継
		平成 20 年 4 月 1 日	日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙 株式会社から日本大昭和板紙株式会社に承継
		平成 24 年 10 月 1 日 平成 25 年 3 月 4 日	日本大昭和板紙株式会社から日本製紙株式 会社に承継
	三菱レイヨン株式会社	昭和 46 年 10 月 5 日 " 50 年 9 月 2 日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
株式会社ダイセル	昭和 46 年 11 月 25 日 " 50 年 9 月 23 日	協定締結 全部改訂	
三井化学株式会社			
三井・デュボンポリケミカル株式会社			
県 福 山 市	J F E スチール株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日 " 57 年 3 月 31 日 平成 15 年 4 月 1 日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日 " 57 年 3 月 31 日 平成 18 年 7 月 1 日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和 51 年 9 月 14 日 " 57 年 3 月 31 日 平成 27 年 1 月 21 日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂
県 呉 市	日新製鋼株式会社	昭和 47 年 12 月 13 日 " 59 年 3 月 31 日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂
	王子マテリア株式会社	昭和 59 年 3 月 31 日 平成元年 4 月 1 日 " 24 年 10 月 1 日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社から承継
県 尾 道 市	横浜ゴム株式会社	昭和 48 年 9 月 25 日 平成 9 年 11 月 6 日 " 11 年 3 月 17 日 " 20 年 6 月 3 日 " 23 年 8 月 23 日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹 原 市	電源開発株式会社	昭和 49 年 1 月 22 日 " 55 年 4 月 19 日 平成 26 年 11 月 27 日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
県 大 崎 上 島 町	中国電力株式会社	平成 7 年 11 月 20 日 " 15 年 6 月 23 日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成 25 年 1 月 15 日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業

(平成27年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4.7km	H12.8.31
福山道路	福山市	道路	15km	H13.3.29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16.7万kW	H24.12.4
竹原火力発電所新1号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60万kW	H25.12.20

(2) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業

(平成27年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	意見送付日
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kL/日	準備書: H27.3.11

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業

(平成27年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13.4.26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13.9.27
(仮称)福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kL/日	H22.4.1
(仮称)三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kL/日	H22.12.13

(4) 広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱に基づく手続を終了した事業

(平成27年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60.2.12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60.4.11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61.1.27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61.3.27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61.3.27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2,500m	S61.9.4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61.11.25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61.11.25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62.2.26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62.7.20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62.8.24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63.5.12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲斐郡深津町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1.3.30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1.8.10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1.8.24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2.2.15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2.3.12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2.7.16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2.11.19
J&P36Hひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4.1.9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5.5.13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5.8.5
広島エアポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5.9.30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6.8.11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6.11.4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7.2.27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7.3.6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7.3.27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡高田町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7.4.20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3,000m	H8.1.8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8.6.6
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8.9.26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡比治町, 高野町	道路	36km	H8.11.5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9.3.27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10.9.17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4.1km	H11.2.4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11.5.10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：県環境保全課

6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成26年度)

環境配慮チェック表作成事業件数 (大・中規模事業)		事業の種類		道路・街路の整備		港湾・漁港等整備		河川の改修等		砂防・治山		農業・農村の整備		建築物の整備		合計																										
		事業件数		2		1		0		4		12		6		25																										
		事業段階別件数		計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事																								
				0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	4	7	1	0	5	2	6	17																	
【循環】環境への負荷が少ない循環型社会広島	大気環境、水環境の保全	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合																0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	1	0	1	2	2	7			
		交通網の整備により交通量を分散化																0	0	0																						
		交通流を円滑化																0	0	0																						
		出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和																																		1	0	1	1	0	1	
		沿道、沿線環境に配慮した構造																0	0	0																						
		防音壁を設置																0	0	0																						
		環境施設帯を設置																0	0	0																						
		駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和																																								
		低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用																0	0	0																						
		建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	4	7	1	0	4	2	4	16				
		工事中の汚水、濁水の発生を低減																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	2	1	3	6	0	0	2	1	5	13				
		地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止																0	0	0																						
		工事の集中を避け平準化																0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	7	0	0	2	1	4	11				
		自然海岸の変更等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避																																								
		埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避																																								
		工事中の濁りを低減																																								
		埋立柱材による汚染防止																																								
		土砂採取により埋立柱材を確保する場合の環境保全の配慮																																								
		水質の自浄作用に配慮した構造																																								
		地域の大気環境、水環境に配慮した処理方式・構造																																								
		汚水の高度処理、公共下水道接続																																								
		放流先の水環境の配慮																																								
		造成中の粉じん対策																																								
		廃棄物を有効利用する方式																																								
		緑が持つ水循環機能に配慮																																								
		雨水や循環水の利用促進																																								
		透水性舗装など地下水の涵養																																								
		処理水の再利用																																								
		悪臭の発生防止																																								
		中水道の整備																																								
		雨水利用施設、雨水浸透施設の整備																																								
		建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	2	1	4	7	1	0	4	2	6	16				
		再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用																0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	7	0	0	4	1	4	14					
		建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理																0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	1	4	7	0	0	4	1	6	15					
		【地球】地球環境保全に貢献する広島	地球温暖化の防止	バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和																0	0	0																				
				CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化																0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	3	1	0	2	2	4	9			
				熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	4	0	0	3	1	3	10			
				工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	4	7	0	0	2	1	4	14		
				フロンの使用抑制																																						
				自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	4		
				省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用																0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	7	0	0	3	1	4	13			
建築物の断熱化																																										
雨水利用や中水利用設備の導入																																										
貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避																0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	5	0	0	0	1	2	9							
【共生】自然と人がふれあう潤いのある広島	自然環境の保全	回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形、形状や代替措置																0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	6											
		生物生息空間のネットワークの確保																0	0	2																						
		自然改変の少ない施設、構造・工法の採用																0	0	0																						
		のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出																																								
		のり面、水際等については、生物生息空間の確保																																								
		道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減																0	0	0	0	0	0																			
		野生生物の生育生息環境に配慮した夜間照明																																								
		干潟、藻場、磯場の保全																																								
		工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧																0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	6											
		生態系を維持するための適切な河川水量を確保																																								
		池など生物生息空間の創出																																								
		多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創造																																								
		緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化																0	0	0																						
		地場産素材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2					
		橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和																0	0	0																						
防波堤、堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和																																										
緑豊かな空間の維持・形成																																										
親水性護岸、景観保全護岸等																																										
人がふれあえる水辺環境を創造																																										
のり面、水際等については親水性や景観の保全																0	0	1																								
倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和																																										
良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等																																										
良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創造に努める																																										
動植物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創造																																										
屋敷林、鎮守の森、里山などの保全																																										
施設内の緑化																																										
防災性も踏まえたオープンスペースの確保																																										
電波障害、日照障害、風害の防止																																										
人の健康に配慮した内装材等の使用																																										
【歴史】景観の保全、文化遺産の保護	歴史的景観の保全	歴史的景観の保全																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		文化遺産の保護																0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	1	2	6					
合計																0	0	31	0	0	6	0	0	0	0	9	20	16	55	105	12	0	56	28	64	218						

※灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(平成26年度実績)

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)		関係課(室)名	関係課等の事業等の実施・進捗状況		
	対策内容	県計画の項目※		具体的な事業等	実施事業等名称	事業等の内容
水質汚濁の防止	・水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、養殖漁業・農業・畜産の対策、藻場・干潟の保全及び再生、底質汚濁の除去(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善等)、赤潮対策)	1(1)ア、イ	総量削減計画、生活排水対策、産業排水対策	環境県民局環境保全課	水質汚濁防止法等施行業務、窒素・燐削減指導、生活排水対策	水質総量規制制度等の実施(第7次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策)
			環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助	
		1(1)ア	「広島県汚水適正処理構想」等に基づく下水道等の生活排水処理施設整備	土木局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	下水道普及促進事業
				農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被害の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。
				土木局港湾漁港整備課	漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。
		1(1)イ	広島県環境保全融資制度	環境県民局循環型社会課	広島県環境保全融資	中小企業者等への汚水処理施設設置又は改善に必要な資金を融資する。(平成23年度から新規融資休止)
		1(1)ウ	養殖漁業・農業・畜産対策(資源循環型畜産確立基本方針)	農林水産局畜産課	耕畜連携支援モデル事業	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく指導 ・広島県循環型畜産推進指導協議会の開催 ・家畜排せつ物法移譲市町に対するフォローアップ研修会の開催 ・耕畜連携に係る畜産農家の重点指導
				総務局研究開発課(総合技術研究所)	江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発の成果移転(平成21年度事業終了)	江田島湾以外の海域にも対象を拡大して、養殖量の削減に向けた一環としてかき身入り促進の指導を実施した。また、行政が実施するかき漁場内の底質改善のための海底清掃の効果確認を行政支援として実施する。
		1(1)エ	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	藻場・干潟の造成等藻場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る
				土木局港湾漁港整備課	海域環境創造事業	人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
	1(1)オ	底質改善(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善を含む。)	環境県民局環境保全課	自然環境の保全と活用		
	1(1)カ	赤潮対策	農林水産局水産課	漁場環境総合監視事業	漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施する。	
	1(2)	・有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減、PCB廃棄物の適正処理等)	ダイオキシンの排出削減	環境県民局環境保全課	有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出ガスの行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施している。
			PCB廃棄物の適正処理等	環境県民局産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進推進	「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び円滑な処理を推進する。
・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等)	1(3)ア	船舶及び陸上からの油等の排出防止	土木局港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う。	
		事故による海洋汚染の未然防止	土木局港湾振興課	事故による海洋汚染の未然防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う。	
		排出油等防除体制の整備	土木局港湾振興課	排出油等防除体制の整備	・油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理 ・原因者の防除作業の指導 ・関係機関等との連携	
		石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策	危機管理監消防保安課	石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策	石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策を実施する。	
		広島県水質事故対策要領に基づく対応	環境県民局環境保全課	水質汚染事故対策	広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)に基づき、事故時に関係機関と協働し迅速な対応をするとともに、危機管理体制の確立を図る。	
		環境保全対策の充実	環境県民局環境保全課		脆弱沿岸海域図の活用、自然環境の観測データを蓄積する。	
		・自然公園等の保全(県自然環境保全地域の指定等)	2(1)	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業
2(2)ア	良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保			土木局技術企画課	採石法及び採石条例の適切な運用	林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る。
			農林水産局森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	森林法に基づき保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。	
			土木局下水道公園課	都市公園整備事業		
2(2)イ	沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保		土木局港湾漁港整備課	港湾環境整備事業	港湾内における緑の確保や港湾の修景、ならびに港湾内就労者の休息や周辺住民の余暇活動の場として緑地を整備する。	
			土木局港湾漁港整備課	漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	潤いのある漁業集落の形成、防災安全の確保を図るための緑地を整備する。	
			農林水産局森林保全課		2(2)ア再掲	
			土木局技術企画課		2(2)ア再掲	
			環境県民局自然環境課	自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	・緑地環境保全地域の指定による保全 ・指定に伴う行為制限に対する補償等	
・緑地等の保全(保安林の整備、森づくり県民税の活用等による健全な森林の保護育成等)	2(2)ウ		ひろしまの森づくり事業、森林病害虫の防除	農林水産局森林保全課	ひろしまの森づくり事業(環境貢献林整備事業)	15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要ないスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を図る。
		農林水産局森林保全課		ひろしまの森づくり事業(交付金事業)	土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援する。	
		農林水産局森林保全課		・森林病害虫駆除事業 ・ひろしまの森づくり事業(森林病害虫被害対策事業)	保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松いし虫、その他森林病害虫等の的確な防除を実施し、森林の保全を図る。	
2(2)エ	緑化修景措置					
・史跡・名勝・天然記念物等の保全	2(3)	国・県指定文化財保護の取組	教育委員会管理部文化財課	文化財保存事業費補助金	国・県指定文化財の管理及び保存修繕等を実施する。	
			・海ごみ等の除去(瀬戸内海海ごみ対策検討会との連携、住民参加による海岸の清掃等)	2(4)	海ごみ等の除去	土木局港湾振興課
環境県民局循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業	市町等が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収困難場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。)に対し、補助金を交付する。				
土木局道路河川管理課	クリーン太田川	国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う。				

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況	
	対策内容	県計画の項目	具体的な事業等				
自然景観の保全	・その他の措置(景観法による地域の特色ある景観行政の推進、放置艇禁止区域の拡大、FRP船リサイクルシステムの活用による廃船処理等)	2(5)ア	景観法による地域の特色ある景観行政の推進	環境県民局環境保全課	景観行政団体への移行促進	瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着したきめ細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。	
		2(5)イ	関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用	環境県民局環境保全課	環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、港海法、公有水面埋立法、水面の占有に係る法令等(漁港漁場整備法等)に係る審査、事前相談等	①環境影響評価法・条例規模の案件について、環境影響評価書を技術審査会において審査し、県知事意見を述べ、事業者の自主的な環境配慮を推進する。 ②公有水面埋立等の場合、県の港湾部局から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるため、環境保全措置が実施されているかの観点から審査し、指導する。 ③水域の占有に係る法令等について、事前相談があるので環境保全上の意見を述べ、関係部局を通して指導する。	
		2(5)ウ	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルの推進(FRP船リサイクルシステムの活用による廃船処理)、放置艇禁止区域の拡大	土島局港湾振興課	・法令に基づく海域利用の規制 ・放置艇対策 ・所有者不明沈没廃船処理	・法令に基づく海域利用の規制 ・放置艇対策 ・所有者不明沈没廃船処理	・法令にもとづく海域利用の規制(占用許可制度等) ・放置艇の集積が高い地域から、順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備。 ・放置艇禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する撤去指導を実施。 ・FRPリサイクルシステムを利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等の支援。
			河川における放置艇対策	土島局道路河川管理課		河川における放置艇対策事業	平成19年10月にポートパーク広島が開業したことに伴い、重点的撤去区域の指定を完了したことから、今後は、他の水域管理者と連携しながら、許可更新打切りを視野に入れた厳格かつ計画的な対策を講じる。
		2(5)エ	自然海岸の保全				
浅海域の保全	・藻場及び干潟等の保全等(法令に基づく藻場の保全、藻場・干潟の造成等) ・自然海浜の保全等(自然海浜保全地区の指定、広島県沿岸海岸保全基本計画による親しまれる海岸の整備等)	3(1)	水産基盤整備事業等(広域漁港整備事業、漁場環境保全創造事業) 海域環境創造・自然再生等事業	農林水産局水産課 土島局港湾漁港整備課	水産基盤整備事業 海域環境創造事業	1(1)工再掲。 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。 1(1)工再掲。 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。 漁港区域内の肝海岸整備を推進する。(平成21年度事業完了)	
		3(2)	漁港海岸環境整備事業等	農林水産局水産課	漁港海岸環境整備事業		
		3(2)ア	規制の徹底と指導、取締りの強化	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業	自然海浜保全地区の指定等による海浜の保全を推進する。	
		3(2)イ	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	土島局港湾漁港整備課	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、自然体験活動・環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺における自然・社会教育活動等に安全に楽しめる、また、都市・農山村及び世代間の交流の場となる海岸を創造する。(平成21年度事業完了)	
		4	採取禁止措置の堅持、採取跡地周辺での漁礁設置・増殖場造成等	採取跡地周辺での魚礁設置	農林水産局水産課	漁場基盤改良事業	海砂利の採取等により漁場の効果が低下している海域に、魚礁等を設置して漁場基盤を整備する。
分廃地棄物の処理施設の整備及び処	・瀬戸法の基本方針に沿った環境保全への配慮、環境への影響の回避・低減、代償措置の検討等 ・広島県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の発生抑制・減量化・産業廃棄物処理立役による排出量・埋立処分量の抑制、産業廃棄物埋立処分による排出量・埋立処分量の抑制・処理施設の整備、監視等の強化等	6(1)	びんごエコタウン構想の推進	環境県民局循環型社会課	びんごエコタウン推進事業	リサイクル企業向け用地「びんごエコ団地」を分譲する。また、立地する企業に対して助成支援を行う。	
		6(2)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
		6(3)	最終処分場の整備	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分場の整備	適正処理の推進を図るためには、埋立処分が必要となるため、埋立処分地の確保に努める。	
		6(4)	監視等の強化(車両、船舶、ヘリコプターによる不法投棄等の監視、事業者及び処理業者への監視指導)	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物適正処理監視等推進事業	陸域、海上、空から不法投棄等の監視を行うとともに、事業者及び処理業者に対する監視を徹底する。	
		7(1)	藻場・干潟等の浅海域の保全、人工干潟の整備等による浄化能力の向上	藻場の保全及び再生 藻場・干潟の保全及び再生	農林水産局水産課 土島局港湾企画整備課	水産基盤整備事業等 海域環境創造事業	1(1)工再掲。 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。 1(1)工再掲。 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
健全な水循環機能の維持・回復	・農地・森林の適切な維持管理、河川等の地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策	7(2)ア	水源地域整備事業 水源林整備等	農林水産局森林保全課 農林水産局森林保全課	水源地域整備事業 水源林造成事業	水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能回復を図るため、水源地域等における荒地、荒廃森林等の総合的な整備を実施する。 水源の森の造成(平成23年度事業終了)	
		7(2)イ	河川等の地下浸透への配慮、流量確保等	土島局河川課	単独河川改良事業等(河川等の地下浸透への配慮、流量確保等)	河川全体の自然の営みを視野にいれ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創造するために全ての改良事業で地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策を行なう。	
		7(2)ウ	河川の水環境対策	土島局河川課	単独河川維持修繕事業(河川の水環境対策)	芦田川水環境改善緊急行動計画の取組の一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。	
		8	人が海とふれあひ親れる場の確保等	農林水産局水産課、土島局港湾漁港整備課	水産基盤整備事業 海域環境創造事業	1(1)工再掲。 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁業環境の維持・修復を図る。人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。	
		9	自然環境、景観の保全と地域の活性化等	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	2(1)の再掲。 県自然環境保全地域等の指定による保全・指定に伴う行為制限に対する補償等
下水道等の整備の促進	・下水道、農業(漁業)集落排水処理施設、し尿処理施設の整備 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備 ・し尿処理施設の整備	10(1)	下水道整備事業	土島局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	1(1)アの再掲。 下水道普及促進事業	
		10(2)	浄化槽設置整備事業	環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	1(1)アの再掲。 ・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助	
		10(3)	農業集落排水施設整備事業	農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	1(1)アの再掲。 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被害の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。	
			漁業集落排水施設整備事業	土島局港湾漁港整備課	漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	1(1)アの再掲。 漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。	
		10(4)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	6(2)再掲。 市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
等の海汚底泥及び除河去	・河川・海域の底質調査、生活環境に影響を及ぼす底質の除去、底泥の浚渫による海域・河川環境の保全等	11	河川改良	土島局河川課	単独河川改良事業等	河川環境悪化の原因となっている汚泥を除去し、底質改善を図るため、産官学が一体となって技術開発を行うもので、京橋川において実証実験を行い、底質・水質等の改善効果について評価・検証を行う。	
			漁場環境保全	農林水産局水産課	漁場環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場所の環境改善を図る。	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)		関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況 事業等の内容			
	対策内容	県計画の項目※ 具体的な事業等						
監視測定等の	・河川・海域の水質常時監視、ダイオキシン類による環境汚染の状況把握、工場等の監視体制の強化等(水質情報管理システム、発生源テレメータシステムの質的	12	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視 ・水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。 ・協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を行うことにより、水質汚濁防止法・協定の遵守状況を確認している。			
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究、広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等	13	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究	総務局研究開発課(総合技術研究所)	・平成25年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止) ・広島湾流域圏環境再生研究の移転(平成18年度事業終了) ・廃石膏を活用したリン回収装置開発プロジェクト ・むき身かき鮮度保持技術の成果移転促進	・江田島湾内の移植藻場のモニタリング調査を防災ヘリを活用して実施する。 ・養殖量の削減に向けた一環として、カキ身入り促進の指導を実施する。また、採苗不調対策としてH17-19年度に実施した、「海水流動モデルを用いたかき採苗技術研究」結果に基づいた広島湾奥部への母貝筏を確保する案を行政施策へ提案する。		
			・広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発			環境県民局環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮間帯生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19～21年度、平成21年度事業終了)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となつて簡易かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図るよう、普及・啓発を目指す。
			・生態系のモニタリング調査の推進					
環境教育・環境学習の推進	・広島県環境学習推進実施計画に基づく環境教育、環境学習の普及拡大、瀬戸内海の環境保全の啓発、瀬戸内海を里海として再生する意識の醸成、せとうち海援隊、マイロード、ラブラバー等の環境保全団体への支援等	14	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	環境県民局環境政策課	環境保全アドバイザー制度 環境学習指導者派遣支援制度	地域で実施される環境学習や環境保全活動で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援する。		
			環境学習の推進	教育委員会教育部義務教育指導課	環境学習の推進	小学校及び中学校における「総合的な学習の時間」などの活用による環境学習を推進する。		
			環境学習の機会の充実	教育委員会教育部生涯学習課(福山少年自然の家)	自然環境教育支援プログラムの提供等	身の回りにある樹木に目を向けながら、自然にまつわる不思議を感じ思考する「追跡ハイキング」や「グリーンアドベンチャー」を環境教育プログラムとして利用団体に提供する。		
			人材の育成	教育委員会管理部教職員課 教育委員会教育部義務教育指導課	教員研修の推進	児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図る。		
			せとうち海援隊	環境県民局環境保全課	せとうち海援隊支援事業	海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)		
			住民と行政との協働体制による道路の美化活動支援事業	土木局道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロード・システム)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。		
			住民と行政との協働体制による河川の美化活動支援事業	土木局道路河川管理課	広島県アダプト制度(ラブラバー制度)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の一級河川・二級河川における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(ラブラバー団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。		
の供給・報実広報	・ホームページ等による情報提供、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減の取組み等の広報	15	広報	環境県民局	広島県環境県民局HP「エコひろしま」による情報提供			
広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等との広域的な連携及び情報交換、太田川流域振興協議会、広島湾再生推進会議等と連携した環境保全施策の推進等	16	瀬戸内海広域連携推進事業	環境県民局環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議等	瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を図っている。		
			広島湾再生推進会議等による取組	国土交通省中国地方整備局が中心となつて事業を実施(推進会議委員(広島県):政策企画部長、環境県民局長、農水産振興部長、都市局長)	広島湾再生推進会議等	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域と海域が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。		
			健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	環境県民局環境保全課	健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	森林、農地、市街地、河川、海域などを一体的な水循環系とし、「健全な水環境の維持・回復」をコンセプトとし、住民の参加による総合的・広域的な取組を誘導・推進することを目的に、先行モデルケースとして「黒瀬川」流域を選定した。住民参加によるワークショップ等を中心に検討を行い、他の流域への拡大を目指す。		
			太田川水系河川の美化活動	土木局道路河川管理課	クリーン太田川	2(4)の再掲。 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の治川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う。		

※県計画の項目:「第6目標達成のため講ずる施策」参照

8 せとうち海援隊認定団体

(平成27年3月末現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	N T T ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジ子どもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
尾三	くる ² (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)

資料：県環境保全課

9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
メンバー数	1,397	1,153	1,457	1,447	1,439	972	941	1,542	4,415	2,457	3,118
サポーター数	301	226	311	277	246	182	178	254	554	537	666
クラブ数	87	64	85	84	82	55	42	49	77	49	53

資料：県環境政策課

10 緑の少年団, 団員数

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
団員数	2,733	2,873	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566	3,088	2,843	2,795
団 数	40	41	39	38	37	36	34	37	40	35	36

資料：県森林保全課

11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成27年3月31日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)	件数		種 別 (種 類)	件数		
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	9				9
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
	小 計	19				19
重 要 文 化 財	建 造 物	56	重 要 文 化 財	建 造 物	45	101
	絵 画	12		絵 画	49	61
	彫 刻	42		彫 刻	90	132
	工 芸 品	55		工 芸 品	54	109
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	18		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	69
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	17	21
	歴 史 資 料	4		歴 史 資 料	4	8
小 計	191	小 計	310	501		
重 要 無 形 文 化 財	0		無 形 文 化 財	3	3	
重 要 有 形 民 俗 文 化 財	7		有 形 民 俗 文 化 財	5	12	
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4		無 形 民 俗 文 化 財	66	70	
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	1				1
	史 跡	23		史 跡	125	148
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	120	135
	名 勝 天 然 記 念 物			名 勝 天 然 記 念 物	1	1
小 計	49	小 計	252	301		
重 要 伝 統 的 建 造 物 群	2				2	
合 計	272		合 計	636	908	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
文 登 録 記 念 物	登録有形文化財					138
	登録記念物					2

資料：県文化財課

12 都市公園整備現況

(平成26年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,636	392.93
	近隣公園	107	212.19
	地区公園	26	136.14
	計	2,769	741.26
都市基幹公園	総合公園	28	425.97
	運動公園	20	290.35
	計	48	716.32
特殊公園		29	658.88
広域公園		5	291.15
都市緑地・緑道		154	195.68
国営公園		1	338.80
計		189	1,484.51
合計		3,006	2,942.09

資料: 県下水道公園課

(注1) 特殊公園には、風致公園, 歴史公園, 動・植物公園, 墓園を含む。

(注2) 都市緑地・緑道には、緩衝緑地, 都市緑地, 広場公園, 緑道, カントリーパークを含む。

13 県・市町の環境保全関係規程等

(1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	その 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
	環境整備	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
自然保護	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温泉	広島県温泉法施行細則
自然保護	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	
国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱	
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画，広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画		

(2) 市町(条例)

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ぽい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ぽい捨て等防止に関する条例 呉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三原市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ぽい捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ぽい捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ぽい捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例
江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例

北 広 島 町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世 羅 町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広 島 市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策地域推進計画 広島市役所環境保全実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観計画
呉 市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹 原 市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三 原 市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾 道 市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福 山 市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府 中 市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三 次 市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄 原 市	庄原市環境基本計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大 竹 市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東 広 島 市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿 日 市 市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン 廿日市市景観計画
安 芸 高 田 市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江 田 島 市	江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市環境基本計画
府 中 町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画
海 田 町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊 野 町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂 町	坂町地球温暖化対策実行計画
安 芸 太 田 町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北 広 島 町	北広島町地域新エネルギービジョン
大 崎 上 島 町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世 羅 町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。

第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μ g

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利 用 目 的 の 性 質	基 準 値					該当水域
		水 イ 濃 (p H)	素 生 的 要 (B O D)	物 化 学 素 量 (S S)	溶 酸 素 存 量 (D O)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表9に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB酸素管に移植し、35～37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	素濃度 (COD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶解性 酸素 (DO)	
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域	
		水イ 濃 (pH)	素 濃 (度)	化学的 要求 (COD)	溶 素 (DO)	存 量 (群)		大腸 菌 数 (抽出 油分 等)
A	水産1級, 水浴, 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下		2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと。	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級, 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下		3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下		8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	規格17に定める方法 (ただし、B類型の 工業用水及び水産2級の うちノリ養殖の利水点 における測定方法はアルカリ 性法)	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計測 結果の得られる方法	最確数による定 量法	告示の付表10に 掲げる方法		

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
 (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)
 f : $Na_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
II	水産1種, 水浴, 及びIII以下の 欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種, 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		
5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。		

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき 都道府県知事が地域の区分ごとに指定する 地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものについては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機磷	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表 1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格61に定める方法、農用地に係るものについては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2 及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき 1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。